OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ウイグル文貸借契約書の書式
Author(s)	山田, 信夫
Citation	大阪大学文学部紀要. 1965, 11, p. 87-216
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10830
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ウイグル文貸借契約書の書式

山　田　信　夫

ウイグル文貸借契約書の書式

山　田　信　夫

目　次

序　論　　頁

まえがき…… 5(93)

資料について…… 7(95)

本論文の構成…… 10(98)

第 1 章　消費貸借文書　<附>代価借用文書…… 13(101)

第 2 章　賃貸借文書 …… 49(137)

第 1 節　土地賃貸借文書　<附>使用貸借文書…… 50(138)

第 2 節　家畜賃貸借文書…… 72(160)

結　語 …… 76(164)

参考資料　[資料1]—[資料12]…… 79(167)

略　号 ……122(210)

文書索引 ……126(214)

図　版　1——6

The Forms of the Uighur Documents of Loan Contracts

Nobuo YAMADA

Contents

Introduction page

Preliminary Remarks ..... 5(93)

Materials Used ..... 7(95)

Concluding Remarks ..... 10(98)

Chapter 1 Loan Contracts for Consumption ..... 13(101)

Appendix. Loan Contracts of the price ..... 44(132)

Chapter 2 Renting or Hiring Contracts ..... 49(137)

1 Renting of Farming Land ..... 50(138)

Appendix. Entrusting of Land ..... 69(157)

2 Hiring of Domestic Animals ..... 72(160)

Conclusion ..... 76(164)

Examples of Contract Documents in Question [1–12] ..... 79(167)

Abbreviation .....122(210)

Index of Documents .....126(214)

Plates [1–6] ..... after page 128(216)

The chief aim of the present paper is to identify the forms or the stylized expressions and terms of every kinds of Uighur documents of loan contract. Then, at the first step, it was classified such two groups as loan contracts for consumption (Chapt. 1) and renting or hiring contracts (Chapt. 2). The objects of the former are money, corn, wine, raw cotton, cotton cloth and so, and, at the second step, among this kind of contracts it must, by the author's opinion, be distinguished whether the term of repayment might be fixed or not. As to the objects of the latter renting or hiring contracts, it is known up to now only farming lands and domestic animals, and among those about lands it must also be distinguished whether a exact amount of rent-paying might be fixed beforhand or between the tenant and the owner only a distributive rate of harvest might be settled.

We know now several examples of loan of the price and their forms are so similar with those of the former loan for consumption that here they are appended to Chapter 1. In the same reason the sole case of entrusting a farming land was compared with those contracts of renting land in Chapter 2, Section 2.

On the whole, the following paragraphs are common: **1 Date** [A], **IV Postscript** (witnesses' registration [M], signature [N], writer [O]) and **V Other items** (additional statement [P], title [Q]). Moreover, following the date at the beginning of the text, the item [B] where some reason of loan is stated by the debtor using the stylized expression *kärgäk bol-* "being in need of" is indispensable.

As to the number of witness (*tanuq*), they are usually 2 in the contract of this kind contrasting 3 or 4 in the case of sale contract and 1 in other kinds in which that of loan of the price mentioned above is also included. When a seal stamp was impressed, we find them without exception at two parts, namely at the beginning and at the end of each text.

As a matter of course, such paragraphs as **II Subject of contract** as well as **III Guarantor** or **penalty** or **duties** are respectively remarkable depending on the contents of the contracts. In the cases of loan for consumption, the indispensable items are as follows: (1) the objects of loan and (2) it's amount, (3) the term of repayment and (4) it's amount with the interest and when the term is not settled (5) the monthly interest. Still (6) the penalty for breach of the term are mostly stated in those where the term of repayment is settled and in any cases (7) the item on guarantor must be mentioned.

As to the contract of renting land, the following items are all-important: (1) the purpose of using or cultivating the land, (2) the sort and (3) the seat of the land concerned, (4) the land-rent and (5) the duties or taxes. Among the materials we have now, the date of paying the rent, except a single example, is not mentioned and the rented term is, without exception, never settled.

With regard to the contracts about domestic animals, because we have now only two materials, the fixed forms are hard to recognize. The items mentioned in them, however, are such as (1) the aim of hiring, (2) the kind of animal and (3) the date of it's return, (4) the animal-hire and (5) the term of it's paying, then (6) the penalty for breach of the contract or some securities.

4

The author has included in an 'Appendix' 12 texts showing examples of every kind of contract in question. He has selected them from those already published by W. Radloff and others, but, commenting on every words and expressions, has corrected the former readings on not a few occasions. It has been still included in this article 6 reproductions of those also publishesd already.

序　　論

ま え が き

§1　私は曽て，「ウイグル文売買契約書の書式」と題する一文を発表した[1]．そのときにも述べたように，その一文と同時に貸借契約文についても草稿を作製し，売買文と貸借文とを併せ考えていたものである．それは，やはり，その「附記」中で明かにしておいたとおり，当時，わが大谷探険隊が新疆のトゥルファン方面で蒐集し，現在，龍谷大学所蔵となっているウイグル文書中に，保存のきわめて良い，典型的な売買文書と貸借文書とをそれぞれ1点ずつ発見したので，その新資料を紹介する[2]に当り，補説する目的でまとめたものであった．

本稿成立のそもそものきっかけは上のようなことであるが，ここに発表するについては，当初の売買文書と相応せしめんとする意図は失っていないにしろ，龍谷資料紹介のためというねらいからは，はるかに離れてしまっている．その意図はもはや捨て，完全に新規に書きなおしたものである．

現在となると，上記売買文の書式に関する考察も，きわめて不十分なものであった．それは，欧文原稿として書きなおし，別に発表することになっており[3]，本稿はその新稿と相補うものであることを了承されたい．

§2　いわゆるウイグル文書，いうまでもなく，イスラム侵入以前の，東トルキスタン天山方面のウイグル国人の書き残こしたもの，そのなかには，公・私とりどりの種類のものがふくまれている．中世ウイグル王国史研究の一等史料であることはもちろんである．

思うに，前世紀末いらい，諸国の探険調査隊，旅行家[4]により発見され蒐集された，この貴重な歴史資料は，決して数多くの人によってとは言えぬが，それでも，各国の専攻者のあいだでその研究は進められてきたし，今でも続けられている．しかし，それは，主として言語学者により，言語学的，トルコ語学上の関心から進められていたと言ってもよく，歴史資料としての扱いはきわめて不十分であった．それも，ウイグル語文の典籍類などにくらべると，この

---

1)　西域文化研究会編，「歴史と美術の諸問題（西域文化研究第六）」，京都，1963．pp.31—62.

2)　山田，大谷探険隊将来ウイグル文売買貸借文書，西域文化研究会編，「中央アジア古代語文献（西域文化研究第四）」，京都，1961．pp.207—220．図版34，35，36，37.

3)　Yamada, Uighur Documents of Sale- and Loan- Contract brought by the Otani Expedition. *Memoires of the Research Department of the Toyo Bunko* No. 24. Tokyo, 1965.

4)　概観を得るのに，下記の近著が便である．J.A. Dabbs, *History of the Discovery and Exploration of Chinese Turkestan* (Central Asiatic Studies Ⅷ). The Hague, 1963, 255pp.

文書類は，いわば，敬遠されてきた傾向さえ指摘できる．学識者などではない，下級の官僚や僧侶などならまだましで，なかには，文字をようやく知っていると思われる，おそらくはふつうの農民・商人が，日常の生活のために書き記したものとなると，たとえば，文字の判読からしてさえ難解をきわめることは少くない．書き誤りもあるであろう．ことばにしても，どのようなことばを用いているやもしれない．今はすでに死語になっていることばも，少からず指摘されているのである．加えて，その地方は東西交渉路上にあり，各種の人種・民族が常に来住している．彼らの打ち樹てた文明全体が，複合文明・混合文明として特徴ずけられていることは，もはや周知のところであろう．

そのようなことから，この文書史料を歴史考察の材料とするまでに，固めて行かねばならぬ作業はまだまだ多くの点で残されている．書かれている個々の事がらを明確に把握することが，まず不可欠なのである．そのことを容易に通り過ぎたのでは，いかに歴史学上の問題をとり上げようとしても，そのこころみ全体が無為に帰するといわねばなるまい．

§3　数多くの文書類のなかで，いま，売買・貸借契約文をとり上げることは，私なりに，一つの路線に沿うものと考えている．それは，この種類のものは最もその数が多いこと，さらに，契約証文という性格から，一定の類型的書式が存在し，相互の比較検討の便宜があること，しかも，そのなかには，彼らの社会生活に関する肝要の問題がもり込まれているに相異ないからである．しかし，上述のとおり，まず，何が書かれているかを明確にする，いわば，前提的作業はまだまだ多く残されている．したがって，契約内容の分析，そして，この種文書に反映する．中世ウイグル人の経済関係を中心とした歴史の把握を，将来の究極の目的とはしながらも，本稿ではあくまで，彼らの記述するところを，より正確に理解することが第一の眼目である．ただ，それにしても，ことばの解釈だけでは，その意図にもそわぬので，裏面にひそむ事実に常に注目し，配慮することは，極力こころみた．そのような配慮こそ，従来の，主として解読にとどまった語学的研究を補い，その誤りを正し得るものと信じる．

§4　なお．上に述べてきたことは，まず，個々の文書に対面したときの，研究の身がまえ，ねらいとして考えているところであるが，さらに，強調したいことに次のようなことがある．それは，現在われわれの有する資料は，十分に歴史資料として扱われてきてはいないということである．すなわち，その文書上に記された text だけが考察の対象となり，その他，いわば古文書学的観察は無視されている．また，前後，ふつうは10世紀から14世紀のあいだにふくまれているはずのこの文書群を，いつ，どこで，誰が，という史料としての基本的条件に目をおおい，一括してとり扱って不思議とされていない．これらの問題は，実際にはなかなか困難な点が多いが，それでも，努めて，手段をつくし，考察を加えることにより，いくらかでもその成果はあがるはずである．これらのことも，私なりに，極力配慮しているつもりである．

§5　くりかえしていうと，本稿は，本格的な歴史的考察を加える前段階として，まず個々

の文書の記載内容を明確にすることを，主として比較研究の方法によって進めたものである．そこに，原則的な共通な，叙述・表現はもちろん認められるし，一方，個々に相異する点も確認できる．その共通性と個別性とを，書式全体，云いまわし，用語その他について把握できれば，本稿の目的は果たせるのである．その上で，歴史的・法制史的考察を加えるには，近隣諸民族の歴史的交渉なども十分に考慮し，各方面の専家がそれぞれに発言されることを期待せねばならぬ．

資料について

§6　本稿の直接対象である貸借文書および関連して参照することのある俗文書資料の解読・研究・図版の発表されているものは下記の諸論著である．［　］内は，本稿で使用した略号．番号は，所収論著内で示された番号を示す．

［USp］　W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler, Materialien nach dem Tode des Verfassers mit Ergänzungen von S. Malov herausgegeben.* Leningrad, 1928, VIII, 305. 3 plts. ドイツ探険隊蒐集品とロシヤ・コレクションとを総計128点紹介している．そのうち，104点は，法律文書ともいわれる俗文書類で，各種の契約証文類も多くふくまれている．Malov 氏がほとんど各文書について補訂を加え，さらに，巻末に語彙集を添えている．図版は3通しかない．これらのうちの一部は，まえに，Radloff 氏が，Klementz, Grünwedel 両氏の調査報告書中に発表した．解読そのものは，もちろんのちの USp によるべきだが，文書の解説には参考すべき記述がある．

W. Radloff, Altuigurische Sprachproben aus Turfan. in: D. Klementz, *Nachrichten über die von der Kais. Akad. d. Wiss. zu St.-Petersburg im Jahre* 1898 *ausgerüste Expedition nach Turfan.* St.-P., 1899, ss. 55—83.

W. Radloff, Uigurische Schriftstücke in Text und Übersetzung. in: A. Grünwedel, *Bericht über archaeologische Arbeiten in Idikutschahri und Umgebung im Winter* 1902—1903. Abhand. d. Kais. Bayern. Akad. d. Wiss., kl. 1, XXIV, 1, München. 1906. ss. 1—196.

［Le Coq HU］ A. von Le Coq, Handschriftliche Uigurische Urkunden aus Turfan. *Tūrān,* 1918, 8 szem. Budapest. ss. 449—460. USp 中の Nos. 2,7,13,16, いずれもドイツ・コレクションの解読研究である．写真を発表している．

［Le Coq KE］ A. von Le Coq, Kurze Einführung in die uigurische Schriftkunde. *Mitteil. d. Seminars für Orientalische Sprachen,* OS. XXII. Berlin, 1919, ss. 93—109

このなかに，USp の Nos. 12, 18 の2点が，Le Coq 自身の解読と写真とでふくまれている．

[Ramstedt] G. J. Ramstedt, Four Uigurian documents. in : C. G. Mannerheim, *Across Asia from West to East* 1906—1908. Société Finno-ougrienne, VIII Travaux ethnographiques, Helsinki, 1940. vol. II. 4通の文書を図版と共に解読発表している．

[Malov DUD] С. Е. Малов, Два уйгурских документа. Из работ Восточного Факультета Среднеаз. Гос. унив. Ташкент, 1927, стр. 387—394. 借用文書・売買文書それぞれ1点ずつ，図版と共に発表している．

[Malov URD] С. Е. Малов, Уйгурские рукописные документы экспедиции С.Ф. Ольденбурга. Зап. Инст. востоковедения АН СССР, т. I, Ленинград, 1932, стр. 129-149. オルデンブルグ探険隊将来の5通の文書，図版をそえてある．解読研究の部分について江上波夫氏の邦訳がある．江上波夫訳，オルデンブルグ探険の回鶻文書，「蒙古学」第3冊，1938. pp. 139—160.

[Malov PDP] С. Е. Малов, Памятники древнетюркской письменности, тексты и исследования. Моск.-Лен., 1951 このうち，Памятники уйгурского письма, Юридические документы уйгуров, стр. 200-218. に8通の文書の解読をあげてある．最初の2通(図版あり)のほかは，USp Nos.7〔TM 226〕, 13〔TM 224〕, 16〔TM 206〕, 19〔TM 78〕27〔TM 215〕, 28〔TM 211〕である．

[Feng] 馮家昇，元代畏兀児文契約二種．「歴史研究」1954年第1期，北京，1954. pp. 119—131. 中国唯一の研究者としての馮氏の第1作で，中国にある新資料の解読・注釈を発表した．図版もある．そのうちの1つは下記の書にもある．

黄文弼，「吐魯番考古記」中国科学院考古研究所，考古学特刊第3号，北京，1954，図版104，図44.

なお，上の第1文書は護雅夫氏が読みなおし，下記の論文として発表した．

護　雅夫，元代ウイグル文土地売買文書1通，「岩井博士古稀記念典籍論集」，東京，1963. pp. 712—727.

[Feng Bin] 捷尼舎夫・馮家昇，回鶻文斌通(善斌)売身契三種附控訴主人書，「考古学報」1958年第2期（总才20冊），北京，1958. pp. 109—120. 附録の1通は Malov PDP No. 1 と同じものである．全部図版がある．

[Feng TC] 馮家昇，回鶻文契約二种．「文物」1960年第6期（总才118号），北京，1960. pp. 32—34.

なお，在日本，大谷探険隊将来品については，現在，京都，龍谷大学図書館所蔵のものが，

そのほとんど全部と思われるが，それらについては，龍谷大学の整理番号に，私なりのローマ字略号［Ot・Ry］を附して示した．それらの資料の解読発表されたものは，以下の3篇である．

羽田　亨，回鶻文女子売渡文書，「東洋学報」VI，2，東京，1916．pp．276—276．（再録「羽田博士史学論文集」下巻）．図版あり．

護　雅夫，ウイグル文葡萄園売渡文書，「東洋学報」XLII，4．東京，1960．pp．22—50．羽田博士の発表したものを大幅に修正し読みなおしたものである．

この両者は Ot・Ry 543 を扱っている．その図版は，はじめ香川黙識編「西域考古図譜」下巻，東京，1915，(8)回鶻文文書 に収められ，羽田博士の論文にも附載されている，また最近，改めて「西域文化研究第六」，京都，1963，図版 第22 としても発表されている（(註1）参照）．

山田信夫，大谷探険隊将来ウイグル文売買貸借文書，「西域文化研究 第四」，京都，1961．pp．207—220．図版 34，35，36，37．上の No．543 以外の，現在龍谷大学所蔵のもの全部を解読して発表．図版あり，貸借文としては，Ot・Ry 2734 のほか，小断片の Ot・Ry 1108，Ot・Ry 2150〔a〕が含まれている．

§7　以上は既発表の史料であるが，さらに，私は，下に述べるような幸運にめぐまれ，ドイツ，フランス，イギリス所蔵の資料について，その原物を調査し，大多数の写真を入手し得た．ドイツ・コレクションはその大部分が，旧ベルリン・アカデミー，現在，東ドイツのアカデミー，東洋学研究部[5]の所蔵するところであり，一部は，西ドイツ，マインツ市にあるアカデミー[6]，さらにごく少数は，西ベルリン市内，ダーレムの民族学博物館[7]内にあった．フランスのは，もちろん，ペリオ・コレクションにふくまれるもので，パリー，国立図書館，古文書部[8]に保管されている．イギリスのは，やはり有名なスタイン・コレクションであり，そのマイクロフィルムは既にわが国にもたらされているが，現在，ロンドン，大英博物館，東洋文献部[9]で保管されているものは，改めて，原物について調査した．

以上のような原物調査の結果，とくに，その数量の多いドイツ・コレクション中．Radloff，Le Coq の発表したことのある計70点の俗文書のうち，55点はその原物を見出し，さらに未発表資料46点も発見した．そのなかには多くの契約証文がふくまれている．ペリオ・コレクションには25点のウイグル文が見出されるが，そのうち12点は，漢文書，チベット文書の裏

5) Deutsche Akademie der Wissenschaften zu Berlin, Institut für Orientforschung.
6) Akademie der Wissenschaften und der Literatur in Mainz. 但し最近 Marburg 大学の所管に移された由であるが確かめていない．
7) Museum für Völkerkunde Berlin
8) Bibliothèque Nationale, Cabinet des Manuscrits.
9) British Museum, Department of Oriental Prints Books and Manuscripts.

面に記されたもの，いま参照すべきような契約証文類はない．スタイン・コレクションにも，そのような証文類は，明かなかぎり，小断片もふくめて，いま，5～6点を数えるだけである．

これらの原物調査をした史料については，原物所蔵機関での整理番号で示すのを原則とするが，大部分を占めるドイツ・コレクションのばあい，マインツのもの以外は未整理である．従ってそれらは，原文書番号をそのまま記す．これらのうち，既に発表されたことのあるものについては，上掲論著内の番号を併記した．これらの略号は下のとおりである．

［TM］ ドイツ・コレクションの原文書番号，第1次調査隊蒐集品．

［TI～IV］ 同上 第1次より第4次までを示す．そのあとに蒐集地別に番号を附すこともあり，そのばあい，地名は多く次のような略号で示されている． B=Bulayq, D=Dagianus-Idiqutshahri, M=Murtuq, S 又は Sg=šängim, S 又は Š=Šovcuq, T=Tuyoq.

［Or 8212］ 大英博物館蔵スタイン・コレクション

［Pelliot］ 国立図書館蔵ペリオ・コレクション．そのあとに，所用文字により Ouigour, Chinois, Tibétain など記す．

その他のウイグル文献，あるいは参照することの多かった辞典・文法書などについては，便宜上，略号を用いたが，それらについては，巻末を参照されたい．

本論文の構成

§8 以下，第1章を「消費貸借文」に，第2章を「賃貸借文」にあてる．前者には，書式上極めて類似している，従って比較考察に価する代価借用・支払い契約文を附載した．後者は，さらに，第1節「土地賃貸借文」と第2節「家畜賃貸借文」とを区別し，第1節には，内容上賃貸借文とは認められないが，やはり書式上きわめて類似している一文書，かりに使用貸借文と認定したものを附載した．いずれも，今後，その内容研究を進めれば，そのなかに，法制・経済史的にはもっと細く類別すべきものが含まれているはずであるが，現在の限られた数の資料では，それもなかなか容易ではあるまい．

いずれにしろ，これらが，現在私の知る限りでは，貸借契約文の全部である．広く貸借関係に関連する証文類はまだ少からずあるが，それらは，一定の書式というものは考えられないものである．内容研究を進めるについては併せ考察すべきものであるが，本稿では対象外のものである．

§9 さらに別篇に，参考資料として12点の文書のローマ字転写，日本語逐語訳，英訳文，語釈を掲げた．本論中にも，立論上，随時，引用史料として関係テキストを示すが，部分的で

あり，全体の姿を見失うおそれがある．また，このさい，Radloff その他の先人の発表した解読・解釈について，その原物あるいは発表された写真によると，私なりに修正したい点が少くない．いま，その全部を収めることは不可能であり，そのことは，未発表資料の公刊と併せて，別にその機会を近く持つことになっているが[10]，当面，本稿の対象である貸借文書中，既に発表されたもののなかから，その内容に於て，借用対象物その他で，なるべく各種類のものを選んだ．そして，その写真のあるものはそれを転載しておいた．なかには，不鮮明のものもあるが，わが国に於て閲読に困難なものもあるので，無駄でないと思う．それぞれについて，ときには詳細な語釈も加えたが，それによって，同種のものに共通に現れる表現，術語，ものの名称，単位称呼などの，主としてことばとしての意味に対する解釈をこころみた．本文の方で一々語義を明かにする煩を避けたものである．

§10 最後に，本稿が数年前の草稿を全面的に改め，あるいは，今まで知られていなかった新事実を指摘できるとするならば，それは，直接には，Radloff が多く発表していたドイツ・コレクションの原物を調査し，未発表の貴重な資料も発見し得たからである．本稿自体はまだ予備的なものであって，これらの新資料，原物による知見を十分に利用し，まとめるには，なお多年を要するであろうし，個人の能力を越えているとさえ言えよう．それにしても，ここにいささかなりとも，そのドイツ・コレクションを，そしてその他のコレクションを利用し得たことについて，私は，いま，下記の方たちの御厚意を感謝の念を以って思い起こさざるを得ない．

1960年8月より1962年6月までのおよそ2年間の在外研究に当って，出発当時の大阪大学文学部長藤直幹教授から，講座主任の守屋美都雄教授と共にまず積極的な御支持・御尽力をいただいたことは忘れ得ぬことである．また，そのような契機は東京大学榎一雄教授の御示唆によるものであったことも事実である．1960年9月のベルリン・アカデミーでの調査にさいしては，当時の古文書室主任 Dietrich Schlingroff 博士にお世話になった．次いで 1961年8月，再度の調査旅行にさいしては，Hamburg 大学の Annemarie von Gabain 教授が，ベルリン・コレクションの調査責任者として，共同研究の為に招聘されたことが契機であり，古代トルコ語学者としての同教授には，その後ともとくに言語学的面で教示を受けている．その夏の調査旅行については，Harvard Yenching Institut, とくに，Glen. w. Baxter 博士の格別の御配慮，また，Omeljan Pritsak 博士が世話をしていた Societas Uralo Altaica の財政的援助に負うところ大である．なお，ベルリン・アカデミーでは，当時の東洋学研究所長 Dr. Dr. H. Grapow. マインツ・アカデミーでは，Dr. H. Scheel, ダーレム博物館では Dr. H. Härtel. 大英博物館では Dr. K. B. Gardner. 以上の諸氏が，それぞれの所蔵資料の調査のさい，全面

10) Türkische Turfan Texte XI (Abhandlungen der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin) (近刊予定)

的に協力され，非公開の個人研究室，倉庫のなかまで，存分に検索させていただいた．ベルリンに於いては，技工師の Christ 夫人には再次にわたりお世話になり，1961年夏のとき，それまで，専問の学者たちさえ，大戦を経たのち，その行方を知らなかった未整理の大量の文書のたばを発見して私に手渡したのが彼女であった．この方たちは，直接の場面で御支持御協力を得た方たちであるが，その他，各方面で，先輩・友人の諸氏から折にふれ御教示を得たこともすくなくない．（1963．12．28．）

第 1 章　消費貸借文書

資　　料 ・・・・・・・・・・・・ §§ 11～17

Ⅰ 日　附〔A〕・・・・・・・・・・・ 18

Ⅱ 契約の主題 ・・・・・・・・・・・ (19)

1. 借主と動機〔B〕・・・・・・・・・ 20～25

2. 貸主と物件とその数量〔C〕・・・・・・・ 26～39

3. 返済について ・・・・・・・・・ (31～33)

（Ⅰ）返済有期限のばあい ・・・・・・ (34)

(1) 期限と返済物とその数量〔E〕・・・・ 35～44

(2) 返済期限に違背したばあい〔F〕・・・ 45,46

（Ⅱ）返済無期限のばあい〔G〕・・・・・ 47～51

Ⅲ 保　証〔H〕・・・・・・・・・・ 52～61

Ⅳ 後　文

1. 証人の記名〔M〕・・・・・・・・ 62～64

2. 印　記〔N〕・・・・・・・・・ 65～72

3. 書き手〔O〕・・・・・・・・・ 73

Ⅴ 別　記

1. あとがき〔P〕・・・・・・・・・ 74

2. 題　記〔Q〕・・・・・・・・・ 75

附 代価借用文書 ・・・・・・・・・ 76～87

資　　料

§11 いわゆる消費貸借文書に類するものを，現在，私は少なくとも 26 点知っている．そのうちの大多数，19 点は，ドイツ探険隊蒐集のもので，うち 11 点は Radloff または Le Coq が発表したが，残り 8 点は未発表のものである，現在，Radloff 既発表中の 2 点，USp No. 34 と No. 37 以外はみな，その原物はベルリン・アカデミーにある．その文書番号は以下のとおりである．Ohne Nr とは，ほんらい貼付されてあったはずのラベルが剝落し，原文書上にも何の註記も認められなくなっているもの．それについては，（ ）内のローマ字でもって，私が便宜的に整理した．

TM 75, TM 76, TM 83, TM 86, TM 106, TM 212〔USp No. 29〕, TM 215〔USp No. 27 : Malov PDP No. 27〕, TM 222, D 51〔USp No .18 : Le Coq KE No. 6〕, TM226, D 176〔USp No. 7 : Malov PDP No. 7 : Le Coq HU No. 2〕, TM 230, D176〔USp No. 1〕, TM 233〔USp No. 20〕, TM 234〔USp No. 10〕, TII D43〔USp No. 70〕, TII D 149a〔USp No. 67〕, TIII 518, Ohne Nr(e)〔USp No. 85〕[11], Ohne Nr(f).

§12 ベルリン・コレクションをのぞいた7点は，ロシヤの4点，英国のスタイン蒐集品2点，そして，日本の大谷探険隊将来の1点である．原物を調査していないロシヤ・コレクションは，Malov は写真を発表しているが，Radloff は公表していないので，それらは彼の解読によらざるを得ない．この7点は以下のものである．

USp No. 47, USp No. 25, USp No. 113〔3 Kr. 33 b,〕Malov DUD No. 1, Or 8212 (131) r.v., Or 8212(151)r., Ot・Ry 2734.

§13 なお，これらの文書類のなかには，借り受けたものとは異るもので弁済する，即ち代物弁済のものも含めてある．厳密にすれば，区別すべきであろうが，書式上は区別し難いし，内容上からも，実さい問題として区別困難の点も出てくるので便宜上そうした．それらのうち明確なものは TM 234〔USp No. 10〕と Malov DUD No. 1 の2点で，前者は棉布(böz)，後者は穀物 (tarïγ) に対し，ともにぶどう汁 (süčüg) で弁済しようというものである． また TM 234〔USp No. 1〕ではぶどう酒 (bor) に対してやはりぶどう汁を言い，これなど代物と考うべきかどうかやや問題ではあろう．さらに，TM 212〔USp No. 29〕では棉布 (böz) に対して弁済すべきものを記した箇所に破損あり，明確にし得ないが，私は代物弁済かと推定している[12].

§14 これら総計26点のものを，いま，直接対象とするが，そのドイツ・コレクション19点のうち，9点[13] は，すべてカイイムトウ (Qaiimtu) なる人物が貸手になっているものである．借手・証人・書き手など関連してあらわれる人物も同名のもの多く，筆蹟の点からも，このカイイムトゥは完全に同一人物である．これらを私はカイイムトウ文書と名ずけたい[14]．さらに，彼が直接その名をあらわさなくても，彼の周辺にある人物間の証文であること疑ないものが1点 (TM 212〔USp No. 29〕)，さらに，きめ手は不十分だが反証もないもの2点 (TIID

11) Malov によれば，もと TII Toyoq Ohne Nr とあったらしい．cf. USp : 238.

12) Radloff は欠損部を推定して文をととのえ，やはり böz で弁済するように解しているが，それには賛成できない．註63)，［資料5］語釈5—5，

13) TM の 75, 76, 83, 86, 106, 215〔USp No. 27〕, 233〔USp No. 20〕, 234〔USp No. 10〕, USp No. 37.

14) カイイムトゥ文書群の確認については，未発表資料の写真を公表し得るときに行いたいと思う．準カイイムトゥ文書についても同様である．なお，これらの貸借文書以外のものものもある．

43〔USp No. 70〕, USp No. 34) もふくめて，これら準カイイムトゥ文書と名ずけたいものがある．要するに，これらは，それを歴史資料として考えるばあい，特定の地点・時点，それも小部落内の近隣者同士のものと認められることは，以下の考察に於いても忘れることのできぬ事実である．

そのほか，TM 226〔USp No. 7〕, TM 230〔USp No. 1〕,ならびに，後述の代価借用文書の1通，TM 236〔USp No. 8〕の3点は，契約の当事者・証人・書き手などの名が相互に出入しており，原文書番号が近接しているのみならず，出土地についても，すべて D 176 である．同一地点，同時代のものと考えてまちがいない一群に属する．しかも，その原文書番号は，前述のカイイムトゥ文書に属する，TM 233〔USp No. 20〕, TM 234〔USp No. 10〕および第2章でのべる土地借用の TM 237〔USp No. 11〕と接続している．のみならず，TM 236〔USp No. 8〕にはカイイムトゥ文書によく現れるサンガ(Saŋa)の名がやはり現れている．すなわち，これら3点も，カイイムトゥ文書と同郷・同時代のものと考えてほぼ誤ないと思う．

§15 また，ロシヤ・コレクション4点のうち，ボルミシュ (Bolmiš) なる人物に関するもの2点 (USp No. 47, USp No. 52) あるが，いずれも Rovorovski と Klementz との蒐集品である[15]．ところが，ドイツ・コレクション中の1点 (TM 222〔USp No. 18〕) が，また疑なく同一人物ボルミシュに関するものであり，この3点の史料性格として注目すべきであろう．

§16 残余の10点には，上述のような相互の関連性は認められない．事実，入手経過を見てもいずれもまとまっていない．すなわち，ドイツ・コレクションの5点も，内わけは，第2回〔T II〕のもの2点，それも，出土地は Čiqtim と Dagianus すなわち Idiqutshahri という別のところで入手したもの，そして第3回〔TIII〕のもの1点，残る2点は無番号のものである．ロシヤ・コレクションの2点も上記のものとは異り，Krotkov 蒐集のもの[16]，Malov 蒐集のもの[17]，それぞれ1点ずつがそれである．他は，スタイン蒐集の2点と日本大谷コレクション中の1点とである．

§17 実は，この種の貸借文については，早く 1934 年に，H. Herrfahrdt 氏が "Das Formular der Uigurischen Schuld-urkunden"[18] と題して，はじめて，ウイグル借用証文にどのようなことが記載されているかを分析された．次いで，Bernshtam 氏 なども各種証文類を総括的に論じているが[19]，さらに最近，1961年，護雅夫氏の発表された「ウイグル文消費貸

15) cf. USp : 82.

16) ウルムチ駐在ロシヤ領事 Krotkovが 数年間にわたって蒐集したものと言われるが，出土地は不明である．cf. USp : 202

17) Malov が 1914年，旅行途次，Turfan で購入したもの．Astana 出土と伝えられていた．cf. Malov DUD : 388

18) Herrfahrdt 1934

19) Bernshtam 1940

借文書」[20] が，再びこの種借用文書を専ら考察の対象としたものであった．護氏の研究は，その内容にも入り，とくに中国文の同種文書との比較に於いて，先人の及ばなかったところを明かにされた業績は多大である．本章に於ける私の考察も，とくに Herrfahrdt, 護両氏の研究から，そのいとぐちを与えられたこと多かったことを，このさい記して敬意を表しておきたい．

I 日　　附

〔A〕<12支獣> yïl, <序数詞> ay, <基数詞>-qa/-kä, 「<　　>年，<　　>月，<　　>（日）に」

§18 日附が，文書冒頭に記されること，またその記し方など，他の証文類と完全に同一である．この点については私自身既に論じたことがあるので，今は省略する[21]．ただ，いまここで扱う資料中に，やや変った書き方をしている一例があるので，それだけを指摘しておこう．すなわち，TM 223〔USp No. 20〕では，ikinti ay-nïŋ yiti yaŋïta「二月の七(日)に」と，ay のあとに，-niŋ/-nïŋ の所有格語尾があり，末尾の格語尾が，ふつうは Dativ の-qa/-kä であるのに対し，Lokativ-Ablativ の -ta が用いられている．ともにごく珍らしい例ではある．意味にはもちろん変りはない．

II 契約の主題

§19 日附に続いて記される諸事項のなかに，貸借契約についての諸要点が示されていることは当然であるが，そこには，借主・貸主の名，借用物件の品目・数量，返済について，その期限・利息などがもちろんふくまれている．

1 借主と動機

〔B〕maŋa <人名>-qa/-kä tüš-kä <品目> kärgäk bolup 「われに，<　　>に，利息（つき）にて<　　>必要となりて」

---

20) 護 1961

21) 山田 1963 a : 36,37. その他，Herrfahrdt 1934 : 94,95; Caferoğlu 1934 : 7,8; Bernshtam 1940 : 66, 67; 護 1961 : 226—228 などでも論じている．

§20　この書き方は，売買文書のばあいと同様，このばあい，借主の名がまず明示される．彼が債務者としてこの証文の作製責任者であることは，以下の文全体を通じて明かである．また売買契約のばあいと同様に，債務者が複数である，すなわち，共同債務のものも，現在知られているのは少例だが，確かにある．USp No. 34 のばあい 2 人，TM 76 のばあいは集団としての onluqlar「十人組(?)」である．これらのばあいは“biz ＜人名＞＜人名＞-kä ikägükä「われら，＜某＞＜某＞に，二(人)に」”，“biz ＜人名＞＜人名＞……bašlap onluqlar-qa「われら＜某＞＜某＞……ら，十人組に」”と書いている．

§21　tüš-kä の表現．tüš はほんらい「Frucht, Lohn」の意味で，「樹木の果実」「行為のむくい」などの表現で各種文献に現れているが，tüš-kä に代り asïγ-qa の用いられることも少なくない．この asïγ の語は，現在まで広く用いられていて「利益」の意味である．この両語が，完全に同義語として用いられていることは，たとえば，TII D 43〔USp No .70〕[資料 4] のばあい，この表現のところは tüš-kä と記し，後述の（§45），期限に遅れたばあいの〔F〕文言で，asïγ の語を用いていることからも明かである．また，カイイムトゥ文書に属するものは多く tüš の語を用いているなかに，TM 86 は asïγ の語を用いている．どうしても，同義語として用いられていると考えられる．

この両語ともに，これら借用証文のこの箇処では「利息」の意味に用いられていることは，今まで解釈されてきたとおりに相異ないが，tüš-kä，asïγ-qa のように Dativ 語尾 -kä/-qa がついたばあい，その表現の意味は，それだけではあいまいである．Le Coq のように“zu Zinszahlung（利息支払のために）”と解することもできるわけだが[22]，これは，やはり，「利息(つき)で」と解すべきであろう．TII D 43〔USp No. 70〕[資料 4] は，この語を，この〔B〕文中に記さず，次の〔C〕文言中に記しているが，その方が「利息つきで」と解すべきことは一層明かである．すなわち，こう記されている．

Maŋa Usinä-kä käbäz kärgäk bolup Sauriya-siri-tin tört taŋ käbäz tüš-kä altïm

「われ，ウシネにケベズ（棉花）必要となり，ソリヤシリより四タンのケベズ，利息（つき）にて(借り)受けたり」

さらに決定的なのは，モンゴル文ではあるが，同種の借用文書に，逆の「利息なしで（asïγ ügei）」という表現を見出すことである．このモンゴル文書はウイグル文書そのままの書式であり，解読者 Cleaves 教授も言うとおり，このような借用証文で「利息なしで」というのはきわめて珍らしい契約というべきだが，いずれにしろ，表現としては「利息つきで」の反対概念でこそあれ，「利息支払いのため」という概念とは関係ない[23]．

§22　代物弁済と考えられるのは，既述の 2 点が現在明確なものであるが，これらすべてに

22) Le Coq HU : 455

23) Cleaves 1955 : 24, 30

tüš-kä/asïγ-qa という表現は記されていない．のみならず，Malov DUD No. 1［資料3］のばあい，2行め，この〔B〕文言のところ，tüš-kä と一度書いたものを抹削している（［資料3］語釈3—1参照）．すなわち，このばあい，tüš-kä と書くべきではないと考えられたに相異ないので，少数例だが，この2点いずれもにこの表現の見えぬことは決して偶然ではないということ，また，上述の，tüš-kä が「利息つきで」解すべきことが重ねて確認されるわけである．「利息つきで」とは，もちろん，借りたものと同じものを返却することを前提とし，文字どおりの消費貸借文書なればこそ用いられるものだからである．

代物弁済の証文では，tüš-kä のないかわりに，たとえば，TM 234〔USp No. 10〕では "maŋa Turčï[24]-qa süčüg-kä böz kärgäk bolup" と，süčüg-kä といっている．süčüg「ぶどう汁」が，このとき，借主 Turči が必要とした böz「棉布」の代物として支払うべきものであったことは，その後文で，「秋，新穂のとき，30 テンビン入り1カプの süčüg を支払う」と契約していることから明らかであり，süčüg-kä の表現は「ぶどう汁にて＞ ぶどう汁を代物として」の意味であることも疑ない[25]．借用物と同じものを返却するとき「利息つきで」というのに対応するわけである．

§23 このように，「利息つきで」の意味を持つ tüš-kä/asïγ-qa ということばが，消費貸借文書には原則的に，また原則としてこの〔B〕文言中に記されているわけであるが，例外的に次の〔C〕文言中に記されることもあったし，全然記されていないこともある．同じカイイムトゥ文書のなかで TM 233〔USp No. 20〕，TM 76 などそうであるが，両者とも後文で簡略化したところが認められるものであり，このことばも省略したに相異ない．

代物弁済のばあいでも，上引の Malov DUD No. 1［資料3］では一度書いた tüš-kä を抹消したまま，代りの表現，たとえば，このばあい süčüg-kä が記されて然るべきであるが書かれていない．

§24 その次に記される借用物件＜品目＞は，そのあと，「必要となりて」と記されているとおりで，ほんらいの消費貸借契約としては，ここで必要とされたものが借用の対象，そしてまた返済すべきものであった．現在知られている限りでは，ごま (künčit)[26] 粟 (yür)[27]，棉花 (käbäz)[28]，ぶどう酒(bor)[29]，穀物 (tarïγ)[30]などの農作物，通貨的にも用いられる棉布

24) Radloff/Malov はこの人名を Turbay と読んでいるが，誤りである．この文書もカイイムトゥ文書の一つであり，Turči はカイイムトゥの近隣者の一人である．

25) 護氏は「甘い葡萄酒の代りに」と解しているが，賛成できない．護 1951：229

26) TM 75, TM 215〔USp No. 27〕, TM 226〔USp No. 7〕［資料2］, TM 233〔USp No. 20〕, USp No. 37.

27) TM 83, TM 106, Ot·Ry 2734［資料1］

28) TII D 43〔USp No.70〕［資料4］

29) TM 230〔USp No. 1〕

30) Malov DUD No. 1［資料3］

(böz, [31] quapu [32]), そして金銭 (kümüš)[33] がその対象となっている.

§25 最後の kärgäk bol-「必要となる」の表現は売買文書でも知られているとおりで, 特殊の表現ではない. そして, 終止形をとらず bolup「……となりて」と次に続けた形になっているのが, 少くとも現在知られている資料大多数に共通していることである. 判明する限り例外的なのは, Ohne Nr (e)〔USp No.85〕に boltï「……となった」と記してあるだけである. このように, この〔B〕文言で以て, 借主すなわち債務者名と, 彼が必要としたものとが, 彼がこのような契約を結ぶ動機を記す形で明示されているわけである.

2 貸主と物件とその量数

〔C〕<人名>-tin <数量・物件> altïm「<　　>より <　　>(を)受けとれり(われ)」

§26 この文言は, ほんらい, 叙述としては, 前の〔B〕文言と不可分であるが, 便宜上わけて考察する. 既述のとおり, TII D 43〔USp No. 70〕[資料4]のごとき, tüš-kä の表現がこの〔C〕文言中に記されていることもあるが, 逆に, Ohne Nr (e)〔USp No. 85〕のように, はっきり句切られているのもある.

ここで明記されることは, まず, 貸主名である. 借主のばあいと同じく, 複数のこともあり得たはずだが, 現在の資料中には見出されない. 末尾の altïm「われとれり」の基幹語 al-「とる」は, 売買のばあい「買いとる」であり, 貸借のばあいは「借りとる」であることというまでもない. しかし, 代物弁済のばあいなど, ここの文言の al- は, 厳密に考えれば, そのものは「受けとる」のであり, 借りの対象は, それの代替物ということであろう. なお, 1例に alïp birtim と読めるものがある[34]. bir- は al- の反対, 「与える」であり「とりやりたり, とってやった」という語感か, いずれにしろ, ふつう altïm と記したのと同義には相異なく, そのような表現もあったのであろう.

§27 ここの文言中重要なのは, そこで受けとったものの数量が明記されることである. とくに, böz, quapu など棉布については単位称呼を用いぬことが珍しくないが, その他のもののばあい, そのようなことは, いま対象としている資料にはもちろんないし, まずそのようなことはなかったと思う. それは, küncit, yür, tarïγ など穀物類のばあいは šiq, šiη, küri の3単位あり, bor, süčüg など液体については qap, tämpin の2単位, kümüš「銀・金子」も yastuq, stir, baqïr の3単位があるから当然であろう. 棉布 (böz) について単位呼称の

31) TM 86, TM 212〔USp No.26〕[資料5], TM 234〔USp No.10〕, USp No.34, Ohne Nr. (f)
32) TII D 149a〔USp No. 67〕, TII 518, Ohne Nr.(e)〔USp No. 85〕, Or 8212 (131), Or 8212 (151) a
33) TM 222〔USp No.18〕[資料7], USp No. 47, USp No. 52, USp No. 113
34) Or 8212 (131)

つけられるときは baγ「たば」の語が用いられている．käbäz「棉花」については taη, batman である．これらの単位呼称に関し，穀物の単位，容量単位については［資料1］Ot・Ry 2734 で，とくに液量単体については［資料3］Malov DUD No. 1 で，käbäz について知られた重量単位は［資料8］TM 232〔USp No. 2〕で，金銭単位については［資料7］TM 222〔USp No. 18〕で，また，böz について，とくに従来大きく誤解されていたことを修正しながら［資料5］TM 212〔USp No. 29〕で，それぞれ語釈として一応ふれたからここではくりかえさない．

§28 ところで künčit「ごま」の容量単位として，badïr という語があったとする考えがある．この語はサンスクリット語の pātra "Bettelschale" にもとずき，モンゴル語にも badar, badir として入り，「鉢」様の容器の名である．この語が，ものを数えるのに用いられているのは，現在われわれが対象としている借用文書にふくまれているただ1例だけであるが，その TM 215〔USp No. 27：Malov PDP No. 27〕に，この〔C〕文言中，"Qaiimtu-tïn öz badïr bilä on iki badïr künčid aldïm" とあり，そのあと返却について "ygrimi iki badïr künčit" を返えすと約束している．Radloff/Malov によれば "Ich habe von Qaiimtu[35] mit dem eigenen Padyr zwölf Padir Öl empfangen" であり "Zweiundzwanzig Öl" を返すことである．Radloff はこのような独訳文を示しただけであるが，Malov は，badïr の語釈として，"сосуд（容器），мера ёмкости（容積，容量単位）" の訳を与えている[36]．護雅夫氏も，量目単位としての badïr を考え，上掲 TM 215〔USp No.27〕の記事について，「'öz badïr birlä' とは '自身のますで，自身の量目で' の意味にほかならない」と，そしてそのますは「2 badïr 入りの特殊のますであったことを示しているのではないかと，思う」と．従って，ここの数についても Radloff/Malov に反対して，"on iki badïr" は 2 badïr で 10 ぱい，"yigirmi iki badïr" は 2 badïr で 20 ぱいを意味すると考えている[37]．数字の数え方はともかくとして，護氏は，Malov に続いて，一層明確に容量単位としての badïr というものを考えたのである．

しかし，badïr が容量単位であることを立証する資料はほかにはない．これが唯一のものであり，その記述の解釈だけにそれはかかっている．ところが，これは，カイイムトゥ文書群に属する一つであり，この文書群のなかには，容量単位——künčit など穀物類のそれ——としては，他の諸文献でもよく知られている，体系のはっきりしている šiq, šiη, küri がいずれのばあいも用いられている．この事実を根拠とするとき，この文書のなかだけで，独自の単位を用いることはまず考えられない．しかも，他の資料からでもこの語が容量単位をも示すことが明

35) Radloff, Malov は Qarimtu と読んでいるが (USp : 41), Qaiimtu にちがいない．いま修正して示した．

36) USp : 267

37) 護 1961 : 235

かになっているのならともかく，そのような裏ずけもない．私は，いま，トルキスタン史全般をみて，badïr の語が容量単位として用いられなかったと断定するのは早計にすぎると思っているが，一方少くとも，われわれの当面しているこの資料について，badïr を容量単位の称呼と考えることにはちうちよせざるを得ない．上掲の表現は，「自分の鉢（badïr）で，12鉢（ぶん）」「22鉢（ぶん）」と解するのが，より自然であろう．

§29 以上，〔C〕文書中で，ものの数量を明示することに関連し，それぞれの計量単位にふれたわけであるが，なお，その数量を明示するために特別の配慮もみられる．すなわち，いま引用していた TM 215〔USp No.27〕のばあいに，"öz badïr birlä on iki badïr künčit（自分の鉢で12鉢のごま）" と云うのに類するが，この例はともかくとしても，［資料1］Ot・Ry 2734 の〔C〕文言はこうである．

Čaγan-tïn Vatsu-tu-nuη küri-si üzä iki šiq uyur altïm

「チャガンよりファツゥ・トゥのますで2シクの粟を受けとった」

すなわち，šiq という単位は記してあるが，それを計量したますがファツゥ・トゥのものであることをわざわざことわっている．ファツゥ・トゥとは，この契約では貸主・借主の両当事者とは別の第三者であり，この証文の書き手である．計量に用いたますについて明記していることは，その数量をより厳密に明記しようとした意図にほかならぬことはいうまでもあるまい．

§30 数量の明記のほか，そのものの質が問題であるときにはそれもなるべく明かにしようとした形跡も認められる，それは böz についてであるが，TM 86 にその例が見える．

Qaiimtu-tïn üč yarïm böz tas böz altïm

「カイイムトウより3半 böz，tas böz 受けとれり（われ）」

とあり，この tas böz という語は代価借用証文の一つ TM 236〔USp No. 8〕で，受けとった代価として älig tas böz と言っているのと同じにちがいない[38]．また，新発見の人身売買文書の一つ TM 95 にも，代価として älig tas böz と言われているし，Malov PDP No. 2 では土地の代価が uzun qarï bilä otuz tas böz と読める．この otuz tas böz を Malov は十分に理解しなかったらしく，ただ "трицать мер холста, холсто в трлдцать мер" と訳し[39]，巻末の語彙集の部でも解釈を示していない[40]．これら tas böz と読めるものは，いずれも同じものに相異なく，その tas の意味を，私は，Brockelmann：198 にある *tas* "schlecht" を参照して「粗悪な」の意味と考えたい．それはまさに，ある盟約書風の文書 TII 1813，また出納

38) Radloff は älik biš böz "fünf und fünfzig (stück) Baumwollenzeug" と読んでいるが，biš は誤読である．

39) Malov PDP：207

40) ibid：427

簿的な文書 Ot・Ry 1415[41] に見える inčkä böz という表現と対称をなすものであろう. inčkä は「精細な」の意味である. 要するに tas böz とは「粗布」であり, それがふつうのものだろうとも思われるが, とにかく, より限定した表現であることはたしかである.

なお, 上に引用した Malov PDP No. 2 に uzun qarï bilä という表現があった. uzun は「長い」であり, qarï は長さを示す単位で, Radloff によれば片腕の長さだという[42]. 同一表現は売買文書の TM 224〔USp No.13〕にも uzun qarïta böz として示されている. この, いわば「長尺」ものも, böz を数えるとき「ふつう尺」のものとは別のものとして扱われたはずである.

3 返済について

§31 Herrfahrdt は消費貸借の対象は Silbergeld (kümüš, mit dem Münzeinheiten satïr und baqïr) か Andere Vertretbare Sachen, z. B. Öl (küncit) Wein (bor), Baumwollenstoff (böz) であり "Zwischen den Waren- und Gelddarlehen bestehen einige typische Unterschiede" と言った[43]. 護氏も, 貸借の「目的物の属性によって, つまり, 金銭の場合と, そのほかの代替物の場合とによって, 文書の形式と内容, とくに, その利息と期間とに, いくらかのちがいがあった.」といっている[44].

たしかに, 今まで知られている資料による限り, küncit (ごま), yür (粟), tarïγ (穀物), bor (ぶどう酒), käbäz (棉花) などの農作物を借りたばあいと, 金子 (kümüš) を借りたばあいとでは, その返済について, すなわち, 返還期限の有無, 利息などに一部の例外を認めれば判然とした相異があるかのようである, しかし, 通貨としても用いられた棉布 (böz, quapu) のばあいについてみると, そのような区別は立てられない. 無期限のこともあれば, 有期限のこともあり, 後者のばあいでも農作物のように一定していない. Herrfahrdt, 護の両氏とも USp 所収のもののみを資料としたことは許せるとしても, 立論の材料としたものは, 金子 (kümüš) に関して USp の No.18〔TM 222〕[資料7], No. 47, No. 52, 金子以外の農産物と böz について, No. 1〔TM 230〕, No. 7〔TM 226〕[資料2], No.10〔TM 234〕, No. 20〔TM 233〕, No. 27〔TM 215〕, No. 29〔TM 212〕[資料5], No. 34, No. 37 の計

41) 羽田・山田 1961 : 202, 203

42) Wb II : 183 *kari* 〔Dsch〕 2) ein Maass (von der Schulter bis zu den Finger Spitzen); *keri* 〔Tar〕 (=*kari*) die Armlänge, Elle. なお, Le Coq は, TM 224 のばあいに註して "vielleicht Elle, als *qari*, *qeri* heute noch vorkommend" と言っている (Le Coq HU : 457). その他. cf. Brockelmann: 147; Borovkov: 201; Houtsma: 90

43) Herrfahrdt 1934 : 96

44) 護 1961 : 225

11点である．その他，随時，例外的なものとして引用することはあっても，直接対象とはしていない．しかし，USp 所収のもののみに限っても，quapu 借用の No. 67〔T II D 149 a〕，No. 85〔Ohne Nr(e)〕の両資料も，当然，その記述内容，書式全体を問題とすべきであった．

§32 いま指摘したものを十分考慮するだけでも，Herrfahrdt, 護両氏の立論方法に無理があることが判るが，両氏はことさらに，共通の書式を持つもののみを拾いあげ二類型を設定したきらいがある．実は，両氏の直接対称とした11点についてみるに，kümüš 借用の3点はまさに既述（§ 15）の Bolmiš に関する3文書にほかならぬし，金子以外の8点は，No. 1〔TM 230〕とNo. 7〔TM 226〕以外がすべてカイイムトゥ文書または準カイイムトゥ文書，No. 1〔TM 230〕とNo. 7〔TM 226〕の2通も，さきにカイイムトゥ文書群と同郷・同時代のものとした（§ 14）3通にふくまれるものである．要するに，この11点について，2類型が判別できるとすることは，後述のように，その借用対象物の属性に当然起因する相異はあるとしても，それよりも前に，両群の史料的性格がはっきり2群にわかれていることを念頭におくべきである．それぞれが，それぞれにのみ共通した類型的記述・書式をとっていることも同一時点・地域・人物に関するものであるとすれば，それは当然のことであり，その他散発的に現存している資料が例外的であると見ることは不当であろう．

以上のような考慮にもとずき，私は，この項目，貸借契約の眼目ともいうべき返済に関する記載を，Herrfahrdt, 護両氏のように，kümüš (金子) とそれ以外のもの，Geld と Waren という借用対象によって区別せず，綜括して，契約そのものの内容から分類して考察しようと思う．

§33 代物弁済のばあい，利息分がふくまれているかどうか，いま確認できぬが，現在知られるかかぎりでは，いわゆる無利息貸借の例は，後述の USp No. 113 に，その可能性があるだけであり（後述§40 参照），明かなものは，すべて利息附のものである，それらについては，まず返済期限について相異があらわれ，それに応じて利息にも一応の類型が現れる．従って，以下，まず，無期限のものと有期限のものとに分類する，

(I) 返済有期限のばあい

§34 Herrfahrdt, 護両氏が，金銭以外のものについて認めようとしたのは，ここにふくまれる．それは，その期限に関する文言と，期限にそむいたばあいの違約罰文言との2段からなるのが現存多数の例である．

（1） 期限と返済物とその数量

§35　現存資料は大部分がカイイムトゥ文書群およびそれと密接に関連すると思われるものであるが，少くとも16点は，返済期を「秋」にしている．現在はその数が多いので，それを代表として示すと，その書式は次のとおりである．

〔E〕 küz yaŋïta <数量・物> köni birür män 「秋，新(穂)で，<　　> まさに返与せん（われ)」

küz は「秋」，yaŋï は「新しい」の意味で，-ta は Lokativ-Ablativ 語尾「に」である．護氏は，Radloff，Malov などの訳語について「普通には …… '秋のはじめ' と飜訳されている．しかし，この語は直訳すると '新しい秋' である」と説き，「新しい秋」の訳語を用いているが[45]，küz yaŋïta というのを省略して küz とだけいうのが1例[46]あるほか，yaŋïta とだけいうのが5例もある[47]．実さいは同じことであるが，この yaŋï「新」を，私は「新穂」の意味に解したい．そうであれば，küz の語がなく，yaŋïta とだけでも「新(穂)で」の意味である事は明瞭である．なお，-ta の語尾に代り -qa の Dativ 語尾を用い，küz yaŋïqa と棉布 (böz) 借用の USp No. 34 には書いてあるらしい．Malov は，とくに「写真によって」と，その他の箇処については Radloff の読みを修正しているが，これは修正していないから[48]，まずそう書かれていること疑なしと考えるべきだろう．-qa/-kä が，時の「……に」を示すこと，〔A〕日附の文言などでも知られるとおりであるが，一方，さきにふれた「利息つきで」が，tüškä，asïγqa と -qa/-kä の Dativ 語尾で示されていたことも事実である．この yaŋïqa をやはり「新穂で」と解することに支障はないであろう．

§36　ところで，唯一の例として，TM 106 では yaŋïta altïnč ay ičintä といっている．altïnč ay ičintä は，そのままなら「六月中に」である．この証文は3月25日附であった，従って「新穂で，六月中に」と，返済期をふつう以上に限定，おそらくは特に早目にとりきめられたかと一応考えられる．これもカイイムトゥ文書の一つ，カイイムトゥより Misir が yür (粟) を借りるものである．4 küri 借りて 8 küri 返済することになっており，その他の記載事項も，多くのカイイムトゥ文書と変るところはない．そもそも Misir は，彼の弟 Tämür と共にカイイムトゥ文書群のなかでも最も瀕繁に名の現れる，カイイムトゥに極く近い人物だったのである．

ただ疑問を感じるのは，このときの借用対象は yür であった．そしてこの yür に関しては，ほかの作物よりもとり入れは遅かったのではないかと思われるふしがある．後述の土地借用文

45) 護 1961 : 223, 註 103
46) TM 226 〔USp No.7 : Malov PDP No.7 : Le Coq HU No.2〕[資料 2]
47) TM 86, TM106 , TM 212 〔USp No.29〕[資料 5], USp No.37, Ot・Ry 2734 [資料 1]
48) USp : 223

書で，作物栽培のため農地を借りるもののなかに，日附が6月と，その他の大多数に比べてとくに遅い2文書があり，それは共に yür 作ずけのためといわれている[49]. また，いま対象としている消費貸借文のなかにも6月に証文がつくられたものが2通あり，その一つ TM 226〔USp No. 7〕は，künčit「ごま」だが，いま一つ Ot・Ry 2734〔資料1〕では，やはり yür である．その他，いま知られる限りでは yür に関しては，yür 借用の TM 83 だけが，2月の契約で返済を küz yaŋïta「秋，新穂にて」としている，それだけである．すなわち，これらの資料を通じても yür に関しては，どうも遅い時期に関係する傾向が認められるのであるが，Kuča 附近出土のある漢文文書（借麦粟文書）では，麦は八月，粟は十月を返済期限としている[50]. Khotan 附近出土の文書にも粟については「九月内」を返済期限としているものがあり[51]，その他，多くの敦煌文書でも麦が主だが，八月までばかりで九月以降を期限としたものはないようである，これらの返済期限から収獲期も推定されるわけであり，Turfan 方面でも同様だったろうと思われる，そうだとすると，上記の「六月中に」ということと大いに矛盾するわけであるが，この altïnč ay という表現は，altïnč は序数詞であり，基数詞の altï とは区別されるべきだとしても「六ケ月」という解釈は成り立たないものであろうか，それなら，9月のこととなる，語学者の教示を得たいと思う．

いずれにしろ，返済物・弁済物が農産物のばあい，秋の新穂でというのは，例外はないと思われる．ただ，漢文文書はふつう秋八月内，あるいは七月内と期限を明記したのに比べると，これらウイグル文文書では，上記の一例をのぞき，そのようなことがなかっただけである．既にふれたように，これらの契約は，6月のもの2例あったほかは，2月のもの3例[52]，のこりはみな3月，4月であった[53]. その年の秋のとり入れどきが弁済期なのである，

§37 農産物でなくても，棉布のばあいでも，その返済・弁済期をこの「秋の新穂」のときに指定している例がある．やはり，カイイムトゥ文書群に属する TM 86，準カイイムトゥ文書の一つである USp No. 34 は，ともに，böz を借りて böz を返済するものであるが，その返済期について，前者は yaŋïta，後者は küz yaŋïqa と記してある．彼らにとって，「秋の新穂のとき」は，その経済生活の重要な時点であることが，当然ながら，うかがえるのである．

§38 ところで，返済期限つきの借用は，とくに，農産物以外のばあい，必ずしも，この

---

49) TM 81 と T II D 204，いずれもカイイムトゥ文書であり．また Misir が借主である．註132) 参照

50) 黄文弼「塔里木盆地考古記」（中国田野考古報告集，考古学専刊丁種第三号），北京，1958.p.94；仁井田 1960：772

51) Stein No.5871. A. Stein, *Ancient Khotan, detailed Report of Archaeological Explorations in Chinese Turkestan*, Oxford, 1907, Vol.1, p.530；仁井田 1937:230；敦煌資料Ⅰ:464

52) TM 83, TM 233〔USp No.20〕, TM 234〔USp No.10〕

53) このことは護氏も指適されたとおりである（護 1961:233,234）が，同氏は Radloff に従って10月20日契約の例も示している．しかし，このようなことはまずあり得ないことで，事実，Radloff のその文書，USp No.29〔TM 212〕〔資料 5〕の読み方が誤っていた．十月（onunč）ではなく，三月（ücünč）である．

「秋」という時期でないこともあり得たはずである．Ohne Nr(e)〔USp No. 85〕は qaapu「棉布」借用文書であるが，qav[54] it yïl altïnč ay bir yaγïqa「甲戌歳，六月一日に」と，すなわち，この貸借契約は「雞の年六月一日」に結ばれているから，まる一年目が返済期日とされているものである．また，金子（kümüš）借用文書の形をそなえている USp No.113〔3 Kr. 33 b〕は，発表者 Radloff によれば，実さいの証文ではないというが，われわれが参照するには差支えないであろう．そこでは2月26日に証文がつくられ，返済期日としては10月10日とされている．Herrfahrdt 氏は両文書とも，類似のものとして番号だけ示して，行論中ふれなかったし，護氏も後者についてはふれたが，前者には少しもふれようとしていない．要するに，後で示すようにこのあとの文言も類型外的であるためだろうが，これらがあきらかに消費貸借文の内容を持っている以上，むしろ，このような期限ずけをしている例として注目すべきものなのである．

§39 時期のあとに記された数量と物，それが，返済・弁済すべきものであるが，「利息つきで」借り受けたという，ほんらいの消費貸借契約のばあい，その数量が，元利合計のものであることはいうまでもない．Ot·Ry 2734［資料1］で，ここに数量・物名を記さず，その代り，yaraγlïγ tüši birlä「適当なる利息と共に」といっているのは，まさにそのことである．事実，現存資料では，知られるかぎり，いずれも〔C〕文言で記された数量より多い．その差額が利息分である．

ただ，代物弁済のばあい，ここに記されたその弁済額が利息分も含んでいるかどうか，いま判断がつかない，その明瞭な2例は，偶然にも，ともに「ぶどう汁（süčüg）」の 30 tämpin 入り 1 qap が，弁済すべきものとその数量とになっているが，TM 234〔USp No. 10〕のばあい，それは 1.5 böz「棉布」に対するものであり，Malov DUD No.1［資料3］のばあいは，2 küri の tarïγ「穀物」に対するものである．

§40 さらに，USp No. 113 は，ここに数量，ものを記さず，原文書も写真も見られないので Radloff と Malov の読みに従うしかないが，彼らによれば tägim-čä 又は käzik-čä と読

54) Radloff は，この，私が qav と読む語について "sehr undeutlich geschrieben ist" といっている（USp:140）．しかし，文字は不明瞭ではない．ただ如何に読むかだけである．彼は，さらに云う："so dass man auch *iki* lesen kann. Ist letztere Lesung richtig, so ist nach *iki* ein Wort wie *yol* und *yolta* ausgelassen, dann wäre zu übersetzen：≪in zwei Raten≫."と．iki「2」ということばに彼が思いつき，「2回分割払い」かもしれぬなどと云うのは，実は，この後の記述から来ていることであろうが，その解釈も誤りであることは，下に述べるとおりである（§43）．qav が，ほかのばあい qab／qap と書かれている漢語「甲」を写した例は，羽田亨博士紹介の Säkiz yükmäk，71 行にある．（羽田亨，回鶻文の天地八陽神呪経，「東洋学報」5巻1・2号，1915；「羽田博士史学論文集下巻，言語・宗教篇」，京都，1958.p.80）すなわち，私は，ここの表現をシナ風の十干十二支紀年と解した．ウイグル人間に於ける，そのような例については，cf. TT VII：62. qap it の例も同書所収の No.4（TII Y 29）l. 36 にある．

めるらしい表現がある．すなわち，「10月10日に」tägimčä（又は käzik-čä) birür män と記されているらしい．このことばを Radloff は "wie es sich gehört„ と訳し[55]，Malov は "очередь, срок（順番，期日)" の語釈を与えている[56]．護氏は，この資料を引用したさい，「然るべく（期日通りに？）」と，かりにであろうが，邦訳をつけている[57]．私は，この表現は，täg 又は täη ——ともに「等しい」の意味がある——にもとずくものと思う．Malov によれば tägim とも käzik とも読めるとは，文字がきわめて不鮮明なのであろう．だとすれば，たとえば tägінčä などを推測するのもあながち根拠のないことではあるまい．いずれにしろ，Äquativ 語尾 -ča/-čä[58] は明かに認められるらしいから，ここに「等額の，同額だけ」という意味のあることばが十分想定されそうである．ということは，この契約文は，無利息貸借であるということになるので，もし，この私の推測が当っているとすれば，ここに現在唯一の無利息貸借文の例を見出すといえよう．

なお，この USp No.113 文書について，Radloff は，実さいの証文ではなく手習い書にすぎぬといっているが，たとえそうであっても，その記述が，当時の貸借契約行為，証文の書式を反映していると考えて不当ではあるまい．護氏が，ちうちよしながらも，練習用の下書きであるとすれば，「その形式・内容がほかのすべての金銭貸借文書の それらとちがっているのも，さして怪しむべきではないかもしれない」と，この文書が，(1) 返済期日が確実に指定されていること，(2) 塡補利息の額が具体的に規定されていないことの2点，さらに，債務者が一人であるにもかかわらず，末尾には「この印章は，自分たちの，両人の，ものである」とあって首尾一貫しないことなどを，不自然なこととして指摘した[59] のには賛成できない．返済期日が決められていることについては，既にのべたとおりであり，利息については，無利息ということはたしかに例外的なことではあろうが，あり得ないことではないはずである．中国文書でも，ともかく利息に関する記述のないもの，一応，利息なしと考えられるものがあるし[60]，前に一寸ふれたモンゴル文書では明らかに「利息なしで」と記されたものがあった[61]．また，債務者1人なのに，その印記に，われら両名と記すことは後述（§ 67）の如く不思議ではない．

§41 このように，無利息のこともあり得たとしても，利息つきの方が一般的であったことは疑ない．そして，ここで示されている利息分が，いままでの資料では，農産物のばあい，借用時がいつであろうと，秋収のときまでという期間に対して，借り分と同額というのがたしかに多い．そのことについては，既に，Herrfahrdt・護両氏が，それが原則であったと指摘し

55) USp : 208
56) USp : 295
57) 護 1961 : 235
58) AGr : §§ 185, 193
59) 護 1961: 235.
60) 仁井田 1937: 228—239
61) Cleaves 教授の論ぜられたモンゴル文書．§ 12，註 23) 参照．

たところであるが[62]，彼らの材料とした USp の No. 7〔TM 226〕，No. 20〔TM 233〕，No. 37 以外にも[63]，たしかに，TM 75 ではごま (künčit) 4 šiη 借りて 8 šiη を，TM 106 では粟 (yür) 4 küri 借りて 8 küri を，TII D 43〔USp No. 70〕[資料 4] では棉花 (käbäz) 4 taη 借りて 8 taη を，それぞれ返済額としている．しかし，見落してならぬことは，これらの資料はみな，例のカイイムトゥ文書またはそれに準ずるものであることである．のみならず，そのうち，TM 226〔USp No. 7〕，T II D 43〔USp No. 70〕の 2 点をのぞく残り 4 点は，すべてカイイムトゥが貸主のものである．このような史料性格を考えると，私は，Herrfahrdt・護両氏のように，それを原則といいきるのには，後述〔F〕文言に関して考察するような意味からもちうちよを感じるし，このさい，カイイムトゥ周辺では原則的であった，と修正したい．とくに，カイイムトゥが強力な地主的存在であったらしいことはのち（§§ 122, 135）にもふれるとおりである．

§ 42 このように，倍額返済がたしかにとくにカイイムトゥ文書では多くみられるにしても，必ずしもそれ以外のことがあり得ぬわけではなかった．TM 83 は，1 šiq の yür を借り，1·5 šiq 返済としているものである．このばあい，利息分は，借り分の半分である．これは，完全にカイイムトゥ文書に属するもの，それも最も例の多いカイイムトゥが貸主のばあいで，借り手は Tongma というもの．彼の名はほかには現れないが，契約文全体に，とくに注目すべき点はなにもない．その他の同種証文と完全に同一である．同じカイイムトゥが，やはり yür を貸すもう一通の文書，TM 106——借り手は Misir——では，倍額返済になっている．また，準カイイムトゥ文書の TM 230〔USp No. 1〕のばあい，半 qap のぶどう酒 (bor) を借りて 1 qap のぶどう汁 (süčüg) を返えす．代物弁済と考えるべきかもしれぬが，精製したものと未精品と考えると，護氏は倍額返済の例に数えたが[64]，Herrfahrdt 氏[65] のように倍額に近いが倍額そのものではないと考えるべきかもしれない．さらに，前にふれた TM 215〔USp No.27〕のばあい，これは，やはりカイイムトゥ文書の一つであるが，öz badïr birlä on iki badïr を受けとり，yigirmi iki badïr künčit を返与するという契約である．護氏は，独自の解釈を提案して倍額返済と考えたが[66]，それが，Radloff／Malov の 12 badïr に対し 22 badïr としたのでは「元・利あわせて，借りたものの 2 倍にならず，この文書だけ例外をなす」ということが，その考えの根底にあるとすれば，上に示したとおり，例外はほかにもあるので，そう拘束される必要はない．私は，既述のとおり（§ 28），badïr の語を護氏

62) Herrfahrdt 1934:96, 護 1961:234

63) 両氏とも，böz 借用の TM 212〔USp No. 29〕[資料 5]も同列に扱い，とくに，それには，iki qata「2 倍」という記載があることに注目しているが，この Radloff の読み方は必ずしも信用できない．[資料 5] 語釈 5－5 参照．

64) 護 1961:234

65) Herrfahrdt 1934:96

66) 護 1961:235

のように容量単位とは認め難いという点を第1の根拠として，現在のところやはり，12鉢ぶん受けとり22鉢ぶん——倍額にはならぬ——返済するという解釈の方に傾かざるを得ない．すなわち，ここにも，ピタリと倍額返済ではない例を見るものである．

§43 農産物以外のもので，その利息分の明確なのは，現存資料では棉布に関するものである．準カイイムトゥ文書の USp No.34 は，すでに Herrfahrdt，護両氏が引用しているとおり，2人の共同債務文書で，2名の借主は3ずつ借りて6ずつ返済することになっている．やはりカイイムトゥ文書の一つ TM 86 は 3.5 baγ の粗布 (tas böz) を借りて7baγ 返えすことになっている．前者は4月5日，後者は3月5日の契約であり，両者とも，その返済期は，秋，新穂のときとされている．要するに，その返済期・利息計算は上述の農産物のばあいと同様なのである．いま一つ，カイイムトゥ文書とは関係のない，むしろ，Radloff も古いものといっているように[67]，それらと時代を異にするだろうと思われる Ohne Nr(e) 〔USp No.85〕は，既に示したように（§ 38) 100 qaapu 借り受け，その返済期は1年後とされているが，その利息・返済額については次のように記されている（3－4行)．

älig qaapu bašïnta urup yüz älig qaapu birür män

この箇所を，Radloff は älig qaqbu birürmn urup yüz älig qaqbu birür män と読み，"werde ich fünfzig Kokpu geben und in der Folge (?) hundert und fünfzig Kokpu……" と訳し，さらに，その註に於いて，既述（§ 38）の年次 qav it yïl の qav を iki と読むことに関連させながら，その urup という語について，不明だが，文脈上多分 "es auf (zwei Termine) verlegend" を意味するだろうと述べている[68]．Malov も Radloff の qaqbu と読んだところを q(o)qbu と修正し[69]，urup <ur- の語義 "поставить, положить (据える，置く)" を示しただけである[70]．

私には，しかし，第3語は birürmn とは絶対に読めない．その代りに bašïnta と読む．そして，bašïnta は baš+ï+nta と分析し「あたま，はじめ，もと」の意味のある baš の語をそこに見ようと思う．+ï は3人称所有格語尾とよばれるもの，限定的意味を示し，+nta はもちろん Lokativ/Ablativ 語尾である．このさい，この baš は「元金」の意味だと私は解する．そして bašïnta urup を「元金に加えて」という意味だと考える．すなわち，ここの記述は「50 qaapu（を）元金に加え，150 qaapu」を返済するということにちがいない．1年間の借用期間で，その利息は 50%ということである．

§44 このように，この〔E〕文言に於いて，返済期限と，返済額，その後者は無利息でない限り利息分をふくめた額が示されているが，その両事項が明示されている．文言の結びとし

67) USp: 140
68) USp: 同上
69) USp: 238
70) USp: 302

ては bir-「与える」の語を用い，birürmän「われ（返)与せん」といわれることには現在例外はない．そして，その前に副詞 köni「まさに」の語をつけることの多いことは，大多数の例が示すところである．TM 76 のように債務者が複数であれば，もちろん，birürbiz「われら(返)与せん」というべきである．

(2) 返済期限に違背したばあい

§45 期限をきめてある契約文のうち，それに違約したばあいについての，いわば違約罰のような文言が，現存資料のなかに，定型的書式をもって見出される．Herrfahrdt 氏は "die Verzugsklausel" とし，護氏は「賠償利息」として それぞれ説いた．それは次のようなものである．

〔F〕 birmädin käčürsär män il yaŋïnča tüši birlä köni birür män「(返)与せずして過ごさば（われ），くにの例どおり(の)利息もて，まさに(返)与せん，われ．」

この文言の解釈については，Herrfahrdt，護の両氏が言及・分析されたことに尽きていると思う．すなわち，Herrfahrdt 氏はこの "landesüblichen Zinsen" は，彼が原則とみた倍称利息と同じく，借り分と同額のものと考えた．そのことは，準カイイムトゥ文書の USp No. 8〔TM 236〕，代価借用文書の，きめられた支払期を遅延したばあいについての記述 "birmädin käčürsär män birkä bir qošup birür män"（返与せずして過ごさばわれ，1に1加えて返与せんわれ)" によって裏がきされると[71]．また，護氏は，その「くにの例どおりの利息」というものの内容にはふれなかったが，この表現が，中国文の同種文書類にみえる「於郷元例生利」といった表現と完全に軌を一にすることをはじめて指摘し，ウイグル文の表現は，この唐宋時代の文書にみえる表現の直訳にすぎぬと[72]．この両氏の見解はたしかに正しいと私も思う．

§46 ただ，この文言に関し，注意しておかねばならぬことが，少くとも2点あると思う．その一つは，この文言の記されているのは，カイイムトゥ文書ならびにそれに準ずるもの，計12点だけであり，カイイムトゥ文書のなかでも3点(TM 75, TM 76, TM 233〔USp No.20〕)では省略されている．さらに，あきらかにカイイムトゥ文書群とは無関係の Malov DUD No. 1［資料3］と Ot・Ry 2734［資料1］の2点にもこの文言は見えぬし，Ohne Nr (e)〔USp No. 85〕では，後述の保証文言も欠いているが，この文言も記されていない．このような事実である．第2に，この「くにの慣例どおりの利息」が，Herrfahrdt の指摘したとおりに借り分と同額であるとすれば――この解釈には私も賛成であるが――，借り分と同額を利息

71) Herrfahrdt 1934: 97

72) 護 1961: 238—240

として契約しておきながら，その返済に関して違約したばあいのことをいうのに，やはり同額ということであれば，違約罰としての意味がなくなることになる，そのことである．

この2点を考えると，この文言は，ウイグル人間では果たしてどれだけの実効性があったか疑わしい．護氏のいうとおり，中国契約文の直訳にすぎず，形式的な模倣だったかとも考えられるし，そのようなことがまた，カイイムトゥの時代・地域だけで認められるとも解し得よう．さらに，逆に，カイイムトゥ周辺でむしろふつうだったらしい借り分と同額の返済というのが，実は，特に高利なのであって，いわば，許容される最高利率として，たまたま，現存資料に多く含まれていたと解すべきかもしれぬ．私は，現在，むしろあとの可能性が強いと思っているが，結論するには，もっと別の資料の出現，あるいは，本格的内容研究が必要であろう．

（II） 返済無期限のばあい

§47 既述のとおり，Herrfahrdt，護の両氏が，金子（kümüš）借用契約の原則として認めたものであるが，両氏の資料としたのは，やはり既述のとおり，ボルミシュ文書の3点，TM 222〔USp No. 18〕[資料7]，USp No. 47 そして USp No. 52，いずれも金子（kümüš）の借用文書3通だけであった．私は，さらに，5点の文書もこの類型に入れる．その1点（Ohne Nr(f)）は böz であり，残り4点，TII D 149 a〔USp No. 67〕，TIII 518，Or 8212（131），（151）は quapu である．但し，TIII 518 はあまりにも破損多く，いま，資料としては用えない．いずれにしろ，一応，代表的な書式と考えられるのは以下のようなものである．

〔G〕 qač ay tutsar män ay sayu ＜数量・もの＞ asïγï birlä köni birür män「幾月保つとも（われ），月ごとに＜　　＞の利息と共に，まさに(返)与せん，われ．」

§48 この表現，用いられていることばに問題のあるものはない．要するに「幾月保つとも」ということにより，この返済には期限がついていないこと明かであり，以下，月毎ごとの利息を明示していることにより，返済完了まで，決められた月利を支払うこと，そのことだけがとり決められているわけである．

この表現にも若干の異同がある．「幾月保つとも（qač ay tutsar män）」という表現のないものもあるし（USp No.47, TII D 149 a〔USp No. 67〕），「月ごとに（ay sayu）」の代りに「ひと月に（bir ayta）」（USp No. 47），あるいは，破損あってことば全体が明らかでないが，とにかく別表現にちがいない "ay tu‥p"（Ohne Nr(f)），さらに，ay sayu のあとに「遅滞なく（sašurmatïn）」と附け加えたもの（TII D 149 a〔USp No.67〕）などがある．すべていわんとすることは完全に同じことである．

§49　ところで，改めて指摘しておきたいことは，この無期限貸借については，現存資料によるかぎり，kümüš（金子）以外のものもあるが，それはすべて通貨代用として用いられる棉布（böz, quapu）であることである．すなわち，期限つきのばあいは，いろいろの対象が可能であったろうが――棉布はもちろんふくまれる――，無期限のばあいは，当然とはいえ，通貨またはそれに準ずるものであることがふつうであろう．そのことが現存資料にも，まさに反映している．

§50　次に，これらが月利であることも事実であった．そして，その利息率については，護氏が Radloff などの誤解を明快に正したところが，同氏の用いなかった資料によっても，改めて確認される．護氏の結論は，「ひと月に 2.5～3.3…%，一年について 30%～39.6…%であった」[73] というのであり，同氏の用いた3点の資料以外では，残念ながら多くは破損していて，ただ Or 8212 (131) だけしか利用できないが，それでは，借り分は，まず 150 quapu と読め，月ごとの利息は3quapu である．すなわち，月利は $3/150$，2%，年利にして 24%であり，護氏の結論は若干巾をひろげるべきにしろ，大差はない．

§51　最後に，この7点の文書の史料的条件であるが，Herrfahrdt，護両氏の対象としたボルミシュ文書の3点のほかは，相互に関連あると確認できるものはない．ただ，棉布をいうのに，böz に対して古いことばとされている quapu を，1点 (Ohne Nr (f)) をのぞくそのほかでは，みな用いていることだけは注目されよう．但し，quapu が，果して「棉布」を意味するかどうか，確かめる余地は残っていると私は思っているが，今は通説に従っておく．

Ⅲ　保　　証

§52　以上のとおり，貸借の事実，返済に関するとりきめが記されたあと，はじめに借主としてその名を記されたものが契約不履行のばあいの保証文言が記される．それは，借用対象の如何も，返済方法の如何も問わず，すべての消費貸借文書またはそれに準ずるものに共通の，次のような定型的書式を現在多数のものは共通して持っている．

〔H〕 birgінčä bar yoq bolsar män, inim ＜人名＞ äv-täkilär birlä köni birzünlär
「(返) 与までに，居なくなれば（われ），わが弟 ＜　＞，家族たちと共に，まさに（返）与すべし」

§53　この文言の前半部 birgінčä bar yoq bolsar män のうち，birgінčä の語義については［資料1］語釈1-9で説明した．要するに，「与えるまでに，返えす前に」あるいは，「返

73) 護 1961: 238

えす代りに，返さないで」の意味である．この言葉をただ1例だけ，USp No. 37 では bir-mägінčä「与えない前に，返済しない前に」と記しているが，bir-「与える」の代りに，birmä-「与えない」と否定形になっても，同様であることは疑ない．なお，その前に返与すべきものを書き加えることもあった．すなわち，TII D 149 a〔USp No. 67〕では quaapuを，Or 8212 (131) ではさらに bu quapu の語を加え記してある．

次の bar yoq bol- という表現についても，同じ［資料1］語釈1-10 で説明したとおりで，yoq bar bol- と記されることもあったし，別に，örü qodï bol-「上に下になる」，ištin taštïn bol-「内に外になる」，さらに ištin taštïn bar yoq bol-「内外・有無となる」などの表現も，同様に用いられた．

§54 このように，債務責任者が，その債務を果たす前に，いわば，所在不明となったばあい，代替責任者 ——であろう ——として指定されているのが，そのあとに記されたものである．上に示したように，「わが弟某が」と，現存資料では多くいわれているが，それは「わが妻 (kišim)」でも「わが息子 (oγulum)」でもあり得た．現在，妻の名をあげるもの，息子の名をあげるもの，ともに3例ずつある[74]．

その弟もしくは妻・息子は，この債務者が家長であるところの一家のなかで，家長に次ぐ責任者として，その他の「家族たちと共に (ävtäkilär birlä)」この債務に対して連帯責任を負うものであった．「家族たち」とは，そこに記名されている弟・妻・息子たちも含めた債務者の家族全体のことに相異ないのであり，［資料2］の語釈2-9で示したとおり，従来の諸家が，この ävtäkilär の語を，その前の人名に続けて -niγ tägilär「……の家族たち」と読んだときには，「弟 <某> の家族たちが一緒に」と，一見，弟は別に自分自身の家族を持っていると解しているらしいのは大きな錯誤である[75]．この間の問題は，その家族制・家産制の問題として，別に詳論を要するところで，いまは，これ以上ふれない．

§55 ただ，上のような問題に関連して見逃してはならぬ事実がある．第1に，カイイムトゥ文書群の大多数は，ここに示したような書式であるが，そのなかで，TM 106 では "inim Tämür köni birzün"「わが弟テミュル，まさに返与すべし，と，「家族たち」の語が記されていない．逆に，TM 233〔USp No. 20〕のばあい，"äv-täki-lär köni birür män" と，弟も

74) TM 222〔USp No. 18〕［資料7］, USp No. 25 のボルミシュ文書は，ともに妻 Tüzük, TM 234〔USp No. 10〕, USp No. 37, Ot・Ry 2734［資料1］は息子の名を記し，Or 8212 (131) では妻の名はたしかだが，さらに息子の名も記しているらしい．なお，oγlum の表現は断片ではあるが quapu 借用と見える TIII 218 にも見えるし，Ot・Ry 1108 にもある．但し，後者では契約内容が確認できない．

75) Herrfahrdt 氏は ävtäkilär と読むことは読んだが，それを，この債務代替者の家族と解したらしく "mit seinen Angehörigen" としている (Herrfahrdt:99)．このさい，実さい問題としてはどちらでもよいようなものの，そのような認識が，下にふれるような，第3者の家族という彼の誤解のもとにもなっている．

しくは妻・息子などのことをいっていない．後者については，Radloff は ältä-kii (tüš) と読み "die beim Volke üblichen Zinsen" と解している[76]が誤読である．また，文末の birür män「われ返与せん」は文法的には誤りというべきだが，この種の俗文書では，この人称に関する書き誤りはかなり見出される．書き誤りというだけでなく，彼らの無関心さが認められるようであり，このさいも気にすることはない．

この後者のばあいは，たとえ不注意で書き落したのではないにしても，前に述べたように，この文言における「家族たち」とは，債務者の家族のことである以上，そこに，彼なきあと，彼に代って家長的役割を果たすべきものを特に記名していなくても，実さいにも差しつかえないはずである，と考えて解釈は十分つく．カイイムトゥ文書群のみならず，現存全資料を通じて同じような例はない．一方，前者のばあい，同じように「家族たち」の語を記さない例は，後述の如く，カイイムトゥ文書群のほかに数多くある．むしろ，その方が圧倒的に多い．従って安易に扱うことはできぬのであるが，当面，カイイムトゥ文書群という史料的条件を考慮するとき，この一群の同一条件にあるもののなかで，この契約文だけが，他のものと異る条件をその契約内容に持つ必然性はどうしても考えられない．すなわち，後者 TM 233 が 1 küri のごま (künčit) を，Suriyasiri というものが，2月7日にカイイムトゥから借りるものであるのに対し，これは，4 küri の粟 (yür) を，Misir が，やはりカイイムトゥから3月25日附で借りるもの，ともに，カイイムトゥ文書に多く含まれている農作物の借用文書として共通の書式である[77]．要するに，TM 233〔USp No. 20〕もいわば簡略に書かれたと見られるのと同様，少くともカイイムトゥ文書の一つとして，この TM 106 もことばを省いたと考えてまちがいないと思う．とくに，借り手の Misir, Tämür 兄弟はカイイムトゥとはごく近隣の関係にあった一家らしいことはカイイムトゥ文書全体からうかがえるところでもある．

さらに，準カイイムトゥ文書の一つ，TM 230〔USp No. 1〕では，この文言のはじめで Nom Qulï という名は記したが，彼が，借主 Miη Tämür の何にあたるかはいっていない．しかし，そのあとには，他例と同じ「家族たちと共に」の表現があり，その家族とは，たびたび述べたように，借主の家族に相異ない以上，彼もその家族の一員，すなわち，Miη Tämür の，おそらく弟か息子であることは疑問ないと思う．Herrfahrdt 氏が，この Nom Qulï について，家族とは別の第三者が債務代替することもあったとするならば[78]，それは正しくない．要するに，このばあいも，inim 又は oγulum などの表現を省いたにすぎぬと考えられるのである．

§56 以上，カイイムトゥ文書および，それと地・時点の共通な資料のうち，この文言に関して，表現を若干異にするものあるが，いずれも省略されたにすぎぬと判断した．それは，

---

76) USp: 27

77) 既に述べたとおり（§ 36），TM 106 のばあい〔E〕文言中に「六月中に」という表現が余分に書かれている．そのことだけが特異な点である．

78) Herrfahrdt 1934: 100．なお，前の註 75) 参照．

Herrfahrdt 氏のように，法制史上かなり重要な問題に発展する契機が，それら，表現のわずかの差異のなかにもあり得たからである．ところで，前にもふれたように，カイイムトゥ文書群以外の文書では，この文言中，「家族たちと共に」の表現がないのがむしろふつうである．すなわち，TII D 43〔USp No. 70〕[資料4]と，代物弁済であるが Malov DUD No. 1[資料3]の2点は完全に，ここに示したとおりの文言であるが，残りは，明かなかぎり「家族たちと共に」の表現はない．yür (粟) 借用，期限つきの Ot・Ry 2734 [資料1] に oγlum Qavsuη köni birzün「わが息子カウスンまさに返与すべし」と書いてあるのと同様に，kišim (わが妻) というもの3例の全部，inim (わが弟) というもののうち2例が，明かにそうである[79]．そして注目すべきことは，その他不明瞭な3例[80]——これも「家族たちと共に」の表現のないことはまず確かである——とともに，上述の Ot・Ry 2734 以外は，手習い書と見えるにしろ，無利息有期限という，例の少い契約内容を示している USp No. 113, それも含めて，返済・弁済すべきものは，すべて，金銭 (kümüš) または通貨代用の棉布 (quapu, böz) である．

§57 このような事実からは，今まで指摘されたことはないが，通貨のたぐいのばあいには，家族のなかの個人が，債務代替の責任を負う，換言すれば，家族全体の連帯責務ではないという解釈が生れるかもしれない．事実，同じボルミシュ文書群の3通のなかでも，TM 222〔USp No. 18〕[資料7]と USp No. 52とは，kišim Tüzük「わが妻 Tüzük」が返与すべきものとされているのに，残りの USp No. 47 では inim Tanïqtači「わが弟 Tanïqtači」が記名されている．前の2通は，ともに鼠の年，すなわち同年のものらしいが，後者は馬の年のものである．そのような事実はあるが，ともかく，ここに記名されるものは家長代理ともいうべきものであろうに，それが，妻のばあいと弟のばあいと両様あることは，あるいは保証責任が家族全体というより個人的であったためかとも思えよう．さらに，Or 8212(131) のばあい，ここの文言は，kišim Qutadï oγl……birlä köni birzün「わが妻 Qutadï, ……と共にまさに返与すべし」と読める．妻の名の次の語，いま判読しかねるが，個人名，あるいは「息子」を意味する oγul がそのはじめにあるのかもしれぬ．おそらく，妻が，息子か誰かと共に代替責任を負うべしとしたものであろう，文末に，「この印章はわれら3人のもの」と記してあるのも参照される．同じような例は，TII D 149 a〔USp No.67〕でも認められるかと思う．そこでは，行頭に破損があって明かでないが，現存5行目は …m Art birlä köni birzün[81] とあり，文末の印記がやはり「われら3人のもの」とあることから Art も人名，その前の破損した部分にも誰か近親者の名が記されてあったと考えられよう．これらの例は，このように2名

79) kišim というもの3例は 註 74) 参照．inim というもの，USp No. 47, USp No. 113

80) Tll D 149 a〔USp No.67〕, Ohne Nr(f), Or 8212 (151) a

81) Radloff は，-niη (tägi)-lär birlä köni birzün と読み，tägi「家族」の語が書き落されていると解した．しかし，最初の語を -niη と読むことはできぬ．

のものの名を記している例と考えられるのであり，そのことも，債務代替責任をとくに個人に負わせるということと解し得るかもしれないのである．

§58　前にも述べたように，これらの問題は，その家族制・家産制その他重大な問題として広般な考察が必要である．それは，本稿の目的とするところではないから，ここでは今後の問題として残しておきたいのであるが，ただ次のことだけは指摘しておきたい．すなわち，われらの現在知っている資料には，その数に於いてカイイムトゥ文書群が大きな比重を占めている．従って，そこに共通に現われている表現，書式が，その例数として多いといっても，その数にひっかかってはならぬということである．そのような史料の現存条件を念頭におくと，はじめに示した ävtäkilär birlä「家族たちと共に」という表現は，その用例が如何に多くても，その他の諸例と，とくに類型的に差別するだけのいわれはないといえよう．とくに，カイイムトゥ文書群に属さない Ot·Ry 2734 は，借用対象，返済方法など，カイイムトゥ文書の多くと同じ農産物であり，農産物としてのそれである．さらに，カイイムトゥ文書群のなかでも，TM 106 など，文面上，やはり弟だけの名を記して「家族たち」とはいっていなかった．

要するに，現在のところ，私は，その史料条件を考慮するとき，借用対象が通貨またはそれに類するものについて認められた「家族たちと共に」の表現のないもの，それこそ通則的であり，カイイムトゥ文書群の大多数に認められた表現は，契約内容の本質的相異を示すものではなかろうと思っている．それは，TM 106 など，カイイムトゥ文書群に属するものについて，表現の簡略化であったと，さきに判断したこと，それを裏がえして考えればよいことであろう．

§59　なお，この文言に相当する箇所で，全然別の内容を記す1例があること が注目される．それは，準カイイムトゥ文書に属する，代物弁済のものかもしれないところの TM 212〔USp No. 29〕［資料5］である．

birginčä bar yoq bolsa män mäniŋ Samdukü-däki Po-ni bilä tägi ülüš-lüg yarïm aŋïz yir-tä maŋa tägär bölüg ülüš-lüg yirim birzün

「返与までに居なくなれば（われ），わが，サムトゥキユにある，ポニと等分の半刈株田にて，われに属すべき分け前地を与うべし」

いわんとすることに疑問はないが，このような文言が，債務代替者の指摘に代って記されたのには，その両当事者間に何か特殊の事情でもあったのだろうか．借主 Qïryaquz，貸主 Yanbatu については，この1点しか関連資料はないので，推定すべき手がかりはない．ただ，それにしても，この両名が，やはりカイイムトゥ近隣者で，彼と同時代に，同じ部落内に居住していたことは，カイイムトゥ文書でよく知られている Misir が証人の一人になっておるだけでなく，書き手の Turči もカイイムトゥの近隣者の Turči と同一人であることが，彼が，やはり書き手になっている TM 234〔USp No.10〕，また土地交換文書であるが TM 101 などと比べて明かである以上，疑ないところである．要するに，完全に同一史料条件にあるものの

あいだで，このような相異があることは，必要なら，このような保証とりきめもしたということであろう．

§60　なお，附言するに，護氏は，この TM 212〔USp No.29〕の文言には言及しなかったが，その他に多くみられた保証文言〔H〕に関し，法制史家のいわゆる「留住保証制」であることを強調している[82]．しかし，いま示したように，家族たちが代って支払うことをいう代りに，賠償すべき物件を明示することもあり得たということは，債務者を現地に留住させておく義務を家族たちに負わせるということは別のことと思う．多くの例に見られた〔H〕文言のばあいも，ふつうの債務代替としての保証とみるべきであろう．すぐ次に述べるように(§63)ここで記名されたものが，漢文文書で多く「保人」とよばれた保証人と同じ役割であることも，このような解釈と相応じるものである．

§61　最後に，この項を欠くものが現在2例ある．その一つは，カイイムトゥ文書に属する TM 76 であるが，これは，借主・債務者は onluqlar「十人組」であり，tarïγ「穀物」を借りる集団的共同債務文書である．実は，返済期限については秋収期 (küz yaŋïta) といいながら，返済期限に違背したばあいの文言も，後述の tanuq「証人」，書き手の記名もない．大いに省略されたものといわざるを得ないが，この保証文言を欠くのは，このような集団的共同債務のばあい，相互保証という概念もあったのだろう．但し，その返済分について，個々人，その担当するところなど記されてはいない．いま一つの例は，quapu 借用の Ohne Nr(e)〔USp No. 85〕であるが，さきに示した（§43）1年間の期限で 50%の利息をつけて返済することになっているもの．これにも違約時の文言〔F〕も認められず，さらにこの保証文言もない．省略されたと考えるしかない．

Ⅳ 後　　文

1 証人の記名

〔M〕 tanuq ＜人名＞, tanuq ＜人名＞,「証人＜　＞, 証人＜　＞」

§62　書式としては他の証文類と同じである．そのはじめに bu sawda「このことばに(対し)」と，古風と思われるいい方をした例[83]も一つある．tanuq は立会人的性格であること，中国文書の「見人」「知見人」に相応すること，すべてすでに明かにされているとおりである[84]．

82)　護　1961: 249,251,254.
83)　TII D 149 a〔USp No. 67〕
84)　護　1961: 252, 山田　1963 a: 55

そして，この種借用文書のばあい，明かにその数は2名が原則だったことも[85]．現存のもののうち，例外は USp No.113 の手習い書といわれるものだけである．

§63 なお，護氏は，tanuq はほんらい，中国の「見人」「知見人」と同じ役割であったにしても，2人の tanuq のなかには，中国文書の「保人」にあたるものがあるのではないかと疑っているが[86]，私は，そのようなことはないと思う．「保人」すなわち，債務代替の責任を負う保証人は，まさに，上述〔H〕文言のなかで記名された，現在知られる限りでは債務者の家族，近親者なのであって，中国文書の書式のように，そのような保証人，立会人が文末に改めて署名することは，もともとウイグル人の証文書式にはない以上[87]，不思議ではない．のみならず，前にも一寸ふれ（§57），次項でまとめて考察する印記の条で，債務者とその近親者——債務代替者として記名されているもの——2人のもの，あるいは3人のものといっているものもあること，さらに，印記にもなにもいっていないが，実さいには，債務者とその弟などが，それぞれ，自分の花押を記している例も認められることは，いずれも，彼ら固有の書式からみれば，中国文書で，末尾にひとりひとり署名するのと同じ効果である．

§64 証文として不可欠と思われるこの文言を欠くものが2例だけある．Ohne Nr(f) がその一つであるが，これは USp No. 113 について Radloff がのべたと同じような情況で，漢仏典の断片の裏面に，極めて稚拙に書かれている．現在，破損部も若干あり，実さいに捺印されていなかったとも断言できぬが，実さいに効果のある証文とは考えられない．この tanuq の記名を書き落したため廃棄されたかとも考えられるが，やはり手習い書のようである，もう一のつの例，TM 76 のばあい，それは，前にもふれた onluqlar「十人組」の共同債務文書である．既述のとおり違約罰文言〔F〕も保証文言〔H〕も見えず，大いに省略されていると考えられるが，保証文言〔H〕のないことと共にこの項のないことなどは，このような共同債務のばあい相互連帯責任というようなこともあったかと思わせるものである．

2 印　記

〔N〕 bu tamγa/nišan män ＜人名＞ -niη ol 「このタムガ／ニシャン，われ＜　＞のそれ」

§65 この文言も他の証文類と変ることはない．そして，ここで扱っている資料のなかにも，

85) Herrfahrdt 1934: 100, 護 1961: 225

86) 護 1961: 252

87) そのような書式のものも，たしかに存在しているが，それはほんらいのウイグル式ではない．中国式の完全な模倣と見るべきである．cf 山田 1963 c:

タムガとニシャンの両語が現われている．それについては，曽て売買文書について述べた[88]．原則的にタムガの語は印章に，ニシャンは略花押式のものに相当することなど，その他この両語，あるいはその実さいの使用状況などについても，曽て述べたところであるから[89]，今はくりかえさない．ただ，従来，この種借用文書のこの文言について，Herrfahrdt，護両氏などの説いたことはきわめて不十分であるから，実さいの文書上の所見も加え，以下に於いて考察してゆく．

§66　まず，文言それ自体についてみるに，ここで「われ<某>のもの」といわれるのは，売買文書で売主であるのと相応して，借主・債務者，この証文の作製責任者であることに例外はない．すなわち，〔B〕文言中で記名されたそれであって，彼が単数なら，上に示したとおりだが，もし複数なら，当然ながら「われら<　　>のもの」といわれるべきだし，現存資料ではもちろんそう書かれている．護氏も指摘した例，USp No. 34 は Sisi と Körü 両名のものの共同債務文書だが，そこには bu nišan biz-niη ol「このニシャン，われらのそれ」とあり，その他，TM 76 の 十人組 (on-luqlar) の借用文書では，bu nišan biz onluqlar-niη ol「このニシャン，われら十人組のそれ」とある．

§67　ところで，〔B〕文言で名を記された債務者は1名であるのに，この〔N〕文言では複数のものとされている例が幾つか見出される．それぞれ，前にふれたこともあるが，現在，次の4例がある．

1) bu tamγa biz ikägü-nüη ol「このタムガ，われら2人のそれ」(Ot·Ry 2734)

2) bu tamγa biz-niη ikägü-nüη ol「このタムガ,われらの，両(名)のそれ」(USp No. 113)

3) (bu ṭa)mγa biz üčägü-nüη ol「このタムガ，われら，3(名)のそれ」(TII D 149 a〔USp No. 67〕)

4) bu tamγa biz üčägü-nüη ol「このタムガ，われら，3(名)のそれ」(Or 8212(131))

このうち，2) について，Herrfahrdt 氏は，真正の証文でないことにふれたのち "Auffallend ist noch, dass von zwei Siegeln (wohl des Gläubigers und des Schuldners) die Rede ist" といい[90]，護氏は，この文言を示した上で，「この場合の債務者は Qavïsdu Tutuη 1人であるから，ここに印章を附したものが，この債務者のほかに，もう1人誰であったか，不明である．上にのべたところからも明らかなように，ウイグル文貸借文書でも，中国文のそれにおけると同じように，本文の末尾に記名し，花押あるいは印章をほどこすのは，普通，ただ債務者だけであったのであるから，上に引用した No. 113 文書の '自分たち両人' というのが，もし，債務者のほかに債権者をも含んでいたとすると，その点，この文書はただ

88) 山田 1963 a: 56

89) 山田 1963 b

90) Herrfahrdt 1943: 101, Note 1.

1つの例外をなすわけである．おそらくこのことは，のちにものべるように，この文書が実際に契約文書としてつかわれたものではなく，練習用にかかれたものにすぎないということから，説明できるであろうと思われる．」[91] と，次いで，別の箇所で「前にも指摘したように，債務者が1人であるにもかかわらず，末尾には「この印章は，自分たちの，両人の，ものである，とあって首尾一貫しない」と，この証文が真正のものでない理由の一つに数えている[92]．

護氏の発言中，最後の，この証文の真正でないことの理由にならぬことは，いま示したように，類似の例が他に3例もあり，それらは，いずれも正式の証文であるからまちがいない．そのことは前にもふれた（§ 40）．それでは，両氏が，債務者と債権者の両名かと疑った点はどうか．その点では，この USp No. 113 のように，ikägü-nüŋ「両(名)の」という例だけみるとそう疑いたくもなろうけれど，前にも指摘した（§ 57），両氏とも直接資料として扱わなかった．3)の USp No. 67〔TII D 149 a〕では「3(名)の」とあって，そのような考えは許されない．4)も同じく「3名」である．

私は，これらを，〔B〕文言で名を記された債務者本人と，〔H〕文言で，彼の近親者のうち名を記された保証人，債務代替者だと思う．そのことも前にふれたところであるが，たとえば，

1) のばあい，〔B〕文言で記名されているのは Yigädmiš，そして，〔H〕文言では "oγlum Qavsun köni birzün" 「わが息子 Qavsun まさに返与すべし」

2) では，〔B〕では Qaysïdu-tutuŋ の名が記され，〔H〕では "inim Ozmïš Toγrïl köni birzün" 「わが弟 Ozmïš Toγrïl まさに返与すべし」

3) では，〔B〕で Abïč の名が記され，〔H〕で "･･･m Art birlä köni birzün" 「･･･m, Art ともに，まさに返与すべし」

4) では，〔B〕に Barmïš-tu の名あり，〔H〕で "kišim Qutadï oγl ････ birlä köni birzün" 「わが妻 Qutadï, oγl ････とともに，まさに返与すべし」

いずれも，前に〔H〕文言に関して述べた，「家族たち」という表現のない，個人名を記したものばかりであり，「3名」という 3)，4) の両例は，その〔H〕文言中に，まさに2名のものの名が記されているとみえるのである．すなわち，この〔N〕文言中で「われら両名の」「われら3名の」というのは，債務者と債権者ではなく，債務者と保証人とであると考えてまちがいない．

§68 なお，以上の4例は，すべてカイイムトゥ文書群以外のものであること，また，カイイムトゥ文書のなかに一つだけあった，〔H〕文言で「家族たち」の表現を用いていなかった TM 106 では，ここの文言中，〔B〕でいわれた債務者自身だけがいわれていること，その事実だけを指摘しておく．

---

91) 護 1961: 230

92) 護 1961: 235

§69　1例だけであるが，カイイムトゥ文書の一つ TM 75 に注目すべき事実が見出される．それは，〔B〕項で明かにされた債務者は Qïmïr であり，〔H〕項では "inim Idaba äv-täki-lär birlä köni birzün-lär"「わが弟 Idaba，家族たち，ともに，まさに返与すべし」と記したあと，この〔N〕文言では "bu nišan män Idaba-nïη ol"「このニシャン，われ Idaba のそれ」と，ほんらいの債務者 Qïmïr ではなく，その債務代替者たる弟の Idaba の名を記していることである．さらに，次にのべる書き手に関する〔O〕項でも，書き手カイイムトゥは Idaba に訊ねて書いた，といっている．実は，この文書の実さいについてみると，捺印または花押風のものが現在見えない．あるいは，Idaba の名を記すことが正しくないとして，書き終ったあとで廃棄した，証文として効果のないものだったかとも考えられるが，よく調べると，細く折りたたんだ折り目は残っている．まさに，終りの方は，その折り目のところに沿って破れているのであって，その破れのなかに，もと，花押風のものが記されていたのかもしれぬ．それでなくても，折りたたむということは，その他の各文書の多くにも認められるところで，細く折りたたんだ上で，その上に，文書の題記風のものを記す，Ot·Ry 2734［資料1］の図版 (1) に示されたとおりである．このように保存された形跡がある以上，これも，やはり真正の証文として扱われていたに相異ないと思う．従って，ここに，本人ではなく，その弟の名を記すことも過誤とはいえない．

実は，同じ例は，他の種類，土地借用の文書にも認められる．やはりカイイムトゥ文書に属する TM 81 がそれで，次章で述べるように，その書式全体は別であるが，ともかく，借主は Misir であり，彼の責任でその証文が作製されているのに，その，これと同じ印記については "bu nišan män Tämür……"「このニシャン，われ Tämür（後欠）」と，次いで，書き手の項でも，書き手カイイムトゥは Tämür に訊ねて書いたと，不意に Tämür という名が現れている．この文書だけなら，この Tämür が何ものであるか不明だが，幸にして，Misir と Tämür とは，カイイムトゥの近隣者として兄弟であることは，いま，本章で扱っている借用文書の一つ TM 106 により明かなのである．いままで，数回言及したことのある，〔G〕文言で「家族たち」の表現を用いていないという文書で，その債務者は Misir，弟が Tämür であった．

このように見ると，両例とも，たまたまカイイムトゥ文書に属するものであるが，債務者自身と代替債務者とのあいだの責任関係は，ほとんど不可分のようである．証文作製の責任は少くとも不可分であって，これ又，彼らの家族制の問題として注目に価することであろう．

§70　文言上の問題としては，現存売買文書のなかに見出されたニシャン・タムガという例は[93]，これら借用文書のなかに，現在までのところ発見されない．なお，ニシャンの語を用いるのは，カイイムトゥ文書群ならびにそれに準ずるもののすべて，そして，Malov DUD No. 1［資料3］であり，残りの，ロシヤ，英国，日本のコレクションのものはすべてタムガ

93)　山田　1963 a:56

と記されている．Herrfahrdt 氏も，護氏も，金銭借用のものはタムガ，それ以外のものはニシャンであるとされたが[94]，それは，両氏の用いた資料が不十分であり，その不十分さを認識していなかったからで，Ot·Ry 2734［資料1］のごとき，明かに yür（粟）借用のものであって，金銭，もしくは通貨代用のものでさえない．さらに，両氏も知っていたはずの売買文書類でみるとき，対象・代価の別なく，タムガの語とニシャンの語は両様に用いられているし，ニシャン・タムガということばさえある．両氏の説に賛成できぬ所以である．このことは，むしろ，各文書の史料としての条件から確かめてゆかねばならず，それは，いま指摘したとおりである．私は，曽て，タムガの語は比較的古いものに，ニシャンの語は，それに対して新しいものとして用いられていると考えたが[95]，さらに詳察を加える余地は残っているにしろ，1仮説として提案したまま，未だ十分な批判を受けていないし[96]，撤回する必要はないと思っている．

§71　ところで，文言上のことばだけによって考察する点，以上のとおりであるが，それでは，実さいの文書上では，どのようなことが認められるか．

第1に，われわれの当面する資料では，タムガの語に対しては，明かなかぎり，すべて印章が捺されてある．それは，文頭と文末の2ケ所，あるいは，さらに文中にもう1ケ所で，計3ケ．この種借用文書のばあい2ないし3ケ所に捺すのが原則的だといえる．少くとも，文頭と文末には不可欠だったに相異ない．一方，ニシャンの語を用いるばあい，これも，現在のところ例外なく，すべて略花押風のものを文末1ケ所に記してある．TM 76 の「十人組」で，共同借用のばあい，既に述べたように，文言には「このニシャンはわれら 十人組のものである」と記されているが，事実文末に8ケぐらいの略花押式のものが記されている．〔B〕文言中で「某，某，某，ら 十人組」と記名されたものが，各自記したに相異ない．

§72　なお，最後に，1例だけ，私のいう，ニシャン新型書式[97]を不完全ながら示すもののあること指摘しておきたい．それは T II D 43〔USp No. 70〕［資料4］であり，〔M〕項で，tanuq の名を記すにあたり，そのはじめに bu nišan män「このニシャン，われ」と書いている．すなわち，text の7行目，後半部に "bu nišan män tanuq Buyan Qaya"「このニシャン，われ，証人 Buyan Qaya」とまで書き，行末に達したあと，次の2行は，それぞれ，紙面下半部に，

tanuq Sasi Qudluq Qaya「証人 サシ·クトゥルク・カヤ」
bu nišan män Usinä-niŋ ol「このニシャン，われウシネのそれ」

---

94) Herrfahrdt 1934: 101; 護 1961: 252

95) 山田 1963 c: 322

96) 護氏は．この私の提案に賛成できないことを数回述べられたが，いずれも，反対の理由は十分明かでない．cf. 護 1961: 226, 230, 253

97) cf. 山田 1963 c

と記してある．7行目の bu nišan män は無意味であるが，証人の記名も，行別に行頭を変えて記そうとし，そこに証人もニシャンを記そうとする中途半端な意図だけは認められる．ただし，両証人とも何の記しも記していなく，文末に債務者 Usinä のものと思われる記号風のものがあるだけである．

3 書 き 手

§73 この文言も他の証文類と変ることはない．

〔O〕 män <人名>，<人名> -qa/-kä ayïtïp bitidim「われ<　　>，<　　>に訊ねて書きたり」

最初の人名が書き手，次のは，既述のとおり（§ 69）例外もあったが，原則としては〔B〕項で示された債務者．債務者又は債権者が書き手のとき，bitidim の前に özüm「みずから」の語を入れることのあることも既に知られているとおりであるし，もし債務者自身であれば，もちろん「<　>に訊ねて」ということはあり得ない．ただ，USp No. 34 のばあい，債務者は，Sisi と Körü の2名であり，そのうち Körü が書き手になっていて，この文言は 'män Körü, Sisi-qa ayïtïp özüm bitidim" 「われ Körü, Sisi に訊ね，みずから，書きたり」と記している．

V 別　　記

1 あ と が き〔P〕

§74 ここであとがきというのは，次に述べる，文書の title 風のものとは異り，その契約文に，なんらかの必要上，あとから書き足したもののあったばあいである．売買文書のばあい，代価の受払いが証文作製当時完了していなかったとき，それが完済されたとき改めて，そのあとに書き足されている例が幾つかあった[98]．いま，ここで扱っている借用文書類に，そのような例はないが，1例だけ（USp No. 34），次のようなのがある．現在，原物は見ること

98) 山田 1963 a : 59

ができず，Radloff の解説するところに従うほかないが，彼の解説によれば[99]，文書の表面第1行の左側に "on iki böz ol" 「12 böz なり」，最末行の右側に "bütün birdi" 「すべて与えたり」と書き込んである．この 12 böz とは2名の債務者が 6 böz ずつ返済することを契約してあったので，その返済が完済したことをこの書き込みは示すであろう．Radloff は，おそらく債権者が受領のしるしに書き込み，債権者に，この証文を返えしたのだろうといっているが[100]，まず誤りなかろう．

2 題　　記〔Q〕

§75 Ot·Ry 2734 [資料1] にみられるとおりのもので，債権者が，その証文を保存するとき，前にも一寸ふれた（§ 69）ように細く折りたたみ，その上に記す慣習があった．しかし，この種貸借文書では売買文書のばあいほど，その例は多く見出されない．

附　代　価　借　用　文　書

§76 Herrfahrdt 氏は，前述のように11点の資料を貸借文書の書式を考える直接対象としたが，さらに，5点のものを類似のものとして番号だけ示していた[101]．そのうち USp No. 67〔TII D 149 a〕，USp No. 85〔Ohne Nr(e)〕，USp No. 113〔3. Kr. 33 b〕の3点は，私は消費貸借文書にふくめて既に考察の対象とした．残りの2点，USp No. 8〔TM 236〕と USp No. 63〔TII Čiqtim 2〕[資料6] が，ここで扱うものである．この2通は，ある物を受けとり，その代価支払について契約したものと考えられる．いわば，代価を借りたかたちになっているもので，書式としては，基本的には上述の消費貸借文に似ている．従って，とくに，それと異る点だけを指摘しようと思う．TM 236〔USp No. 8〕は，既にふれたとおり（§ 14），カイイムトゥ文書と同一時・地点のものであるが，TII Čiqtim 2〔USp No. 63〕[資料6] は孤立史料である．また，現在，この2通しかこの種文書はないから，定型的書式を認めることは困難であるが，それでも，基本的なことは確認できると思う，

§77 I **日附〔A〕** については，なんの特記すべきこともない．書式としては，もちろ

99) USp : 52
100) USp : 80
101) Herrfahrdt 1934 : 93

ん他と同一である．それに続く「契約の主題」部分が，もちろんのことながら問題になる。

Ⅱ 契約の主題

§78 **1 借主と動機〔B〕，2 貸主，物件とその数量〔C〕**，この両項目を併せ考えると，［資料6］として示した TII Čiqtim 2〔USp No. 63〕のばあい次のとおりである．

maŋa <Büdüš Tutuŋ> -qa <qočinda kidiz> kärgäk bolup, <Arslan Siŋqol Öl> -tä <bir kidiz> altï böz-kä altïm

「われに，<Büdüš Tutuŋ>に<牡羊のフェルト>必要となり，<Arslan Siŋqol Öl>より<1フェルト>6böz にてうけとれり（われ）」

すなわち，altï böz-kä「6棉布にて」の表現が，消費貸借文のばあいの tüš-kä「利息つきにて」に入れ代っているだけである．tüš-kä が前半の〔B〕項中でなく，これと同じ〔C〕項中にある例は，T II D 43〔USp No. 70〕で見た（§ 21 ）とおりである．要するに，契約の本質にかかわる tüš-kä「利息つきにて」の代りに，必要としたフェルトの代価 altï böz「6棉布」を記した以外，この文書のばあい，書き方は，他の消費貸借文と完全に同一である．

一方，TM 236〔USp No. 8〕のばあい，若干相異している．すなわち，この〔B〕〔C〕両項に相当するところは，

〔maŋa〕<Il Tämür> -kä <tawar> kärgäk〔bolup〕，<Saŋa, Baytämür ikägü> -tin<〔bir？〕tawar> altïm

「〔われに〕<II Tämür>に，<緞子>必要〔となり〕，<Saŋa, Baytämür 両者>より，<〔一？〕緞子>受けとれり（われ）」

とあり，借主名，貸主名，必要となり受けとったもの，その数量，それらのことはやはり明記されているが，その代価については記されていない．その代り，これに続く次の文言，消費貸借文のばあいの，返済に関する項〔E〕のところで，代価たることを明記してある．すなわち bu tawar-nïŋ satïγï ilig tas böz-ni「この緞子の価格50粗布を」[102] といい，「その価格（satïγï）」ということばをわざわざ用いている．

なお，このTM 236〔USp No. 8〕のばあい，貸主・債権者が，Saŋa と Baytämür という2名のものになっていることは注目しておきたい．ただし，両者の関係はいま確認できない．

102) この読み方については §30参照

3 返済について

§79 さきに，消費貸借文の返済について，有期限のものと無期限のものとにわけて考察した．これら代価借用文に於いては，一応有期限であることは当然であろう．やはり，(1) 期限と返済すべきもの，その数〔E〕と (2) 返済期限に違背したばあい〔F〕との両項目が認められる．

(1) 期限と返済すべきもの，その数〔E〕

§80 TM 236〔USp No. 8〕では，上にその一部は示したが，その代価の指示と併せ次のように記されている．

bu tawar-nïη satïγï ilig tas böz-ni aram ay ičin-tä birür män

「この緞子の価格 50 粗布を，正月中に与えよう（われ）」

この証文の作製日附は「正月3日」である．すなわち，借りたその月のうちに，代価は支払うというのであり，きわめて短期間である．この文書で，代価の指示を〔B〕〔C〕文言中でいわず，この返済の項で併せ述べているのは，いわば便宜的，簡略化して書いたともいえるが，それも，このような短期間のものであったからかもしれない．

一方の T II Čiqtim 2〔USp No. 63〕[資料6]のばあいは次のとおりである．

bilän barmïš arqïš yanmïš-ta altï böz birip ïdurmän

「共に在りし隊商帰還のさい，6棉布与え送らん（われ）」

この契約文だけでは背後の事情は明かでないし，冒頭の字句に対する私の解釈も若干不安はあるが，とにかく，代価とされた6棉布を支払うべき時期を，帰還のさい，ときめていることはたしかである．なお，代価支払いのことを，前の TM 236〔USp No. 8〕のばあい，ただ bir-「与える」の語で示していたが，これでは，bir- に加えて ïd-「送る」のことばも用いている．その語義については[資料6]の語釈として述べたところを参照されたい．

要するに，この両者を通じてみても，基本的には，消費貸借文のばあいと区別さるべき何ものもない．

(2) 返済期限に違背したばあい〔F〕

§81 この項目も両資料とも備わっている．TM 236〔USp No. 8〕のばあいは，

birmädin käčürsär män bir-kä bir qošup birür män

「与えずして過ごさば（われ），1に1足して与えん（われ）」，

とあり，消費貸借文の定型〔F〕と比べると，il yaŋïnča tüši birlä「くにの慣例どおりの利息もて」の部が，bir-kä bir qošup「1に1足して」となっているだけである．このことは前（§ 45 ）にものべたところだが，「くにの慣例による利息」が，最高の2倍であることを，この文書の記載が，むしろ，実証していると考えられる．要するに TM 236〔USp No. 8〕では，他の消費貸借文と同一書式と考えてよい．

§82 一方，T II Čiqtim 2〔USp No.63〕［資料6］のばあい，非常に異っている．そこでは，書き方の相異ではなく，契約内容そのものが変っているのである．

Arqïš-tïn ïdmasar män birär ay birär böz asïγ biläη köni birür män, qač ay tutsar bu oq yaŋča asïγï biläη köni birürmän
「隊商より送らざれば(われ)，1月ごと1棉布ずつ(の)利息もて，まさに，与えん（われ)．幾月保つとも，この如き利息もて，まさに，与えん（われ)」．

以上のとおりであるが，一見して明かなように，いわんとすることは，消費貸借文，返済無期限のばあいの〔G〕文言と共通している．後者のばあい，現存例の多くに，qač ay tutsar män「幾月保つとも」，ay sayu「月ごとに」などの表現が用いられ，köni birür män「まさに与えん（われ)」で結ばれていたが，この資料のばあい，「月ごとに（ay sayu)」に代り「1月ごと（birär ay）」といっている．これは，消費貸借文でも USp No.47 で「1月に（bir ay-ta）」という例があったのと同巧である．要するに，この書き方は，まず1ケ月に1棉布という利息分を明示し，次いで「そのような利息で（bu oq yaŋča asïγï biläη)」と，ことばは多いが，その内容は，消費貸借文〔G〕文言と完全に同じである．そこには，期限はないが，その代り，月利計算で利息分を余分に出さねばならぬわけである．

このように見てくると，この TII Čiqtim 2〔USp No. 63〕［資料6］のばあい，その代価支払について，第二の契約として無期限の契約もしているようであるが，契約としては，あくまでも期限つきとして記されたはじめの文言が主題だと考えるべきだろう．それは，この月利が，6に対する1であり，ふつうの無期限借用のばあい，月利は2～3％，年利にして30～40％であるのに比べると（前述§50 参照），月利で17％近く，一年となると，200％，すなわち元金の2倍になるという事実，これは尋常の利息支払いではない．すなわち，ふつうの支払い，弁済契約とは到底考えられないからである．要するに，これは明かに違約罰である．一年で2倍ということも，他の違約罰で慣例的であった2倍ということと符合するものがあると考えられる．

§83 **Ⅲ 保証**，〔**H**〕の項については，消費貸借文で示したところと完全に同じである．T II Čiqtim 2〔USp No.63〕［資料6］のばあい，「家族たち（ävtäkilär)」の表現がないよ

うであるが，この問題は既に消費貸借文について述べたところである（§ 56）.

Ⅳ 後　文

§84 **1 証人の記名**〔**M**〕この項，書き方は他の証文類と変るところはない．ただ，現存2資料では，いずれも，証人の数は1名であることは見のがせない．多分，この種証文では1名で良しとされていたのであろう.

§85 **2 印記**〔**N**〕書き方には，やはり異ることはない．TM 236〔USp No. 8〕では nišan といい，原文書上，文末に手かきの略花押風のもの1ケがある．TII Čiqtim 2〔USp No. 63〕[資料6]では，tamγa の語を用い，文頭と文末に，計2ケの捺印が認められる.

§86 **3 書き手**〔**O**〕現在のこの2通には，いずれもこの文言が認められない．契約証文としては，日附と，この後文の3項目は，内容の如何を問わず，原則として備わるべきものであろうから，この2文書にそれがないのは，偶然の共通であり，この種契約文の書式の原則などという可能性は考えられない．いずれも省略されたに過ぎぬであろう．そのようなことは，他の契約証文にもときにはあることである.

§87 **Ⅴ 別記**，としてあとがきも題記も，現存2資料には認められない.

第2章　賃貸借文書

第1節　土地賃貸借文書　§§

資　料 ・・・・・・・・・・・・・・ 88～90

Ⅰ 日　附〔A〕・・・・・・・・・・・ 91

Ⅱ 契約の主題

1. 借主と動機〔B〕・・・・・・・・・・ 92～94

2. 貸主と対象地と借料 ・・・・・・・・ (95)

（Ⅰ）借料定額のばあい〔C〕〔D〕・・・・ 96～105

（Ⅱ）収獲物配分のばあい〔E〕〔F〕・・・ 106～109

3. 借料支払期について〔G〕・・・・・・・ 110～117

Ⅲ 税負担〔H〕〔I〕・・・・・・・・・ 118～124

Ⅳ 後　文

1. 証人の記名〔M〕・・・・・・・・・・ 125

2. 印　記〔N〕・・・・・・・・・・ 126～128

3. 書き手〔O〕・・・・・・・・・・ 129

Ⅴ 別　記

1. あとがき〔P〕・・・・・・・・・・ 130

2. 題　記〔Q〕・・・・・・・・・・ 131

<附> 土地使用貸借文書 ・・・・・・・・・ 132～138

第2節　家畜賃貸借文書

資料，日附〔A〕，後文〔M〕〔N〕〔O〕・・・・ 139～141

Ⅱ 契約の主題

1. 借主と動機〔B〕・・・・・・・・・・ 142

2. 貸主と対象物件〔C〕・・・・・・・・・ 143

3. 借料とその支払、借用物の返還 ・・・・・・ 144

Ⅲ 違約罰その他の契約 ・・・・・・・・・・ 145

第1節　土地賃貸借文書

§88　現在まで，明らかに土地借用文書と認められるものは，ドイツ探険隊蒐集のもののなかに，断片的なものも含めて11点ある．土地貸借契約に関連する別種の証文もなお若干あるが，今，考察の直接対象にはしない．その11点は，すべて，現在，ベルリン・アカデミーが原物を保有しているが，うち5点は，Radloff がその text の解読・飜訳を発表している．残りの6点は未発表資料である．文書番号は以下のとおりである．

TM 73, TM 81, TM 100, TM 109+103 a[103], TM 211〔USp No. 28, Malov PDP No.28〕[資料10], TM 232〔USp No. 2, Le Coq HU No. 1〕[資料8], TM 237〔USp No.11〕[資料9], TII D 149 b〔USp No. 86〕, TII D 204, TII M ii〔USp No. 66〕, TII Toyoq Ohne Nos.

§89　この資料のうち，やはり，カイイムトゥに関係するものが5通あることは注目される．即ち，TM の 81, 100, 211〔USp No. 28〕[資料10]，237〔USp No. 11〕[資料9]と TII の D 204 の5通で，残りのうち，TII M ii〔USp No. 66〕[104]も，特殊のあとがきを持つこと，特殊の税目にふれていることで，カイイムトゥ文書の，TM 237〔USp No.11〕と TII D 204 とに共通した面あり，まず同時代のものと考えられる．さらに，TM 73 と TM 232〔USp No. 2〕もともに Tämiči と Bay Tämür の2人物に関するもの，文書作製者 Tämiči にちなんで Tämiči 文書と呼ぶが，前の消費貸借文中，TM 226〔USp No. 7〕，TM 230〔USp No. 1〕，また代価借用文の TM 236〔USp No. 8〕などと共に，出土地点については D 176 と同じであり，準カイイムトゥ文書群に入るものである．（§ 14 参照）．要するに以上の8点は史料条件を一にしていること明かなもので，残りの3点，TII 109+103 a, TII D 149 b〔USp No. 86〕，TII Toyoq Ohne Nos だけは，一応，それらと区別されるものである．

§90　この種の借用文書に関しては，今まで研究されたことがない．しかも，原文書の読み方についても，Radloff その他先学の読み方を，私なりに修正した点が相当ある．大いに批判を乞いたところであるが，以下に於いて，第1章と同様，Ⅰ　日附，Ⅱ　契約の主題（当事者，対象物件の使用目的・所在地・種別，借料），Ⅲ　税負担，Ⅳ　後文，＜附＞使用貸借文書の項にわけて考察しようと思う．

---

103) もと TM 109 と TM 103 a の2片として扱われているが，内容を検討した結果，同一文書に属するものと判断した．TM 109 の方はかなり破損している．

104) USp によれば〔TII M 11 a〕となっているが誤りである，

Ⅰ 日　　附

〔A〕 <12支獣> yïl, <序数詞> ay, <基数詞> -qa/-kä 「<　　>年, <　　>月, <　　>(日) に」

§91 日附の記し方については, 他の証文類と完全に同一である. ただ, TM 232〔USp No. 2, Le Coq HU No. 1〕[資料8] では, 「二月」をふつう ikinti ay と書くのに, ikintay と一筆書きしているのは珍らしい. [資料8] 語釈8－1ならびに図版5参照.

Ⅱ 契約の主題

1 借主と動機

〔B〕 maŋa <人名> -qa/-kä <作物> tarïqu yir kärgäk bolup 「われに, <　　> に, <　　>作ずけする土地必要となりて」

§92 この書き方は, 売買・貸借契約文一般に共通のもの. ここにまず, このとき土地を借用する者の名が現われるが, 現在のところ, 複数の例はない.「必要となって」といわれる土地については, さらに次項で明示されるが, ここでは, その使用目的, すなわち, 借用の動機が述べられると解される. 上に示したのは, 現在最も多く知られている耕作用のばあいだが, 一般に, 彼らのあいだで土地の貸借が行なわれるのは, 耕作目的のための農地であることが最も多かったであろうことは十分推測される. そして, そのとき, このように「……を作ずけするために」と記すのが原則的表現とみられる. ただ, 後(§ 112) に全文を示すが, TII M ii〔USp No. 66〕だけは農地の借用と考えられるにも拘わらず, ここで, ただ yir「土地」としかいっていない.

§93 このような形で作物名を記しておくことは, 借料として支払うべきものが示されることにもなる. TII M ii〔USp No. 66〕で, 単に yir とだけしか記されていなかったのは, 後文で, 借料として支払うべく決められているのは2種類 (tarïγ と ür) のものになっている, それだからであろう. 逆に, 後文で, 借料について記すばあい, ここに記されたものと同じ作物名をあげるのがふつうであるのに, 作物名を記さず, ただ, その数量だけ, すなわち,「2 šiq」とだけ記した一例[105] があり, そのばあいなど, まさに, この条で「穀物 (tarïγ)

105) TM 237〔USp No.11〕[資料 9]

を作ずけするため」と記されていることにより，その穀物（tarïγ）を2šiq ということに相異ないし，支払うべきものについて疑義も起り得なかったといえよう．

この書き方は，既述のカイイムトゥ関係文書5点，それと同一時点と見られる TII M ii〔USp No. 66〕，さらに，Tämiči 文書の TM 232〔USp No. 2〕に共通であり，いま一つ，前半部の欠けている TM 73 も，最後の TM 232〔USp No. 2〕と当事者は同一人であるから，まずは同じであったと考えられる．すなわち，これら計8通のカイイムトゥ周辺の文書群には，共通していたのに対し，残る3通には問題がある．

§94 その3通のうち，TII 109+103 a はこの部分が破損しているので考察外とするが，残りの2通は，上掲の表現とはいくらか異るいい方と思われる．両者とも破損部分のあることは残念だが，次のようなものである．

Qaymïš Saηun-qa yaqaqa……boltï (TII D 149 b〔USp No. 86〕)
m(aηa) ……atïz yir yaqaqan kärgäk boltï (TII Toyoq Ohne Nos)

いずれも全文はのち（§ 102）に示すが比較的欠部の少い後者についてみると，対象の土地のことをいい，やはり kärgäk bol-「必要となる」という表現が用いられてはいる．atïz yir と書かれているのを，私は，その前の欠損部分は，その借主名を記すだけぐらいの大さとみるため，ここに借用対象の土地を記したと解する[106]．

yaqaqan については，そこに，「借料」を意味する yaqa がふくまれていることは疑ないが，-qan 又は -γan という語尾については，現在よく判らない．ただ文脈より判断するに，借料つきで，借料支払うことで，のような意味であろう．家畜借用文書で，家畜の賃借料を意味する tär に -gän/-kän の語尾を用いて同じように用いている（後述§§142, 143）．kärgäk bol- の語句をふつうのように -up「……て」の形で結ばず -ti「……した」という終止形で結んでいるのも，珍らしいこととして注目されるが，qaapu 借用文書にも1例あった[107]．

これに比べると，前者の方は，はるかに欠損部分多く，それだけでは判断しかねるようであるが，実は，のちに，借料の項で詳説するが，この両者は，後文にみられる諸点がとくに共通している．従って，ここの部分も，若干語順などに相異する点あるかもしれぬが，やはり共通したものがあったかと思われる．その現われが，第3語の yaqaqa‥ で，おそらく後者と同じく yaqaqan ということばであったろう．要するに，この両文書のばあい，yaqaqan「借料支払う約束の上で」というような表現をそなえてはいるが，使用目的などにはふれていないかと

106) atïz の語義に関しては，Wb I:463 *atïz* "ein Stück Land, das zur Bewässerung abgetheilt ist"; 493, *adïs* "ein Feldmass"; Brockelmann: 15 *atïzlamaq* "Bewässerungsgraben und Damm auf einem Felde anlegen" が参照されるし，一方，Brockelmann: 18 *ädiz* "jede Bodenerhebung", Wb I:857 *ädic* "hoch, erhaben"., さらに HIIY 9 b に阿的思（*a ti ssŭ*）「高」(Klaproth:11) とあるのも参照される．地種として，具体的にどのようなものであるか，今，断定は保留しておきたい．

107) Ohne Nr (e)〔USp No.85〕, § 25 参照．

思われる．少数例，しかも不完全なものにしかないので，今回は，一般的に，上掲の表現に対置させたもう一つの定型的表現としては示さないが，今後のために注目だけはしておきたい．

2　貸主と対象地と借料

§95　現存資料中で，書式上類型別のあらわれるのは，その借料に関してである．借料として支払われたものに，明らかなかぎり1例だけでは，棉布（quabu）があったが[108]，その他のばあい，その借りた土地で栽培した作物がそれに当てられている．そして，その借料を，あらかじめ一定額でとり決めておくのと，収穫に応じて，それを地主と借地人とで配分する，その配分方法だけをとり決めておくのとの2方法が，書式上の2類型ともなっている．以下，その，借料定額のばあいと，収穫物配分のばあいとにわけて考察してゆこう．

（I）借料定額のばあい．

§96　収益がどうであろうと，支払うべき借料として，その「もの」と数量とを予めとり決めてあるもの．それにはまた2種の書き方が認められる．その一つは次のようなものである．

§97　〔C〕　＜人名＞-niŋ ＜地名＞-taqï/-täki yir-in, ＜数量・もの＞ yaqaqa tuttum.
「＜　　＞の＜　　＞にある土地を＜　　＞（の）借料にて借り受けたり（われ）」

実は，この前半部，「某々の某処に在る土地を」までの文言は，後述の第2の記し方〔D〕，また（II）収穫物配分のばあい　についても同じである．従って，この部分については一括していま考察を加えておく．

ここで，貸主すなわち土地の所有者の名がまず示され，対象の土地についても，その所在地が，-taqï/-täki「…に在るところの」を意味する後置詞を附して明示される．このことを認識しておけば，Radloff のしばしば犯した[109]ような誤読は避けられたはずである．なお，1例だけだが，T II M ii〔USp No. 66〕のばあいは所在地をさきに，所有主名をあとに書いてあるとみられる（後述§112 参照）．

その対象地について，もし共有関係があれば，そのことも併せ記されていること，例示した TM 237〔USp No. 11〕［資料9］の如くである．TM 81，また，大きく破損しているが

108)　TII D 149 b〔USp No. 86〕

109)　USp No.11〔TM 237〕［資料 9］では，地名を人名と誤解している．USp No.2〔TM 232〕［資料8］と USp No.28〔TM 211〕［資料 10］とでは，後置詞 -taqï を誤読している．いずれも，［資料］語釈中で指摘したとおりである．

TM 100 のばあいもそうだったにちがいない[110]. さらに，その土地をいうのに，上の例文では，ただ yir「土地」の語で示したが，実は，前の〔B〕項では「……を作ずけする yir（土地）」といい，ここでは，より詳しく，その土地の地種を示すことがやはり原則的である．たとえば，TM 232〔USp No. 2，Le Coq HU No. 1〕[資料 8] では，käbäz tarïqu yir「棉花作ずけする土地」を求めて，ここでは borluq「園圃」といっているが，そのほか，TM 81 と TII D 304 では，yür tarïqu yir「粟作ずけする土地」を求めて，TM 211〔USp No. 28〕[資料 10] では tarïγ tarïqu yir「穀物作ずけする土地」を求めて，TM 100 でも何かを tarïqu yir「作ずけする土地」を求めて，いずれも äŋiz yir「刈株田，休閑田」と，ここでは記している．また，TII M ii〔USp No. 66〕のばあい，はじめは，ただ yir「土地」を求めるとしただけだったが，ここでは köläi「荒廃地」とされている（後述 §112 参照）．明らかにそうでないのは，TM 237〔US No. 11〕[資料 9] だけで，tarïγ tarïqu yir「穀物作ずけする土地」を求めて，この〔C〕項でもただ一般的に yir「土地」としかいっていない．

§98 ここまでは，既述のとおり，どの類型のばあいも同じであるが，その次の ＜数量・もの＞ yaqaqa という表現こそ，とりきめられた借料を示しているのであり，収穫物配分のばあいとの区別のあるところであり，また，この表現が，ここに記されているのが，次に示す〔D〕式文言と相異するところである．

yaqa という語は，[資料 8] の語釈 8－5 で述べたとおり，語原的には現在明らかでないが，「借料」を意味することは疑ない，従って，ここに示された，TM 232〔USp No. 2〕[資料 8] のばあいの on taŋ käbäz「10タン棉花」，TM 237〔USp No.11〕[資料 9] のばあいの iki šiq tarïγ「2シク穀物」，TII M ii〔USp No.66〕のばあいの …yarïm šiq tarïγ iki …ür「…半シク穀物 2…粟」などが，借料として，この文言中で明記されているのである．

§99 yaqa に Dativ 格語尾 -qa をつけ，yaqaqa tuttum という表現でこの文言は結ばれているが，ここで tut-「保持する」という動詞[111] の使われていることをまず注目しておきたい．このことばは，他の類型のものにも共通しているが，それは，消費貸借文のばあい，al-「とる，入手する[112]」が例外なく用いられている[113] のと対比すべきである．後者について，それを，常に「借りる」と訳すのは正しくないこと，既に指摘したが（§26），この

110) TM 81: Qaiimtu-nïŋ Isap-taqï Ilči bilä ülüš-lüg maŋa tägär……. TM 100: Qaiimtu-nïŋ …… ……lči bilä ki……. 両者とも，TM 237〔USp No.11〕[資料 9] と同様，カイイムトゥ所有地についてであり，共有者も Ilči とみられる．なお，このような共有関係を示す表現については，売買文書その他にも現れるものであり，曽て論じたことがあるので参照されたい．cf. 山田 1963 a : 42, 43,

111) 基幹語の一つである，たとえば，v. Gabain 教授は次のような訳語を示してるい．"fassen. halten. festhalten. meinen. behandeln. darbringen. behüten. regieren" また "Deskr Verb : ständig tun". (AGr : 344)

112) cf. AGr:293, "nehmen, ergreifen, erhalten, heiraten (von Mann gesagt).

113) Or 8212 (131) で alïp birtim「とりてやりたり」と書かれているのが，唯一の例外であった．§26 参照．

tut- のばあいは，むしろ「借りる」の意味が十分に含まれている．事実，現代オスマン語で同じ tut- の語には，家などを「借りる」意味もあるようである[114]．但し，次に示すように TII Toyoq Ohne Nos のばあい，al- の語を用いていたと解せられ，絶対的とはいい得ないだろう．いずれにしろ，yaqaqa tuttum で「…（の）借料で借り受けた」という意味に相異ないが，たまたま，T II M ii〔USp No. 66〕だけは別のいいまわし yaqa birgü-kä tuttum「借料与えることで借り受けた」と用いていて，このばあい，一層明らかである．

§100 要するに，この類型のばあい，その借料をいうのに，数量とものとを記し，yaqaqa tuttum で結ぶのが定型的表現として認められるのであるが，この文言を用いているのは，明らかなものではカイイムトゥ文書の TM 237〔USp No. 11〕［資料 9］，Tämiči 文書の TM 232〔USp No. 2〕［資料 8］，それに準カイイムトゥ文書と考えられる T II M ii〔USp No. 66〕の3通である．その他破損あり不明のもののなかでは，いま一つの Tämiči 文書，TM 73 も同一文言だったろう．

§101 ここに，前の〔C〕と区別し，あえて別類型〔D〕のものと考えようとするものについては，実のところ，はっきりした定型的なものを示すことができない．それは，現在2点の資料だけしかなく，しかも，両者とも重大な欠損部があるからである．ただ，この2点とは，前に〔B〕文言に関して，やはりその他の多くのものとは異る点のあることを指摘した（§ 94）その2点，TII D 149 b〔USp No. 86〕と TII Toyoq Ohne Nos とである．そして，この2通は，その史料条件が，カイイムトゥ文書またはそれに近いものと認められるもの，それらには属さない3点のうちにふくまれることも重ねて注目しておきたい．

§102 いずれも，今までにも一部は示したが，このさい，全文をまず示しておこう．

TII D 149 b〔USp No. 86〕

1) tawïšγan yïl üčünč /////////////////
2) Qaymïš Saηun-qa [115] yaqaqa ////////
3) boltï · Yarqandï Ačarï [116] B/////////
4) yaqaqa tuṭdum. yaqasïn ////////////
5) älig quabuqa üẓ-üšdü/////////////////
6) nägün aldï bärdi [117] käl(s)är ///////

114) Hony TED: 354; Wb III : 1477

115) 借主名のあと，Radloff は見落しているが -qa が追記されている．

116) 貸主名．Radloff は Ačqi と読んだが，Malov の訂正した (USp: 238) ように Ačarï と読みたい．7) 行にもある．

117) Radloff は näηä irti birti と読んでいるが訂正したい．altï, birti と読み，諸例に alïm birim と記されるものに相応すると考える．

7) bilmäz män. män Ačari bilü/////////

8) Bäg Bars tanuq Qutlu/////////////////

「兎の年，三月，…… 日に，（われ）カイミシュ・サングンに，借料（つきで）……（が必要と）なった．ヤルカンド生れのアジャリ某（の？より？）……借料にて借り受けた．その借料を …… 50 棉布に（われらは）決めた．…… どんな負課がかかっても ……（われカイミシュ・サングン）は関知しない．われアジャリが関知（しよう）……（証人）ベグ・バルス，証人クトゥルク（？）……」

ほぼ半ば近くまで，その下部が失われているが，4) 行に見えている既述の yaqaqa tuttum という表現，さらに後述するが 6)，7)行の負課について述べているところが借地契約文と推定する根拠である．

T II Toyoq Ohne Nos

1) it yïl üčünč ay biš yaŋï-qa, m//////////////////////

2) atïz yir yaqaqan kärgäk boltï, alt(ï)m・matay ////////

3) söz-läštim(i)z qočo kidin yorïur qïn//////////////////

4) Tanuq Uräg Tarqan Qatsin

「犬の年，三月五日，（われに？）……台地，借料つきで（？）必要となった．受けとった．マタイ（？）…… （われらは）話しあった．高昌地方で通用している …… 証人，ウレク・タルカン・カチン」

これも，前者と同じく下部が欠けているが，欠損部は，やはり殆ど半ばに及ぶと考えられる．極めて簡単な記述であるが，2)行目の記載事項から借地関係と判断した．

この両資料，とくに後者は極度に簡略で，例示したような整った証文に比べると，果して正式な契約文かどうかは疑わしい．他例にみられるような条項が揃っていないし，書き手の記名，印記，そして実さいの印章もしくは花押式のものも認められない[118]．あるいは草稿とも考えられようが，それにしても，ともかく，日附・証人の記名はあり，今問題にしている借料に関する記載も認められるのである．文書の厳密な性格ずけは措いても，土地借用に関し，その借料の記し方を考える材料には十分なるであろう．

§103 前者に於いては，4）行現存末尾の yaqasïn の語から以下 5) 行 üsüštü(müz)「われらは決めた」まで，後者に於いては，2) 行め Matay を人名とみて，そこから始まり，末尾は 3) 行め欠損部に．それが，この借料に関する記述と思う．そして，この両者に認めら

118) 但し，少くとも TII D 149 b〔USp No. 86〕のばあいは末行の現在欠けている下半部に印記はあったかもしれない．

れるのは，私が既に売買契約文について指摘したことのある[119]，売買代価についての記し方 satïγ ＜代価物＞ -sin inčä sözläštimiz, ＜価格＞ -qa üsuštümüz「代価たる＜　＞を次の如く談合せり（われら），＜　＞に決定せり（われら）」，それと同一であるといえる．要するに〔C〕とは異り，その借料を，別に一文言を記して明示してあるのが，この〔D〕類型である．そして，そのいい方として，sözläš-「相談する」，üsüš-「決める」などのことばを用いているのである．

§104　売買契約文のばあいも，これと同様に，その価格をいうのに2類型があった．前には，ここの〔D〕式のを，より明確ないい方であるといったが，さらに，この方がより古いいい方であると附け加えても良いようである．USp No.86〔T II D 149 b〕について，Radloff は，sehr alte Zeit のものであるといったが[120]，この資料には一群の関連番号のもの，即ち，TII D 149 a〔USp No. 67〕，T II D 149 c, T II D 149 f〔USp No. 92〕があり，いま，詳論はしないが，疑なく一括して古風なものである[121]．T II Toyoq Ohne Nos も，その書体は明らかに古い．のみならず，この両文書とも下半部が失われているといったが，実は両者とも，その下半部は破損ではなく，完全に同じ形，すなわち鋸状に切りとられている．出土地は Dagianus 即ち Idiqutshahri と Tuyoq の両処——約 20km 離れている——とされているが，疑えば，整理者の誤りかもしれない．やはり Idiqutshahri 出土だったのがまぎれ込んでいた，誤って Tuyoq 出土とした，しかしはっきりせぬ点があるので Ohne Nos とした，というように．もしそんなことでもあったとすれば，これも，上記 Idiqutschahri 出土の古風な一群に加えられるであろう．

§105　なお，最後に見逃してならぬことは，T II D 149 b〔USp No. 86〕のばあい，それは quabu（棉布）で数えられている．また，T II Toyoq Ohne Nos のばあい，quabu の語は見えぬが，「高昌地方で通用する……」とは quabu 又は böz，いずれにしろ棉布のことに相異ない．何となれば，土地売買証文であるが，USp No. 107 では，その代価を Lükčuug kidini yorïr Suuluγ tamγalïq yüz yitmiš ikilig yorïq böz「リュクチュン地方で通用しているスルクの印ある二織り棉布 170」[122] に決めたといい，USp No.108, USp No.110 でも，いずれも böz について同一の表現，また T III M 205[123]，TIII M 205 d[124]，BM Or

119) 山田　1963 a : 40

120) USp:141

121) Radloff も TII D 149 a〔SUp No. 67〕について sehr alte Zeit, TII D 149 f〔USp No. 92〕については sehr früh Zeit と，その用紙．筆蹟．ことばの上から判断している (USp : 140, 156)

122) この USp No.107〔3.Kr.41〕について，Radloff は以下のような訳文を示しただけである．すなわち，"auf doppeltem Aufzuge (gewebtes) Linnengewebe aus Lüktschüng, das mit yorïr šu (?) und mit einem Stempel versehen ist" (USp:205)．Malov は補って活字体で text を示したが，解釈は加えなかった．詳細は省くが，その他の類似の表現と併せ考察し，私はこのように解した．

123) bokün ···· kidiri yorïr iki uči kinlig qutan tamγalïγ ····· quaapu

124) qočo kidiri yorïr iki uči kinlig utuaan tamγali ····· quaapu

8212 (106) [125] などの売買文書でも類似の表現が qaabu, quabu について用いられているからである．即ち，この両例は，棉布すなわち通貨的に用いられたものを借料としているもので，その点注目すべきである．

（II） 収獲物配分のばあい

§106 上述の，借料を一定額にとりきめてある契約に対し，そのようなことはせず，収獲のあったとき，それを貸主借主双方のあいだで配分する，その配分方法だけを約束した例が知られている．それは二段にわけた書き方で記されている．即ち，まず借り受けの事実だけを以下のように記す．

〔E〕 ＜人名＞ -niŋ ＜地名＞ -taqï/-täki (äŋiz) yir-in (anuqïn) tuttum「＜　＞の＜　＞にあるところの（刈株)地を（整備もて)(借り)受けたり(われ）」

貸主名，当該地の所在地，もし共有関係あればそのことも，などなどを記し，tuttum の語で結ぶこと，借料定額のばあいと変ることはない．また，その土地について，地種もなるべくここで明記されたはずである．いずれも既に述べたとおりである．

§107 ところで，現在，私はこの種の契約文を5通数えるが [126]，それが，すべて，上に（ ）内で示したように，その地種として äŋiz yir「刈株田，休閑地」といっている．そして，そのためであろうか，tut- の動詞の前に anuq「整備」の語を用いた表現が書かれている．これらのことばの語義については［資料10］語釈10-3，10-4で私見を述べたが，T II D 204 のばあいは aṅuqïn に代り anuq-ča と書かれているらしいのも，同義に相異ないだろう．また，TM 81 では anuq-qa birtim「整備に与えたり」と書かれているが，これは貸主カイイムトゥが書き手であり，つい自分の立場でこのような表現を書いてしまったと，いまは解している．いずれにしろ，現存資料によるかぎり例外はないのであるが，これは偶然のことであろう．事実，この5通のうち4通までは，例のカイイムトゥが土地所有者，土地の貸主であり，資料は非常に偏っているといわざるを得ない [127]．要するに，その地種が特定のばあいだけ収獲配分の方法がとられるとは，現存資料の状況がどうであろうと，いい得ないと思う．

---

125) qočo kid‥intä yor‥　iki uči kinlig utan yir-tä tamγalīγ …… qaapu

126) TM 81, TM 100, TM 211〔USp No.28〕[資料10], TII D 204, TII 109+103 a.但し，このうち，TM 100 は大きく破損してこの部分も欠けているが，以下の文言，とくに，次の〔F〕文言などの存在から，この類型に相異ないと考える．

127) カイイムトゥ文書群に属さない1点は TII 109+103 a である．

§103　この借り受け事実のあと，借料支払いに相当する収獲物配分方法が記される．既述のとおり，現存5通のうち4通まではカイイムトゥが貸主になっているものである．そして，その4通はすべて貸主と借主とのあいだで等分することにしている．それらのばあいは，いずれも定型的に次のように書かれている．

〔F〕　bu yir-kä näčä uruγ batsar ikigü täŋ üläšip alïr biz「この土地に如何に種まくとも，双方等しく分け合い取らん（われら）」

T II D 204 では，後半部は簡略に，ikigü täŋ alurbiz とだけいっている．逆に，より詳細な記し方をしているのが，例示した TM 211〔USp No. 28, Malov PDP No. 28〕［資料10］のばあいである．その 5)，6) 両行にわたって相応の記述があるが，その後半部，"bolmïš tüš yana täŋ üläšür biz（なりたる収益，さらに等しく分け合わんわれら）" といういい方こそ，上示の ikigü täŋ üläšip alïr biz を bolmïš tüš ということばによって，より具体的にいい現わしているといえる．まさに，収獲物の等分である．そうだとすれば，この TM 211〔USp No. 28〕のばあい，その前半部 "ikägü täŋ üntürüp tarïr biz（双方等しくもたらし耕作せんわれら）" とは，この証文のばあい，とくに附け加えられたものといわざるを得ない．収獲物の配分のこと以外に，耕作に関する条件もとり決めているとみられるが，そこで üntür-「もたらす」というのは，その前の näčä uruγ batsar「如何に種まくとも」の uruγ「種」を受けているに相異ない．下に示す TM 109+103 a の末尾に，とくに附加された条件として，もし約束以上のものを蒔くことになったら，"ikigü täŋ uruγ üntürü tarïr biz（双方等しき種持ちより耕作せんわれら）" といっているのを参照すべきである．

§109　収獲物の配分方法はもちろん等分に限るものではなかったはずである．現在のところ，等分でない実例はただ1例しかないが，それは，最初にカイイムトゥ文書群とは区別さるべき3通を指摘した，その一つの TM 109+103 a であり，そのような史料条件を考えると，例数が少いとはいえ注目に価するであろう．それでは借主2に対し貸主1である．もと2点に数えられていた TM 109 と TM 103 a の内容を検討してみると，両者が接合することは明かであるが，中間部すなわち TM 109 の末尾部分に欠損部があり，内容について，いま一つ明確にならないのは残念である．いずれにしろ，相当詳細なとりきめをしていて，借主は Tiläg Toγrul，貸主は Bolda Ačarï である．文頭は現存 1) 行に Toγrul の名一語と現存 2) 行め末尾に kärgäk bolup の語が認められるだけで大きく欠けているが，3) 行末尾から 10) 行にかけて次のように読める．そのあとは 11) 行に üntür- の語一つ判別できるだけである．

äŋiz yirin anuq(-ïn)　(t)uttum ürtkün-tä anuq bolmïš-ta iki šiq arpa-nïŋ tüšin Tiläg Toγrul alïr tört küri arpa män Tiläg Toγrul Bolda Ačarï (-qa) bir(ip) (al)tï

küri Bolda Ača(rï) ……

TM 103 a の方は 1) 行めの一部を除き殆ど欠けていない．それは次のようなことが記されている．

bu yir kä …… kälsä iki ülüš Tilag Toγrul birür män Bolda bir ülüš birür män yana üč šiq arpa-tïn artuq batsa ikigü täη uruγ üntürü tarïr biz män Tämir bitdim

両方併せ，記されていることは次のとおりである．

「(Tiläg Toghrul は，Bolda Ačarï の ……) 刈株地を整備すべく借り受けた．収獲のとき，整備成ったとき，〔又は，整備したときの〕2シクの小麦からの収益は Tiläg Toghrul がとり，4キュリ小麦（の分は）Tiläg Toghrul が Bolda Ačari に渡し，6キュリ（小麦の分は）Bolda Ačari …… この土地に（如何なる負課）あるとも，⅔は Tiläg Toghrul が払い，⅓は Bolda Ačari が払う．さらに，3シクより以上の小麦をまくときには，双方が等量の種を持ち寄り耕作しよう．書き手は Tämir」

すぐ気附くことだが，証人の記名もないし，印記もない．また実際に捺印も花押式のものの記入もない．それに筆使いが終りの方になるほど乱雑になっていて，これは本当の証文ではなく多分下書きであろう．それにも拘わらず，契約内容としては，非常に細い配分方法まで記してあるし，税負担，借料支払期のことなども洩れなく記されていて，極めて有益な参考資料ではある．

思うに，Tiläg Toghrul は土地を借りるに当り，小麦3šiq を作ずけする見積りで借料支払いも契約した．そしてそのうち 2šiq 分の収獲は自分のものとし，残りは地主に手渡すことにした．4küri，6küri と区別している点が明確でないが 10küri は 1šiq である[128]．そして，前にも引用したとおり，もし，予定の 3šiq 以上播種するようなことがあれば，その未定部分に対しては，双方が，種子の提供も，収獲の配分も等量に分け合おうというものである．

3 借料支払期について

§110 現存資料のうち，借料支払期を明示したものは2例しかない．しかも，そのうちの一つは，いま示した T II 109+103 a で，そこでは，ただ「とり入れのときに (ürtgün[129] -tä)」とだけいっている．この証文では，収獲物を配分することになっていた．従って，それがとり入れ時であることは，いわば自明ともいえる．いま一つの例は，TM 232〔USp No. 2，

128) 〔資料 1〕語釈1—5，6参照．

129) cf, Brockelmann 236 : ürt(ü)gün (vgl. ürtün, R. I, 1842) Ernte, Garbenbinden, Garbe, Getreidehaufen.

Le Coq HU No. 1〕〔資料 8〕で，それには，次のように記されていた．

〔G〕 bu on taŋ käbäz-ni küz yaŋïta baši taši birlä birür män「この 10 タン棉花を，秋，新穂にて，首尾ととのえ返与せん（われ）」

その前条で，借料は 10 taŋ 棉花であることが明記されていたが，その 10 taŋ 棉花を，というわけである．この例でも，借料支払い期のことを明記しているとはいえ，やはり，ただ「新穂にて」といい，さきの「とり入れどき」というのと同じである．この証文のとき，その土地借用の目的は，そもそもが，棉花（käbäz）栽培のためであった．借りた土地で収獲したものを以て借料に当てるという，最もふつうの場合，それが収獲されるときに支払うべきこと，前払いでない限りは当然であろう．

§111 要するに，現存資料中，借料支払期を特記していないものが大部分であるのは，その大部分が作物耕作のための農地借用であり，そうである以上，来るべき収獲期にということは，予め借料の額が決められていようといまいと当然のこととされていたからであろう．ただ，もし敢て記すなら，上例のような表現ででも記したであろうし，さらに，前払いなどの事実でもあれば，それは明記されたはずである．

§112 現存資料の大部分は，たしかに上述のように解して不都合はない．ただ，そのうち，土地の使用目的すなわち借主の動機が具体的に記されていない，以下の 3 例のばあい，疑問が存する．

T II M ii〔USp No. 66〕では，借主 Tinsidu は，単に「土地が必要となって」とだけしかいっていないらしい．さらに〔C〕条項も，各行下部に欠損あり，現存部分にも一部難解のところがる．Radloff も拾い読みして訳語は与えたが，文を為していないので，ひとを当惑させるものがあるが，私としては，現在次のように判読している．

2) maŋa tinsidu-qa yir k(ärgäk) /////
3) čäŋäz-täki tägän ärdäg /////
4) köl-äi yaz-luγ küz-lüg /////
5) yarïm šiq tarïγ iki /////
6) ür yaq-a birgü-kä (tuttum)

Radloff の発表したウイグル字テキストによれば，文書下端の破損部が如何にも大きいような印象を受けるが，実さいはそうではなく，たとえば第 1) 行のばあい yaŋïqa の語だけの部分が欠けているのであり，せいぜい 1 語か 2 語と考えてよい．

§113 Radloff は，3) 行冒頭の Čäŋäz を人名と解し "in Besitz von Tschenges befindliche" と訳したが，TM 237〔USp No.11〕〔資料 9〕の語釈で述べたとおり čäŋäz/cäŋiz

は地名である．すなわちここでは，その土地の所在地がさきに記されているのであり，従ってその次には人名が記されているとみてまずまちがいない．tägän ärdäg をその人名と解し，そのあと 3) 行末尾の欠損部には，少くとも「…の」の語 -niη のようなものがあったはず，従って 4) 行冒頭，köl-äi は対象地の地種を示すであろう．Radloff は köl-ni と読み，"das See" と訳している．たしかにそう読みたくなるが，köl「湖，沼」が私有され，借料を払う借用の対象となり得るものならよいが，まずそのようなことは考えられない．私は，Wb II: 1268 に Sagay, Koybal 方言としてではあるが "das Brachfeld, ein unbearbeitetes Ackerfeld" とされている kölai の語をこのさい参考にしたいと思う[130]．

次の yazluγ küzlüg という表現，yaz は「春」，küz は「秋」で，今まで知られていない表現だし[131]，漢語「春秋」の借用かとも思われるが断定できない．5)，6) 両行はもちろん借料の記載だが，4) 行末に，さらに 1 (bir) か 2 (iki) などの数字があったかもしれぬし，5) 行末尾は ür「粟」の単位 šiq か küri，多分 šiq にまちがいない．

以上のように考えると，この文書に記されていることは，次のように解し得る．「われに，ティンスィトゥに土地必要となり，チェンギズにある，テゲン・エルテグ(の)荒廃地(を)，春，秋……半 šiq 穀物と 2 (šiq ?)粟(の) 借料払いで借り受けた」と．

§114 この土地はやはり耕地として使用するものであろう．そのことは，とくに次の，税負担に関する項〔H〕で，他と同じ農地に対する税と思われるものが記されていることから判断できる．そして，このばあい，やはり借料支払期のことは明記されてはいない．ただ問題は 4) 行の「春秋」という表現で，それが漢語のように「一年」を意味するとしても，借用期間としてのまる一年，従って借料も一年経ったそのときにということにはならないと思う．この文書の作製は正月である．まる一年のちなら，やはり正月で，不合理であろう．この「春秋」の表現には，具体的な期間は示されていないで，早ければこの秋だろうが，おそらくは，来年の秋の収獲期ということが相互に了解されているのであろう．来秋ということは，このばあいの対象物件が，ふつうのとは異る荒廃地であったということからも可能性は強い．あるいは，ふつうのばあいのように「来るべき秋」ではない，一年さきの秋ということが，ここに「春秋云々」という，他に見えぬ表現が記されている真意かもしれない．いずれにしろ，この文書のばあいも，借料支払い期のことは明記されていない，従って秋のとり入れどきが暗黙のうちに了解されていること，今まで述べてきたものと同じだといえよう．

§115 残る 2 例は，さきに〔D〕項に関して示した (§102)，カイイムトゥ文書群とは明かに別の，その 2 文書である．それらのばあい，借料としては棉布 (quapu) が指定されてい

130) Wb II : 1468 *küläi* 〔Sag.〕 "das Brachfeld, ein altes, längst unbearbeitet gelassenes Ackerfeld."

131) 唯一の例として，土地代価支払いに関する一文書，USp No. 12〔TM 225〕に，「yaz küz kim kälsär (春，秋，何びと来たるとも) 支払おう」という表現がある．この「春秋」は「いつでも」の意と解される．

た．通貨代用のもので農作物ではない．破損が多いとはいえ，その支払時期を記した形跡は，どうも認められない．いかにも判断に苦しむが，TII Toyoq Ohne Nos の方は，それでなくても，正式の証文としてはととのわぬ点多いから問題外としても，TII D 149 b〔USp No.86〕正式のものでないと，捨て去るだけの明確な根拠もない．農地借用，農作物を借料とするのとのばあいは，同様，やはり，秋の収獲期が，年間の決済期とし自明であったからと考えたくなるが，現在，結論は控えたい．

§116 いずれにしろ，この借料支払期については，とくに厳格なとり決めはしないで，とり入れどきが慣行とみなされていたことは疑ないであろう．äŋiz yir「刈株地・休閑地」を対象とし，収獲物 yür「粟」を等分することにとり決められている TM 81 と TII D 204 とが6月である以外[132]，現存資料みな 1・2・3月の3ケ月間が証文作製の日ずけになっている．すなわち，それらのばあい，原則としては，同年中の来るべき秋が支払期であったろう．6月の2例は，整備を要する土地のことでもあり，支払いは TII M ii〔USp No. 66〕のばあいと同様来秋のことになる可能性も考えられる．

§117 ここで，借用期間についていうものが，少くとも現在皆無であることも指摘しておきたい．その点，一種の土地関係の証文である TM 227〔USp No. 6〕の記載が興味をひく，この text に対する Radloff の読み方には賛成できないところ多いから[133]，証文の主題部分全部を示しておこう．日附に続いて次のように記されている．

män Ara Tämür Turï-qa bitig birür män. Turï-nïŋ borluq-nïŋ maŋa qïlïp bärmiš baš bitig itiš bitig ol. soŋ bayan čin bitig ol tip čäm čärim qïlmaz män. borluq-ïn qačan til(ä)sär nägü-kä mä silätmäyin yanturup birür män. yana toŋuz yïl ädl(ä)miš-kä altmïš tämpin süčüg yaqa-nï köni birür män

「われアラ・テミュル，トゥリに証文与える．トゥリが（彼の）はたけについて，私につくって呉れた，本証文（baš bitig）は無効証文である．今後，真正の証文であるといって紛争を起こすことはしない．（その）はたけを，いつでも，望むときには，何やかやと惜しまず，返えすであろう．さらに豕年〔すなわち翌年——山田〕(の)使用に対して，60テンピンぶどう汁

132) 此の両文書，ともに，Qaiimtu が彼の土地を Misir に貸すものである，そして，日附は，ともに，犬の年，六月十八日と同年月日である．但し，対象地の所在地は異っている．なお，消費貸借文中の6月契約のものについて述べたところ（§36）を参照．

133) とくに，下に示した主題部分はじめのところ，Radloff の読み，解釈と異る．彼のは次のとおりである．

män Ara Tämür Turïqa bitig bärür män. Turïnïŋ borluq-nïŋ maŋa qïlïp bärmiš. baš bitig, ïdïš bitig, ol soŋ barïn čïn bitg ol tip čam čarïm qïlmaz män.

"……gebe ich Ara-Tämür dem Tury eine Schrift, dass Tury für mich seinen Weingarten hergerichtet hat. Dies ist die Hauptschrift, die Idisch-Schrift, darnach eine in Allem wahre Schrift. Sie besagt, dass ich keinen Streit erregen will;"

(の)借料を，まちがいなく支払おう」

即ち，ここの証文でも，借用期限はきめていないが，所有者が要求したときにはすぐ返却せねばならぬことになっている．また，借料について，それが来年度一年分のことであるといっている．この証文の日附は十一月であった．この証文のように，特殊な問題がおこったときには，改めて明確に証文化するが，ふつうのばあいは，その必要がなかったのであろうか．

Ⅲ 税　負　担

§118 上述のように，主として借料に関して，いろいろとりきめられてはいるものの，その支払期，又，借用期間などについて厳密な契約を証文上に記していない．そのことと相応じるであろう，違約罰的なもの，あるいは違約のさいの保証についての文言は見えない．その代り，その土地に関しての税についての負担方法は必ず明記されている[134]．

〔H〕 bu yir-kä birim alïm kälsär，＜人名＞ bilür，＜人名＞ bilmäz．「この土地に，税かかれば，＜　＞(が)知る，＜　＞(は)知らず」

§119 birim alïm の実体については，［資料9］語釈9—5で述べたとおり，今後の研究がなお必要であるが，当面の資料のうち3例[135]では，birim alïm の前に，いま äŋiz todqan と読む語が入っている．字義どおりでは，「刈株田肥え」と私は解したが，そうだとすると，農地に対する税のようなものを意味するであろう．従ってこのことばがあってもなくても，この種証文上では意味することに変りはないはずである．事実，この3例を比較してみても，とくに，この3例だけに共通しているような事実は認められない．たとえば，TM 237〔USp No.11〕［資料9］と TM 100 とは，いずれも，Qaiimtu が Tämür Buqa に土地を貸すものだが，前者は借料定額のもの，後者は収獲物配分契約のもの，また，前者では借主 Tämür Buqa が税負担を全部ひきうけているが，後者では双方で等分，さらに，前者では後述の〔I〕項を記してあるが，後者にはない．共通していることは，当事者と，対象地が農地であること，それが Ilči と共有しているとされていることだけで，それらのことは，何も，この2文書だけには限らぬことである．なお，TM 81 では birim alïm の代りに alïm birim と書かれているが，これは T II 204 と日附も借手も同じカイイムトゥ文書であり同義語であること疑なく，カイイムトゥ文書群またはそれに準ずるものとは区別された3通のうちの T II

134) 問題の多い TII Toyoq ohne Nos だけは欠いている．

135) USp No. 11〔TM 237〕, USp No. 66〔TII M ii〕, TM 100

D 149 b〔USp No. 86〕では aldï bärdi とあるが，やはり al-, bär-/bir- の語幹で同一表現に相異ない．

§120 これらの al-, bir- にもとずく表現とは異り，TM 232〔USp No. 2〕では次のように書かれている．

bu borluq-nïŋ nägü kim salqï säkidi bolsar

「このはたけの如何なる課税あろうとも」

両当事者が，これと完全に同じ TM 73 も一部に欠損あるが同一表現にちがいない．ここでは，上の birim alïm に代り，salqï säkidi という表現が用いられているわけであるが，［資料8］の 語釈8—8 でのべたとおり，「上に置く」の語義を持つ sal- を基幹語として，birim alïm などと同主旨に相異ないと今は考える．特殊の税目かどうかは，今後さらに考えるべきであるが，現存資料では判別不能である．Radloff は "alle Lasten und Abgaben" と訳している．

§121 おわりに，bilür「知ろう」，bilmäz「知らず」と，bil-「知る」の語を用いているのは，そのような税課に対してそれを負担することを示しているに相異ない．それは，養子文書や家畜借用文書でも，何かの責任を負う意味で，やはり，この bil- の語を用いているのと同じであり，さらに，中国文の借地証文（高昌国）でも「知」「不知」の表現がみられる，それと同じである[136]．そして，ここに示したようなかたちのばあい，その前の人名は，もちろん，借主と貸主であり，そのいずれが税を負担するかを明記するわけである．

§122 現在明かなかぎりでは，TM 232〔USp No. 2，Le Coq HU No. 1〕［資料8］と T II D 149 b〔USp No. 86〕とでは貸主が負担することになっており，TM 237〔USp No. 11〕［資料9］では借主が負担することになっている．どちらのばあいがふつうであったかは，これだけの資料では判断すべきではないが，ただ以下のような注目すべき事実はある．

すなわち，上に示した3例のうち，最後の TM 237〔USp No. 11〕［資料9］はカイイムトゥ文書，カイイムトゥが貸主のものである．関連して，これらのほか，税負担のことを記した残り4点は，すべてカイイムトゥ文書，彼が貸主のものであって，それらでは，上に示したような＜　＞ bilür，＜　＞ bilmäz という表現に代り，TM 211〔USp No. 28〕［資料10］のばあい次のようないい方がされている．

ikägü täŋ bilür biz「双方ひとしく知らん，われら」

TM 100 のばあいも，これと同文と見られるが，TM 81のばあいは，

ikitä biläšip täŋ birür biz「双方知り合いひとしく与えん，われら」

T II D 204 でも，文字が不鮮明だが，これと同じ表現らしい．

要するに，これらのばあい，すべて，貸主・借主の双方で等分して負担することのとりきめ

136) 呉震，介紹八件高昌契約(三)，(四)，「文物」1962，第7・8期．pp. 76, 77.

である.

カイイムトゥが強力な地主的存在であったことは十分想像され,(§§41, 135 参照) それと関連して,土地貸借における税負担について,彼は,自分が全部負担することはしなかったという傾向があったかもしれない.そうだとすると,現存資料中,唯一の借主負担の例も,彼に関するむしろ特殊例かもしれないのである.これらの問題に関しては,仁井田教授が,この地域出土の唐代の中国文同種文書について,貸し手,借り手双方がそれぞれの責任を負っていたが[137],参照されるであろう.同氏の言及された身分関係の問題なども,当然浮かんでくるが,ことを指摘されたの今はふれないでおく.

§123 上のような,借主・貸主どちらかが,全部負担するか,あるいは切半するかとは別に,2対1のわりで,とりきめた例が一つ見出される.それは,既に借料とりきめのときにも示した (§ 109),真正の証文として用いられなかったかもしれぬ,TM 109+103 a のばあいで,次のように記されていた.

iki ülüš Tiläg Toγrul birürmän Bolda bir ülüš birürmän

「2部分,Tiläg Toγrul 払おう.Bolda, 1部分,払おう」.

前者が借主,後者は貸主であり,収獲の配分も,既にのべたとおりに,借主 Tiläg Toγrul と貸主 Bolda とが,あるいは2対1のわりあいでとることになっていたかと思え,もし,そうならば,その比率に相応していることになる.

§124 なお,税負担に関しては,全然別の,次のような文言が若干のものに認められる.

〔1〕 uluγ birim kälsä il aqalïq bolur 「大なる税くれば,郷兄のものとならん」

現在,[資料9]として示した,カイイムトゥ文書に属する TM 237 〔USp No.11〕と,TII M ii 〔USp No. 66〕との2点だけに認められ,語義は 語釈9—6, 7で示したとおりで,Radloff の読みを大きく修正したが,ふつうの税 birim alïm などと記されていたものとは異るものに相異ない.そのようなもののばあいについてとりきめたものであろう.あるいは,臨時のものであり,あらかじめとりきめる必要はないとし,それでも,もしかかることあれば,そのさい,部落の長老の立ち会いで談合しようというのであろうか.([資料9] 語釈 9—6, 7 参照)

137) 仁井田 1960: 775—786

Ⅳ 後　　文

1 証人の記名

〔M〕 tanuq ＜人名＞ tanuq ＜人名＞「証人　＜　　＞，証人＜　　＞」

§125　他の証文類と同じであるが，この種契約文ではいま知るかぎり2名で，例外はない．

2 印　記

〔N〕 bu nišan män ＜人名＞ -ninη ol 「このニシャン」われ＜　　＞の，それ」

§126　書き方は，やはり他の証文類と同じであるが，ただ，ここに記される人名が，貸借関係の常識としては借主であるべきなのに，少数ながら貸主のばあいがあることは注目される．

TM 232〔USp No. 2，Le Coq HU No. 1〕[資料8] では，ここに記名されたのは貸主の Tämiči であり，次の書き手に関する文言も "män Tämiči ök bitidim"「われ Tämiči こそ書きたり」という．このばあい，Tämiči は税負担を全面的に引きうけていた．その他，税負担を明らかに貸主が引きうけているもう一つの例 T II D 149 b〔USp No. 86〕のばあいはこの文言の項が残念ながら欠損している．

この TM 232〔USp No. 2，Le Coq HU No. 1〕[資料8]のばあい，証文内容としては，借主の責務，すなわち借料の数量，支払い時期なども記されていて，たとえ税に関しては貸主の責任が明示されているにしても，借用証文であることは疑ない．それにもかかわらず，貸主の印記があることは，土地の貸借関係のばあい，その税に対する関心が強いといえよう．それにしても，その他の諸例では，借主の名が，この文言では記されている．すなわち，借主の印記があるのであって，この文書は例外的なのである．

§127　さらに，〔B〕文言で記名された借主本人 Misir ではなく，別の名 Tämür がここで記されている一例がカイイムトゥ文書のなかにある．前にも一寸ふれた（§ 69）TM 81 がそれで，次の書き手の項でも，書き手のカイイムトゥは，Tämür に訊ねて書いたという．実は，Tämür は Misir の弟であることが，別の文書から明かであり（TM 106，§ 69 参照），ここの印記は借主の弟のそれだということになる．さらに，興味深いことは，文書の実さいについてみると，そこに記されたニシャンは2ケであり，上に Tämür のもの ✡，下に Misir のもの ⋀ が認められる．下の ⋀ が Misir のものであることは，後述の使用貸借文書と

みられる· TM 78〔USp No. 19〕［資料 11］によってわかる．すなわち，ここの文言では Tämür の名だけを記してあったが，実さいは Misir と Tämür 両人が各自のニシャンを記したのであり，消費貸借文のばあい問題とされた家族制・家産制に関する問題として，このような事実は注目されるであろう．

§128 なお，現存資料のなかにタムガの語を用いるもの，また実さいに印章を捺したものは認められない．

3 書き手

〔O〕 män ＜人名＞，＜人名＞ -qa/-kä ayïtïp bitidim「われ＜　＞，＜　＞に訊きて書きたり」

§129 この文言も，他の証文類と変るところない．その，書き手が訊ねて，という対手は，前項，印記の項で記名されたものに相応し，〔B〕項で記名された借り手本人でないことのあること，既にのべたとおりである．

V 別　　記

1 あとがき 〔P〕

§130 売買証文では，あとがきがかなり重要な意味を持っていたし[138]，消費貸借文では，現在のところ特記すべきもの見えぬことも既に述べたとおりである．この土地貸借文書のばあい．売買契約文のとは意味が異るが，2例だけに次のような表現が，不完全ながら認められる．

T II D 204 では，その12)行めに一語だけ törü-tä と読める，ただしその前後に文字があったことは確かである．T II M ii〔USp No. 66〕のばあい，もう少しよく残っていて，13)—14)行にかけて，bu köni tör…… -lïq ol とあり，文末まで明かである．前者の törü-tä は後者を補うであろう，すなわち，両者併せてなお不完全であるが，はじめの "bu köni törü-tä ……" は「これ，まさに，法に於いて……」と解され，おそらくは，全体として「この証文は法的に……されたものである」というような意味だったと思う．ウイグル証文類全体の公権との関係が明らかでない現在，興味をひく文言であるが，現在のところ，これ以上は究明できな

138) 山田 1963 a : 59

い．なお，T II D 204 はカイイムトゥ文書の一つであり，他のカイイムトゥ文書群と比べて，とくに変った事実もその契約内容に認められない．従って，この後記のあること自体が，他の，それのないものとは異ることを示すものではないと思う．

2 題　記

§131　現在のところ，土地貸借文書のなかに，その例は見当らない．

＜附＞ 土地使用貸借文書

§132　TM 78〔USp No.19：Malov PDP No. 19〕［資料 11］はカイイムトゥ文書の一つであり，やはり，土地貸借に関するものと思われる．しかし，そこには借料に関するとりきめがない．賃貸借文書でないことは明らかである．ただ，それだからといって，この契約文を何と規定するかについては問題は残ろう．しかし，以下のような考察の結果，一応，使用貸借文として示しておく．

書式の問題としては，同じような契約内容のものがほかにないので，とくに定型的書式を云々するのは不可能であるが，全体としては，既述の賃貸借文と殆ど共通している．従って，以下に於いては，賃貸借文のそれと比べながら，とくに注目すべき点だけを指摘しておこう．

§133　I　**日附〔A〕**　書式としては，他の証文類と完全に同一であるが，この TM 78〔USp No. 19〕では，「二月二十八日に」を，ほんらいなら ikinti ay säkiz otuz-qa とあるべきなのに，その「月（ay）」と「に（-qa）」とが省略されている．珍らしい例ではある．

II 契約の主題

§134　ここに，貸借の事実が示されていると思う．即ち，**借主・貸主**の両当事者名と，借用の**動機**，換言すれば使用目的，ならびに**対象地**などがそなわっている．

maŋa Qaiimtu-qa ädläp yigü borluq kärgäk bolup, Misir-niŋ Sürü-täki borluq-sïn altïm
「われに，カイイムトゥに，使用すべきはたけ必要となりて，ミシルのシュルュにあるはたけを受けとれり（われ）」

前段，「われに，＜　＞に，……必要となりて」は，売買・貸借契約文に一般の，売主・借主とその動機として示した文言〔B〕と基本的には共通である．また，後段の「＜人名＞の＜地名＞にあるはたけを受けとれり（われ）」は土地の賃貸借文書の，〔C〕貸主と対象地と借料の項と共通している．要するに，基本的には，土地賃貸借文書の〔B〕〔C〕文言に共通した書式であることは，一見して明らかなのである．

ただ，賃貸借のばあい，〔B〕項では，必要とされるものをいうのに「……作ずけする土地（……tarïqu yir）」と書くのが定型だったのに対し，ここでは，そのような表現は見られない．代って，ädläp yigü「使用するところの」と記されている．この表現の語義が，この契約文の内容を考える一つの重要な点であるが，［資料11］にかかげたこの文書の語釈 11—2 で指摘したように，このばあいの土地の借主カイイムトゥ自身が耕作に従事することは意味しないと思う．後段の記述では，土地の貸主，その土地の所在地，土地の種類などが明記されていることは，既述のとおり，賃貸借のばあいと完全に一致している．しかし，そこに借料に関する記載のないことが，賃貸借のばあいと決定的に異るところであり，その他のところでも，借料について記されていないから，少くともこの契約文が賃貸借文書でないことだけは疑ない．さらに，文末の動詞が al-「とる」であること，土地賃貸借のばあいも al- の語を使った可能性なしとしないことは既にのべたとおりだが（§ 99），原則的には tut-「保つ」であった．しかし，家畜賃貸借文，また消費貸借文では al- の語が用いられているから，このばあいも，この al- を「借りとる，借用」の意味と解して不都合はない．

このように，記述が簡単であるので問題は残るけれど，両当事者が明示され，対象物件が土地であることも明らかであり，全体として，その書式は土地の賃貸借文と極似していることも指摘できる以上，これは土地の貸借関係の事実を示していると考えるのが当然であろう．そのことは，次項の税負担に関する文言のあることからも認められる．

Ⅲ 税　負　担

bu borluq-qa äŋiz todqa-n birim alïm kälz-ä män Misir bilürmän Qaiimtu bilmäz
「このはたけに，刈株田肥え，租税くれば，われミシル知る．カイイムトゥ知らず」

§135　この文言は土地賃貸借文の〔H〕文言と完全に同一である（§ 119 参照）．このよう

に書式としては何の問題もないが，ただ注目すべきことは，このばあい，土地のほんらいの持主ミシルが全部負担することになっていて，借主と思われるカイイムトゥは責任なしとしていることである．既述のとおり（§ 119），賃貸借文書では，明らかなかぎり，カイイムトゥが自分の土地を貸すとき，借主と半々に負担する例が最も多く，一例だけで（TM 237〔USp No. 11〕），彼は全然負担せず，借主に全部負担させていたものがあった．カイイムトゥが強力な地主的存在であることを示すだろうといった(§§ 41, 122)ところであるが，この文書のばあいも，そのような歴史事実が反映しているかと思われる．

Ⅳ 後　　文

§136 1. **証人の記名〔M〕**, 2. **印記〔N〕**, 3. **書き手〔O〕** の3項目，すべて，その書式は他の証文類と変るところはない．この文書のばあい，証人はやはり2名であって，他の貸借証文と同じである．

§137 ところで，注目すべきは，前にも一寸ふれたが（§ 127)，ここで印記を記しているのは土地の所有者，従って貸主と考えられるミシルである．そして書き手――このばあい，借主とみられるカイイムトゥである――も，ミシルに訊ねて，この証文を書いたという．要するに，証文の作製責任者はミシル，土地の所有者・貸主であって，この貸借関係に於ける借主カイイムトゥではない．この証文が土地貸借に関するものであることはまずまちがいないので，それなら，借主側の責任に於いてこそ証文は作製さるべきであるのに，この事実は奇異とせざるを得ない．しかし，このような例は，あきらかに賃貸借文書とみられる TM 232〔USp No. 2, Le Coq HU No. 1〕［資料8］にもあったところで，それが，貸主側が税負担を全面的に引きうけている現在知れる限り唯一の例でもあった（§ 126 参照）．この文書のばあいと併せ，この種土地貸借関係に於いて，税負担に対する関心が非常に強いことを示すのではないかと，現在のところ考えざるを得ない．

§138 以上，現在唯一の，借料とりきめのない土地貸借文書を考察してみたが，その書式は，この資料が現存多数の賃貸借文書と同じカイイムトゥ文書に属するからでもあろうが，上に考察した賃貸借文書と，その表現まで共通するところが多かった．契約内容としては，借用期間についても，関連してか，違約罰・保証に関しても記すところがない．しかし，そのことも，他の賃貸借文書にも共通のことであった．

第2節 家畜賃貸借文書

§139 現在まで2通だけ知られている．すなわち，［資料 12］に掲げた Malov URD No. 5 (I.O) と TM 235〔USp No. 3〕とであるが，前者は，Oldenburg が 1909年に Idigut-shahri で購入したものとされている[139]．この2通だけを資料とするとき，細い表現で，両者に共通するものは認められない．従って，他の契約文のように，逐語的にその書式を確認することもできないが，その内容については，一応以下のようなことが，いずれも記載されている．

Ⅰ 日附
Ⅱ 契約の主題：借主，貸主，対象家畜，借料，借料の支払期，家畜の返却期
Ⅲ 違約罰（保証）その他の契約
Ⅳ 後文：証人，印記，書き手

§140 このうち，Ⅰ **日附**〔A〕，Ⅳ **後文**〔M〕〔N〕〔O〕については，他の証文類とやはり同一である．証人（tanuq）はいずれも2名である．また，現在の2通とも，nišan の語が用いられ，実さいにも，手がきの略花押風のものが文末に1ケずつ記されている．ただ，TM 235〔USp No. 3〕のばあい，他の契約文にふつうであった印記の文言 "bu nišan män < > -niŋ ol（このニシャン，われ某のものなり）" という文言がなく，次のような文言が証人の記名の前に記されていることだけ注目される．

išäk-ni birgінčä bu yirim-ni[140] yisün tip nišan čisip bitig birtim
「ろばを返えさなかったら，この土地を使えと，ニシャン描いて証文を与えた」

この土地を云々とは，後述のように違約罰のことであるが，このような文言は，他に例もなく，いわゆる印記そのものではないけれど，印記に類する文言として考えておく．

§141 ところで，契約文主題，また違約罰など附随した約束ごと，それに，上記のような事項がふくまれているわけであるが，一部をのぞいて，この両資料では，書き方は一致していない．Malov URD No. 5 の本文は［資料 12］として示したからTM 235〔USp No. 3〕のその部分を示しておこう．

---

139) Malov URD : 148

140) Radloff は bu yäyimni yäsün tip と読み "soll er solches Futter fressen, darüber … " と訳したが 彼の yäyimni と読んだのは yirimni の誤りである．後述註 144) 参照．

2) maŋa saraŋuč-qa usun-qa [141] barïqu

3) išäk ulaγ kärgäk bolup qibridu

4) -nuŋ išäkin ür-kä toquz oḍuz

5) -luq böz-kä tärkä altïm

6) tudaba(?)[142] -tïn yanmïš-ta bu išäk

7) -ni täri birlä köni birür

8) män išäk-ni t(ä)rsi birlä birmäsär[143]

9) män sarnqui-taqï maqmuz-ï birlä

10) ülüš-lüg yirimni iki tüz-in

11) tarïp yiṣün[144] bu išäk barur

12) -ta kälir-tä taš täkil bolsar biš

13) ašar yaradu išäkkä birür

14) män

これは，以下のように訳し得る．「われに，サラングチに，ウスンに行く駄驢必要となり，キプリドゥの驢を，長尺(?),29棉布(の)借料つきにて，(借り)うけたり．tudaba (?) より帰還のさい，この驢を，その借料と共に，まさに返却せん．驢を，その借料とともに，われ返却せざれば，サルンクイに在る，マクムジと共有のわが土地を，2(度の) 収獲 (の間) 耕作し使用すべし．この驢，往還にさいし，石みちならば，五食ずつ，まさしく，驢に与えん」．

---

141) この usun を Radloff と同じく固有名詞と解したが，下の註 142) で述べるように，もし，ここに固有名詞を考えないとすれば，usun は「長い」を意味する uzun と読み，「長い(旅)に行く」の意に解すべきかもしれぬ．漢語「長行馬」の表現が想起されるだろう．

142) Radloff は qačtïrpa と読み kač(v)+tïp+ma と分析し "das Treiben" というほんらいの意味から "die Reise" を意味するだろうと言ったが，賛成しかねる．原文書についてみても，はじめの方に ċ 字はなく，それは o/u である．第1字も q よりはむしろ t の可能性が強い．従って tudaba, tutrba などと読めるが，現在まで語義は明かにし得なかった．あるいは固有名詞が考えられるかもしれぬが，もしそうであれば，上の usun-qa は固有名詞ではあり得ないだろう．

143) この箇処，私の išäk-ni tärsi birlä birmäsär と読むのは，それに続く下文との関連も考慮してである．Radloff は äšak-ni tašï birlä birmäkäi と読み "Ich werde den Esel nicht überanstrengt zurückgeben" と訳している．

144) Radloff は sarquï tarï maqmusï birlä ülüšlüg yäyimni iki toisun ! tärip yäsün ! と読み "An Sarkui (?) und Makmu (?) von Hirse zu gleichen Theilen möge er sich (täglich) zweimal sättigen und (ausserdem) grasend fressen." と訳した．私が yirim (わが土地) と読む語を，彼は yäyim と読み，補註の部 (USp:77) でも，結局不明語だとしているが，yirim であることは疑ない．土地共有関係をいうのに …… birlä ülüšlüg という表現はよく知られているところである．従って Sarqui のあとは所在を示す -taqï という接尾辞であることも確かである．末尾の iki tüzin tarïp yisün 「2収獲もて耕作し用いよ」もその対象が土地なればこそである．

Ⅱ 契 約 の 主 題

1 借 主 と 動 機

〔B〕 maŋa, <人名> -qa, < > kärgäk bolup「われに, < >に, < > 必要となりて」

§142 すなわち, はじめに記されるのは, 他の契約文で〔B〕借主と動機として示したのと共通している, やはり, 借主名がここで最初に示され, 必要となったもの, 必然的に借用対象となるべきものが示される. Malov URD No. 5 のばあい, tärkän「借料つきにて」の語が加わっているが, これは, 消費貸借文のばあい tüškä (利息つきにて) の表現が用いられていたこと, また, 土地借用文の一つ TII Toyoq Ohne Nos に yaqaqan kärgäk boltï という例があったのと同巧である. (§ 21, 94; 語釈 12—1参照)

2 貸主 と 対象物件

〔C〕 <人名> -niŋ < > -in tärkä altïm「<貸主名> の < > を借料 (つき) にて (借り) とれり (われ)」

§143 Malov URD No. 5 に見られたこの表現では, 借用対象が「まだら牛」であり, 借主 Tüläk Tämür が必要とした牛が, ウマルの「まだら牛」であると, より明確に記されているといえるが, とにかく, この表現は基本的であろう. Malov URD No, 5 のばあい, tärkä の代りに tärkän の表現がここにも記されている.

3 借料とその支払い, 借用物の返還

§144 両資料の書き方は, これらの事項については完全に異っている. 従って, 書式としては基本的なものも示すことができない.

借料については Malov URD No. 5 のばあい, その支払期と共に示されている. すなわち,

上の〔B〕文言に続き「この牛の借料については，秋，新穂のとき，2シクの穀物と3シクの粟とを支払う」といい，TM 235〔USp No. 3〕では，上の〔B〕文言中に，「キプリドゥのろばを，29 の長尺(?)棉布の借料つきで借り受けた」といっている．そして，後者では，その支払期を，「Tudaba (?) より帰還のさい，ろばと一緒に支払う」といい，借りたろばの返還と併せて記し，前者では，その借りた牛の返還については，別に，「十月に」——借りたのは2月であった——という約束をしているらしい．

いずれにしろ，この両資料とも借料の支払いはあとであるが，前払いということがなかったなどとは思えない．しかし，借りた家畜の返還期と共に，借料の支払期も，ともかく明示されねばならなかったことはたしかであろう．

Ⅲ　違約罰その他の契約

§145　この項目でまとめられることも，とくに共通した書式は認められない．Malov URD No. 5 では，その牛の死亡，逃失のばあいについてとり決められている．すなわち，死亡のばあいは貸主，ほんらいの持主が，一応代りのものを貸与することになっている．一方，借主としては，その牛の逃亡に対して責任を負うことになっているが，漢文文書でも同様のとりきめが多い．とくに Stein 蒐集の一漢文文書[145]，同じ牛の賃貸借文書であるが，それでも，牛が死ねば貸主が，逃亡すれば借主が責任を負うことになっている．ただ，死亡のばあい，代りのものを貸与するというようなことは認められず，もし，この表現と相応させてみると，この Malov URD No. 5 で，死亡のばあい bir-「与える」という表現が用いられているのも，あるいは bil- の書き誤りかもしれない．bir- は bil- と書こうとして，あとから加えるべき一筆を書き忘れたとも考えられ，可能性は十分にある．

TM 235〔USp No. 3〕のばあいには，借りたろばと借料とを約束どおり返還して支払わないばあいの違約罰あるいは保証として，借主の所有地を2回の収獲ぶんだけ使用させることになっていた．これは，消費貸借文の一つ，TM 212〔USp No. 29〕［資料5］で，その保証文言〔H〕に，返済不能になったばあい，やはり自分の所有地を与えるとしているのを想起させるものである（§ 59 参照）．また，契約文では，途中の道がとくに悪いばあい，そのろばに対する給餌についてもとりきめていた．そのような特殊なとりきめも必要に応じ記したのであろう．

---

145)　Stein No. 6341. 敦煌資料 I：343，「若是自牛並(病)死者，不関雇人之是(事)．若駄□走煞，不関牛主諸事」．仁井田 1960：735, 736 にも引用してある．

結　　語

§146　以上，現在私の知り得た限りの貸借契約文書を対象として，それを，消費貸借文書と賃貸借文書との2類型に大別して考察してみた．前者には代価借用文書を，後者では，その土地貸借文書に賃貸借ならぬものも併せ考察したのは，あくまで，本稿の当面の目的が，これら文書の書式ということに置かれたからである．

書式としては，まず，その text について，どのような事項が記載されているか，次いで，それぞれの事項についてはどのような文言が用いられているかが，第1に明らかにされねばならなかった．第2に，text の内容とは別に，いわば外面的な書き方というもの，あるいは印章・花押の類の用いられ方またその様式などの問題も忘れることはできない．しかし，これらの問題一般については，既に示してきたように，一応私見も公表してあるので[146]，本稿では深くはふれていない．ただ，類別したそれぞれに特徴的なこと，あるいは個々の資料に見えるかぎりの注目すべき事実は述べておいたつもりである．

§147　総計 40点をこえるこれらの文書資料を通じて，共通するもののあることは確かである．

契約証文としては，冒頭に日附を記し〔A〕，文末に，証人（tanuq）の記名〔M〕，証文作製者の印記〔N〕，書き手を記し〔O〕，捺印または略花押式のものを記すということ，これは，やはり不可欠のこととして確認できる．さらに，これら借用文書としては，売買文書その他若干のものと共通する書式として，冒頭の日附に続いて，借主が，借貸事実の動機を述べるともいうべき文言〔B〕を kärgäk bol-「必要となる」という表現で記していた．この表現など，同じ貸借事実，債権・債務関係の証文があっても，いわゆる借用証文であるかどうかを判別するのに役立つ定型的表現とみられるものである．また証人（tanuq）の数はすべて2名であった．この事実も，代価借用文書，つけ買いとでもいうべきものは1名であって，それらが貸借契約文とは区別されるべき根拠である．売買文書のばあいは3～4名が原則であった[147]ことも想起すべきであろう．さらに，略花押式のものを記すばあいは，他種類の証文類と同様，むしろ個々人のものとして文末に記されるだけであったが，捺印のばあいは，売買文では，それが概して長文であるので当然といえば当然だが，とにかく，文頭・文末と文中1ケ処，計3ケが最少限であった[148]のに対し，これら借用文書では，文頭・文末の2ケが最少限であったことも確認できると思う．

---

146)　山田　1963 b ; 1963 c
147)　山田　1963 a : 55
148)　ibid : 56

§148 以上のことは，貸借契約文としては共通の点であるが，契約種別によって，その「契約の主題」事項が異るのは当然である．いずれも，それぞれの章節で指摘しておいたとおりであるが，消費貸借文では，(1) 借主・貸主の両当事者名のほか，(2) 借用物件とその数量，(3) 返済の時期，(4) 返済すべき量（代物のばあいは，弁済すべきものとその量），無期限のばあいに，(5) 月ごとの利息，などの事項が不可欠の事項であった．なお，返済時期のきめられているものでは，それに違約したばあいの (6) 違約罰について記すことがふつうだったし，最後にいずれのばあいにしろ，(7) 保証文言を記すこと，それらが原則として認められるのである．代価借用のばあいも，これに準じている．

土地賃貸借のばあい，やはり，(1) 借主・貸主の両当事者名，(2) 対象物件の使用目的，(3) その種別，(4) 所在地，(5) 借料，(6) 税負担などの項目が不可欠であった．そして，現存資料では，借料支払期について記すことはまれであったし，借用期間について記されたものの見えぬこと，などが注目されたが，借料支払期については，少数例と併せ考え，作物で支払う以上，来るべき収獲期というのが，記す必要もないほどの全くの常識として考えられたに相異ない．使用貸借のばあいも，借料関係のことをのぞけば，上と同様である．

家畜借用のばあい，(1) 借主・貸主の両当事者名，(2) 借用目的，(3) 家畜の種別など記すこと土地のばあいと変りなく，(4) 借料，(5) 借料の支払期，(6) 家畜の返還期などは不可欠だったと思われる．さらに，(7) 保証文言や特殊のとりきめがなされることもあった．

§149 共通という面に則して考えれば，以上のようなことが，それぞれについて指摘できるところであったが，一方，個々についてみると，同一類型，同種の契約内容のもののなかでも，ときに，記載事項，多くは表現・いいまわしなどに独自のものが指摘できること，少なくなかった．はじめにも述べたように，そのような相異点は，比較によって，いわんとすることの真義を確かめるに役立つものであったが，あくまで異るばあいは，たとえば，カイイムトゥ文書群内のものなら，単なるいいまわしの相異か，あるいは契約内容の相異か，判別する必要がある．と同時に，それで一応事はすむわけだが，それが孤立史料のばあいには，問題はそう簡単ではない．すなわち，加えて，契約当事者を規制する法関係の歴史的偏差を考えねばならぬからである．

このことは，これらの文書資料を歴史資料として役立せるためには，ゆるがせにできぬことではある．しかし，それは，このような名もなき庶民の私文書について，記載事項だけからの研究では，到底のりこえることはできないだろう．一方，その資料蒐集の事情からも，個々のものについて，書かれた歴史上の位置，歴史的条件を明らかにするのには限度がある．「場所」については，蒐集者の報告により「出土地」とされているものが明らかであれば，まだ一応の手がかりは得られるが，「時」については，絶対年代はおろか，相対的にも，これらの資料だけでは，きわめて漠然としたままである．要するに，その他のあらゆる種類のウイグル文書・文献類——そのなかには絶対年代比定の可能なものもある——と比較考察せねば，最終的な結

論は出せないであろう.

§150 ウイグル私文書類には，その史料としての性格に，歴史研究のためには大きな支障となるこのような事情があるのであるが，ただ，たまたま，本稿の対象とした42点の文書のうち，15点はカイイムトゥなる一人物に関連するものであった．その他，3点は明らかに彼のごく近隣者のもの，さらに5～6点が，やはり彼の近隣に在ったものと認められる．すなわち，現有資料の半ば以上が，史料として同一条件にあることが確認できるのであり，このことは，たしかに，上述のような問題に対して大きな意味を持つであろう．本稿でも，この事実を常に念頭に置き，書式上の問題，とくにその相異するところは考察してきたつもりある．

§151 最後に，この種ウイグル契約文の書式について，近隣諸民族のそれとの比較は，興味もあるしまた重要な問題である．Herrfahrdt 氏がインド・中国との関係を指摘し[149]，Bernshtam 氏が，その表現，書式全体の構造が中国式であることを論じ[150]，Cleaves 氏が，唐宋時代の中国文書の表現が，ウイグル文へ，さらにモンゴル契約文書に伝わったと指摘した[151]こと，また護氏も幾つかの表現について，とくに詳細に中国文とウイグル文の一致を指摘された[152]ことなど，すべてこの問題に対し寄与するところ多いものであった．私自身も，とくに書式構造全体についてこの問題にふれたことがあったが[153]，さらに詳察を加える余地は残っていると思う．これらのことは，本稿ではとくに論じなかったが，契約内容が示すような中世ウイグル人間，あるいは，漢文文書とも併せて，トゥルファンを中心とする中世ウイグル王国内での社会・経済関係の問題一般と共に，歴史の問題として今後に期待したいと思う．そのさいは，各種の公・私文書類を併せ考察すべきことというまでもない．

149) Herrfahrdt 1934 : 99, 103
150) Bernshtam 1940 : 69—74
151) Cleaves 1955 : 10—20
152) 護 1961
153) 山田 1963 a : 61 ; 1963 b : 257 ; 1963 c

参　考　資　料

［資料　1］ 粟借用文書 〔Ot·Ry 2734〕 (図版 1)

［ 〃　2］ ごま借用文書 〔TM 226, USp No. 7, Malov PDP No. 7, Le Coq HU No. 2〕 (図版 2)

［ 〃　3］ 穀物借用文書 〔Malov DUD No. 1〕 (図版 3)

［ 〃　4］ 棉花借用文書 〔T II D 43, USp No. 70〕

［ 〃　5］ 棉布借用文書 〔TM 212, USp No. 29〕

［ 〃　6］ 代価借用文書 〔T II Čiqtim 2, USp No. 63〕

［ 〃　7］ 金銭借用文書 〔TM 222, USp No. 18, Le Coq KE No. 6〕 (図版 4)

［ 〃　8］ 棉花耕作地借用文書 〔TM 232, USp No. 2, Le Coq HU No. 1〕 (図版 5)

［ 〃　9］ 穀物耕作地借用文書 〔TM 237, USp No. 11〕

［ 〃　10］ 部田(?)借用文書 〔TM 211, USp No. 28, Malov PDP No. 28〕

［ 〃　11］ 土地使用貸借文書 〔TM 78, USp No. 19, Malov PDP No. 19〕

［ 〃　12］ 家畜賃貸借文書 〔Malov URD No. 5〕 (図版 6)

[資料 1] 粟借用文書 LOAN OF MILLETN (図版 1)

Ot·Ry 2734 [a] [b]

[a]

1) bars yïl altïnč ay iki otuz-qa maγa yigädmiš
虎 年 第六 月 二十二(日)に, われに, イケドミシュ

2) -kä tüš-kä üụr kärgäk bolup čaγan-ta waptsu-tu
に, 利息(つき)にて 粟 必要 となりて, チャガンで ファツゥ・トゥ

3) -nuη küri-si üz-ä iki šiq üụr altïm yaγï-ta
の ます(彼の) にて 2 シク 粟 うけ取れり(われ). 新(穂)で

4) yaraγlïγ tüš-i birlä köni birürmän birginčä yoqbar
適当なる 利息 とともに まさに (返)与せん(われ). (返与)までに なく

5) bolsar män oγlum qawsuη köni birz-ün tanuq bayan
なれば われ, わが息子 カウスン まさに (返)与すべし. 証人 バヤン,

6) tanuq qumanu bu tamγa biz ikägü-nüη ol män
証人 コマヌ. この タムガ われら 両(者)の それ. われ

7) wapḍsu-tu bitidim
ファツゥ・トゥ 書きたり(われ).

[b] yigädmiš-niη ... bitigi
イケドミシュの 書きつけ.

English translation:

On the twenty second, the sixth month, the year of tiger, for me, for Yigädmish, being in need of millet with interest, I have received two *šiq* millet, by the measure of Faptsu-tu, from Chaghan. At the new (harvest), I will exactly give (back it), together with the suitable interest. Until to give (back), if I may disappear, my son, Qawsung shall give (back) exactly. Witness, Bayan. Witness, Qumanu. This seal is that of us, two. I, Faptsu-tu, have written.

〔Title :〕 The document …… of Yigädmish.

語 釈

1—1 1) Yigädmiš: いうまでもなく, これが借主の名である. 彼の名は, 〔b〕の題記にも認められる. yig「良い」が動詞化した yigäd-に, さらに, Indefinit の -miš がついた, 純トルコ語である[1].

1) AGr: 354, ***yig***, besser, vorzüglich, ***yigäd-***, ***yägäd-***, besser werden, besser, überlegen sein, besiegen. なお, 同書 §§ 86, 219 参照.

1—2 2) üu̯r： このことばは，文字の上からは uyur とも読める．事実，Radloff/Malov は，同一人物に関する2通の小証文 (USp Nos. 120, 128) で uyur と読み，次のように説明している．*"uyur* muss also eine Feld- oder Gartenfrucht sein. Es könnte aber auch eine Art Land bedeuten, ein Feldmass bezeichen würde, nämlich so viel land, wie zum Aussaat eines Scheffels nöthig ist" [2]

一方，少くとも Radloff の紹介した3通の私文書に，ür の語が見られる[3]．彼は，最初，No. 14 について，その訳文中で，この語を "Ernte der Äcker" の一種と考えたが[4]，のち，改訂して，"Äcker" の種類としている[5]．他の2文書のばあいには，翻訳も説明も与えていない．Malov も「農地の名称」と語釈している[6]．

しかし，この ür も，耕地の種類ではなく，Radloff がはじめに解したように，農産物の一種に相異ない．TM 220〔USp No. 14〕はある労務契約に関するものであるが，Turi という当事者に対し，今後，各種の賦役を割り当てないことを約したものである．そこでは，tarīγ, ür, käbäz の3種のものが，borluq äkin「畑作物」[7] として数えられている．マフムード・アル・カシュガリーによれば，tarīγ は「穀物一般，とくに小麦」であり[8]，käbäz は「棉花」である．ür もそれに類した農産物に相異ないだろう．

さらに，マフムード・アル・カシュガリーは，Brockelmann によれば，ögür と yögür の両語をあげ，ともに "Hirse" の意味だとしている[9]．また，ややのちの高昌館訳語には，「糜子」を漢訳語とする yor/yur があり，漢字音訳を「玉児 yü êrh」としているから[10] yur と読むべきかと思われる．糜子を Klaproth は "Gekochter Reiss" と訳しているが[11]，これは，彼が糜子を簡単に糜と同義と解したためで，糜子には別に「きび，とくに蒙古産のきび」の意のある[12] ことを見落している．いま，この地方の，またこの時代の農作物に関して，厳密な植物学的分類までは求めないが，穀物類の作物であることは確かであろう．同種の漢文文書類を通じても，麦と並んで「粟」が最も多くとり扱われているから，当面，「粟」を以て訳語としておきたい．

これらの ögür, ür, yür は疑なく同語であろう．そして，この文書にみえる，uyur とも読めるものも，それと同一語に相異なく，上の諸例と比較するとき，私は曽て öyu̯r と写したこともあったが[13]，今は üu̯r とした方が良いと思う．

1—3 2) Čaγan: これが貸主であるが，彼の名はモンゴル語「白い」であることが注目される．

1—4 2) Waptsu-tu: この証文上，借主と貸主の二人の当事者に対し，第三者としてその名をあげら

---

2) USp: 213
3) TM 220〔USp No. 14〕, TM 207〔USp No. 31〕, TM 205〔USp No. 32〕
4) USp: 18
5) USp: 78「補訂」
6) USp: 302 "название пашни"
7) Radloff は，borluq aš と読んでいるが，彼のこの語の前後全体の解釈には賛成し難い．
8) Brockelmann : 196 "Korn, Weizen, bei den *γuzz* Hirse"
9) Brockelmann : 94, 132
10) HIIY: 24 a
11) Klaproth:14
12) 諸橋，大漢和辞典 VIII: 920
13) 山田 1961: 213

れ，しかも，かなり重要な役割を演じている者である．即ち，彼は，7)行めにみえるように，この証文の書き手でもあるが，この 2),3)両行で記されたところでは，この粟を計量するに，彼の容器を以てしたといわれている．契約に当り，証人が立ち，その名を記すことは，契約文として不可欠のことであり，さらに証文の書き手の名を記すことも，すべてその契約に証拠力を与えるためであることはいうまでもあるまいが，さらに，このような事実を契約文中に記すことによって，より一層問題の紛糾を避けることに役立ったに相異ない．

ところで，彼の名は，この行では Wapunsu-tu とも読める．とくに語中では t と un とが文字の上では区別できない．しかし，その名は 7)行で再び記され，そこでは Wapdsu-tu と記されている．t と d とは文字は異るが常に混用され，この両箇所を比較することにより，Waptsu 又は Wapdsu と読むべきことが明かになる．そうしてみると，Radloff/Malov が Yabunsu[14]，Yaburšu [15] と読んだ人名は，いずれもこれと同名であるにちがいない．y と w，n と r など，いずれも字形は極めてまぎらわしい．さらに，馮家昇氏の紹介した一文書 Feng No.1 にみえる人名 Wapsu-tu も類似した名として注目される．このように，よく用いられた名であるが，これは疑なく漢語であろう．wap の字は fap と読め，fap が「法」を写すのに用いられていることはよく知られているとおりである [16]．少くとも，仏院への赦免状とみられる TII D 205 b〔USp No. 88〕では，数人の silavanti の一人の名であり，僧侶の名としてふさわしいものだったと思う．tsu, tso, dsu, dso, も漢音を写したに相異なく，対応する漢字については，「浄，蔵」などは当然考えられるが [17]，断定はできない．なお，末尾の -tu は，必ずしも切り離しては書かれないが，非常に多くの人名にも現れ，USp No. 47 の書き手 Yam-čur-tu について，Herrfahrdt が，その -tu は称号 tutung の略であろうと推測した [18] のと同じであろう．その明証は，Malov URD No.1 の売買文書で，売手の名 Qaitsu tutuŋ は 1)，2)行，28)行の 2 ケ所では，そのとおり書かれているが，7)，16)，19)，22)，26)行では Qaitsu-tu と書かれている [19]．但し，人名末尾の -tu が tutuŋ（都統）という称号に発生するにしろ，すべてのばあい，ほんらいの称号として用いられていたかは問題である．いずれにしろ，借主がトルコ系，貸主がモンゴル系の名を持ち，そこに，漢名を持つ者がさらに加っているということは，このウイグル王国社会の一側面を示すものとして興味深いものがある．

1—5 3) küri：この語は，まず tarïγ（穀物，麦），künčit（ごま），yür（粟），arpa（大麦）などの計量単位，容量単位として用いられている [20]．さらに，土地の大さを示す単位としても用いられている [21]．

---

14) TII D 147 a〔USp No. 74〕, TII D 205 b〔USp No. 88〕, USp No. 109

15) TII D 147 a〔USp No. 74〕

16) Ht VII, 1.2152. 法師を fabši と写す．なお，馮家昇，「回鶻本写本 "菩薩大唐三蔵法師伝" 研究報告」中国科学院考古研究所 '考古専刊丙種' 第1号，北京，1953. p. 30；Csongor: No. 165 を参照．

17) Csongor: Nos. 104, 119

18) Herrfahrdt 1934: 102. 同じ人名について Malov も同一見解をのべている（USp:230)．

19) Malov URD: 132, 133

20) 次の TM 226〔資料 2〕で，まさに，ごま（künčit）の容量単位として用いられている．その他用例は多いが，たとえば，TII Čiqtim 1〔USp No. 69〕, 3 küri の tarïγ. USp No. 120, 7 küri の üür. USp No. 121, 2 küri の tarïγ. USp No. 123, 2 küri, 8 küri の üür. USp No. 126, 2 küri の arpa. なお，未発表資料ではあるが，リスト風の一文書，Ot・Ry 2782 では糠（sökti）を数えるにも用いている．

21) TM 238〔USp No. 15〕, 7 kürílig yirimni「7 キユリ分のわが土地を」. TT IV B_5, 7 kürilig yirim「7 キユリ分のわが土地」. なお，次の 1-6, šiq についての註を参照．

しかし，この文書では，一種の容器として用いられていることは疑ない．即ち，本来は容器名であり，それが容量呼称となり，さらに，一定の量の作物を産する土地として，土地の大さを示す称呼にもなった[22]ことが明かに跡ずけられる．容量単位としての küri は中国の「斗」に相当するとされている[23]．容器としての küri も「斗」と同じく一種の「ます」の如きものが想像されるが，現在のところ明かでない．

1—6 3) šiq: この語は küri と共に，ここの例にみられるように，まず，容量単位として用いられ[24]，さらに，土地を数える単位としては küri よりはむしろ多く用例がある[25]．その点，küri は，土地についてよりも，穀物などを数えるのに多く用いられているのと対照的である．このことは，šiq の方が大きい単位であったからであろう．事実，両語が併せ用いられているときは，常に，šiq をさきに，küri をあとに記している[26]．しかも，küri は，私の知る限り，あれだけ多数の例はあっても 10 以上の数で数えられてはいない．küri が「斗」に相当するとすれば，šiq は 10斗に相当する「石 shih」からの借用語であろうと思う．この語は，今までのところ，この種の俗文書でしか知られていない．また，küri のように，容量単位として用いられる以前のものとして，何らかの容器名として現れたこともない．容量単位「石」をそのまま借用したとすれば，それも当然であろう．なお，küri より小さい容量単位としては šiŋ, qaw があった．これらが，漢語「升」「合」からきていることは既に知られているとおりである[27]．

1—7 3) yaŋī-ta: 返済期を述べるに，最もふつうの表現は küz yaŋīta「秋，新に」である．ここでは「秋」の語が省略されているが，いわんとするところに相異はないはずである．他にも，私の知る限りではなお 4 例ある[28]．§35，註 47) 参照

1—8 4) yaraγlīγ tüši birlä: yaraγlīγ は「適当な，好都合な，有為な」などの意味のことばとして既によく知られている[29]．同種契約文では，返済期に返済すべき額が明示されているのが通例でありこのような例は珍らしい．現在までのところ元利あわせて 2 倍というのが一番多いが，それ以下もあった[30]．

1—9 4) birgінčä: bir-「与える」に Konverb 語尾 -gінčä のついたもの．-gінčä の意味するところは，v. Gabain 教授によれば，"solange als, bis, ehe" などである[31]．一応，それでよいが，その末尾の +ča は微妙に用いられるので，同種のモンゴル語契約文で，同一文言について用いられている -tele

---

22) この点，唯一例だが次のような表現があることは興味深い．「1 シク 8 キユリの種を蒔く土地 (bir šiq säkiz küri uruγ kirür yir)」(TIII M 205 d)

23) HIIY: 59 a, *küri* 苦力 *k'u li*「斗」. (Klaproth:22). なお，Menges 1954:749, *kürä*.

24) TM 207 〔USp No.31〕, 1 šiq の ür. TM 205 〔USp No.32〕, 半 šiq の ür. Malov URD No.5, 2 šiq tarïγ と 3 šiq yür

25) TM 237 〔USp No. 11〕, 2 šiq の yir. TM 238 〔USp No. 15〕, 4 šiq, 6 šiq の yir, TM 211 〔USp No. 28〕〔資料 10〕, 半 šiq の yir. USp No. 55, 5, 6, 8, 10 šiq の yir.

26) USp No. 126, 1 šiq, 2 küri の arpa. 註 22) 所引の 1 šiq 8 küri の uruγ

27) cf. W. Bang・A. v. Gabain, Uigurische Studien, *Ungarische Jahrbücher*, X, 1930: 22, 23. Hk II: No. 1, 81; Pfahl: 6, 35; Uig II: 77, 82; HIIY: 59 a; Le Coq 1910: 93. モンゴル語としては cf, Cleaves 1955: 30—32. なお qaw に関しては，qap に対する語釈 3—3 参照.

28) TM 76, TM 106, TM 212 〔USp No. 29〕, USp No. 37

29) AGr: 352; Brockelmann:79; Wb III: 107

30) §42 参照.

31) AGr: §236

と同じように，Cleaves 教授の用いた "inspite of " [32] の訳語の方が良いかもしれぬ．

1—10 4),5) yoqbar bol- : bar yoq bol- と書かれることの方がむしろ多いが，yoq は「ない，存在しない」，bar は「ある，存在する」，bol- は「となる」である．この表現については，護氏が詳細に論じ[33]，Radloff などの誤解していたところを正された，それに尽きる．要するに同種の中国文文書に用いられている「東西不在，東西逃避」などと同一表現である．Cleaves 氏も，このウイグル語に相応するモンゴル語の表現 γadana dotona od-「外へ内へ行く」について，早く同じ見解を示していて[34]，解釈は一致している．ほかに，このモンゴル語表現と同じ，ištin taštïn bol-「内に外になる」，また örü qodï bol-「上に下になる」，さらに ištin taštïn bar yoq bol-「内・外，有・無となる」などの表現も用いられるが，すべて同義語であること疑ない．従来の中国語の「東西」に対する「逃避，不在，逃亡，彷徨」などの解釈はそのまま，これらウイグル文表現にも当てられるべきであろう．ただ，契約文言のいわんとするところは，本人が意識して「逃亡」することだけでなく，不慮のことで所在不明になることも意味しているに相異ない．さらに，死亡のばあいも含まれるのではないかとの疑も存するが，語義だけからは断定できない．

32) Cleaves 1955: 24,36.なお，N. Poppe, *Grammar of Written Mongolian.* Wiesbaden, 1954. §375 では，until と並び while の訳語を与えている．

33) 護 1961: 240—249.

34) Cleaves 1955: 15, 38

[資料　2] ごま借用文書　LOAN OF SESAME (図版 2)

TM 226, D 176 (USp No. 7; Malov PDP No. 7; Le Coq HU No. 2)

1) küskü yïl altïnč ay on yaŋïq-a
ねずみ 年 第六 月 十 (日), 初旬に

2) maŋa qaisidu - qa tüš-kä künčiḍ
われに カイシトゥに 利息 (つき) で ごま

3) kärgäk bolup il tämir -tin bir küri
必要 となり イル テミル より 一 キュリ

4) künčiḍ altïm küz iki küri kün-
ごま 受けとれり(われ). 秋, 二 キュリ ご

5) čiḍ birürmän birmädin käčürsär män il
ま (返)与せん(われ). 返与せずして 過さば われ, くに

6) yaŋïnča tüši birlä birür birginčä
の例にて その利息 共に 返与せん. 返与までに

7) bar yoq bolsar män inim qasuq äw
居 なく なれば われ, わが弟 カスク 家

8) -täki-lär bilä köni birṣün-lär tanuq
族 たち 共に まさに 返与すべし(彼ら). 証人

9) qapan tanuq bür-käk bu nišan
カパン, 証人 ブュルケク. この ニシャン

10) mäniŋ ol män qaisiḍu öṣüm
われの それ. われ, カイシトゥ みずから

11) bitidim
書きたり (われ).

English Translation:

On the tenth (of) new (moon), the sixth month, the year of mouse, for me, Qaisitu, being in need of sesame with interest, I have received, from Il Tämir, a *küri* sesame. In autumn, I will give (back) two *küri* sesame. If I spend (the term) without giving (back), (I) will give (back) with the interest according to the custom of the country. Until giving (back), if I disappear, my younger brother Qasuq and the household, they shall give (back), together, exactly. Witness, Qapan. Witness, Bür Käk. This mark is that of me. I, Qaisitu has written by myself.

語　釈

2—1　1)　on yaŋïqa：　yaŋï はそのままでは「新しい」の意味であるが，ウイグル人の間で，上旬中の日をいうばあい，必ず数字のあとにこの語を加えている[35]．

2—2　2)　Qaisidu：　借主の名，10)行め にも見える．Malov は Qavsïdu，Le Coq は Qaisïdu 又は Qavšïdu と読んでいる．文字の上では断定できない．末尾の -du/-tu については　語釈 1—2 参照．

2—3　2)　künčid / künčit, künğit：　Radloff は「ごま油」と解していたらしく，USp の翻訳文中では，すべて「ごま油 (Sesam öl)」又は「油 (öl)」と訳している (Nos. 7, 20, 27, 37, 88)．しかし，Le Coq が Sesam と訳し，künğüd, pers., Sesam oder Rapssamen（ごま油又は菜種油）と註釈した[36]のが正しい．v. Gabain 教授によれば，ある Brāhmī 文字，トルコ語の医書断片では，ごま油を küñcidh yāgi「ごまの油」といっている[37]．Rachmati 教授の発表した医書断片でも同様である[38]．明代の高昌館訳語，花木門にも「künčit，坤尺 k'un ch'ih，芝麻」とあり[39]，現代ウイグル語まで伝えられている[40]．

2—4　4)　küz：　「秋」の意．前の Ot·Ry 2734 [資料 1] では yaŋïta「新に」といっていた．そのばあい，それは küz yaŋïta とふつういわれるのと同義だろうと述べたが，ここで「秋（に）」とだけいうのも同じであろう．yaŋïta とだけいうのは他にも例があったが，küz とだけいうのは，現在この 1 例しかない．

2—5　5)　birmädin：　bir-「与える」に否定の Konverbum -mädin が附いたもの．-mädin, -madïn; -mätin, -matïn; -mädi, -madï; -mäti, -matï については AGr：§§211, 235, 340, 434 に説明されているが，「与えないで」，このばあい「返与せずして」の意味であること不動である．

2—6　5)　käčürsär：　-sär/-sar はふつうの条件法語尾．käčür- は käč- に基き，作為化の -°r- が加わったもので，v. Gabain 教授の説くところでは，意味は屢々同じである[41]．それにしても käč- は本来「過ぎる」の意味であり，birmädin käčürsär を Radloff が "Zögere ich mit der Rückgäbe" と，Le Coq が "Wenn ich (diesen Termin) ohne ihn (zurück) zu geben vorübergehen lassen sollte" と，Malov が " Если я просрочу, не отдавая （もし，私が，返さなくて期限をこえれば)" と，そして護雅夫氏が「もしも，自分が，返済しないで，（期限を）過ごしたならば」と訳したのは[42]，いずれも同一の解釈であり，そのことばの上の解釈としては動かし難いものがある．この表現は，他の同種契約文に多く現れ，一種の定型的表現であるが，その返済期限に遅れたばあいにはという意味に相異ない．

---

35)　山田 1963 a：37
36)　Le Coq HU：455
37)　TT VIII：M 28
38)　Hk II：Nos. 1, 2, 3, 5
39)　HIIY：23 a; Klaproth：14, *küntschid* Sesam. — Türkische und Tatarisch, *kendshid*; Russisch кунчуг und кунчут
40)　維漢俄：554; K·Ts URS：108
41)　AGr：§161
42)　護 1961：238

2—7 6) il yaŋïnča: il は突厥時代，その統治圏・国家をいうことばとして知られ[43]，中世ウイグル語でも，国・領域・地方・郷里などの意味で広く用いられている[44]．要するに，広狭いろいろに用いられるところ，まさに日本語の「くに」と同様と解される．ここでは，比較的狭義の地域社会としての「くに」であろう．

yaŋïnča ～ yaŋ+ï+nča は，名詞 yaŋ に，前の il を受けた3人称所有格語尾 +ï，そして Äquativ 語尾の +nča が附いたもの[45]．+nča <+ča はいろいろの機能を以て用いられるが，一応「～どおりに，～どおりの」と解せば大過ない．yaŋ について，v. Gabain 教授は漢語「様 yang」に基くと考えたらしいが[46]，ともかく「様式，しきたり」の意味で中世トルコ語の各種文献で用いられており，その後も，諸方言に同様の意味で残っている[47]．Caferoğlu 氏は，この語に詳察を加え，法律用語の一つとして，特に il と結びついて用いられることがこの種文書類のばあい多いと，従って，「慣習法（örfe）」の意味であるといっている[48]．しかし，ふつうの言葉として解しておいて少しも不都合ないと思う．

Le Coq は，この両語を yïl yangïnča と読み，"am Neujahrstage" と訳し，註で，yïl は ïl とも読めるが，多分方言差か書き手の誤りだろう．意味は，明確に yïl と書かれた例が屢見するところから確実であるといっている[49]．yangïnča を yangï「新」に基くと考えたに相異ないが，既に Malov も指摘した[50]ように明かに誤解である．

2—8 7) inim Qasuq: ini は「弟」．Qasuq は固有名詞．この名を Radloff だけは Qusuq と読んだが，Le Coq, Malov 共にやはり Qasuq と読んでいる．

2—9 7), 8) äw-täki-lär: Radloff も Le Coq も Malov も，この箇所を -nïŋ tägi-lär と読んでい

---

43) 6世紀以降の古代テュルクの記録は，統治者・貴族階級の頌徳碑・墓誌の類ばかりであり，従って，そこで用いている il については，国家構造の問題と併せ議論されることが多かった．Cf, A. Бернштам, ≪Социально-экономический Строй Орхоно-Енисейских Тюрк VI-VIII Веков.≫ Мос.-Лен., 1946. стр. 98—105; O, Pritsak, Stammesnamen und Titulaturen der Altaischen Völker. *Ural-altaische Jahrbücher* XXVI. 1・2, 1952, pp. 49—89; 護雅夫，イエニセイ・チュルクにおける il～äl について，「古代学」7巻2号.

44) いま，Caferoğlu 氏の整理したところによると，1) Memleket（領域・地方・町・郷里），2) Devlet（国家・政府・王国），3) Hülcümdar（主権者）などの意味で用いられている（Caferoğlu USöz:67). なお，cf. Bernshtam 1940:81; Д. И. Тихонов, Термины ЭЛЬ и БУДУН в древных уйгурских. документах. ≪Исследования по истории культуры народов востока≫, 1960, стр. 250—255

45) AGr: §193. +i, +ï: Besitzanzeigende Endung 3.Sg.; +nča, +ncä: Äquativ von Besitzanzeigenden Endungen d. 3. Pers.

46) AGr: 351

47) Vambery 1878: 118, 119, 129 *Jang, jeng.*; Wb III: 57, 58

48) Caferoğlu 1934: 16. 羽田明訳，畏吾児人間に於ける法律・財政用語（中），「東洋史研究」5巻4号，1940, pp. 14—16.

49) Le Coq HU: 455, 456

50) Malov 1925: 554

る．そしてこの表現に言及した Caferoğlu も護氏も彼らの読み方を支持している[51]．たとえば，護氏は，この文書を引用したさい，「Qasuq は，その弟の名前，+nīŋ は『Genitiv の格語尾』である．そしてそれにつづく tägi については，Resit Rahmeti Arat, Herrfahrdt に異説があるが，私は，これは Radloff, Malov, Caferoğlu のいったように，『家族』あるいは『親戚』を意味するものと考える」と述べているのである．しかし，この箇所の読み方は，のちに契約文の内容を考察するとき重要となるのでここで明かにしておきたい．

Radloff は，これと同種の借用文書で，同様の表現のあるものを，更に以下のように6例あげている．

USp No. 1 : Nom-Qulī-nīŋ tägilär birlä "Nom-kuli und sein Geschlecht"

〃 No. 8 : Arïq Tägin-niŋ tägi-lär birlä "Aryk-Tegin mit seinen Nachkommen"

〃 No.10 : oγlum Tämür-Buqa-nīŋ tägi-lär birlä "mein Sohn Tämür-Buka mit seinen Nachkommen"

〃 No.34 : inimiz Čisün S(ä)ŋä-niŋ tägi-lär birlä "unsere jungeren Brüder Tschisun und Sengge mit ihren Nachkommen"

〃 No.37 : oγlum Qara-quš qalïp tägi (tägi) birlä "mein Sohn Kara Kusch nachbleibend mit seinem Geschlechte"

〃 No.67 : …… niŋ (tägi) -lär birlä "mein …… und den Seinigen"

このうち，No. 37 だけ少し変ったいい方をしているようだが，Malov が Qara Quš-nīŋ tägi-lär birlä と訂正しているから[52]，それに従えば，みな同じ -niŋ tägi-lär birlä の表現である．この表現について，Radloff は，USp No. 1 の補註の部で，それが極めて奇異であることを告白し，ただ，同様の表現が度々見られるから，書式 (juristische Formel) として不思議ではなくなっていたらしいと述べている[53]．

Le Coq は qasuq nïng (?) tägi lär bilä と，(?) を附しただけで何も述べていない．訳文は "mein üngerer Bruder Qasuq und mit ihm seine Nachkommen" としている．Malov は，Le Coq のこの論文をさっそく批判し，その批評文中では[54]，ただ，Le Coq は疑問符を附しているとだけいったが，そのあとの USp の補訂の部ではやや詳論した．即ち，inim Qusuqnïŋ tägilär birlä のうち，Qusuqnïŋ が生格語尾を持っているのは，いささか異常で戸惑わせるものであると．そして，「一度，私は，-niŋ のところを，これや，他の若干の文書でも可能性が強いと思われて，äw と読みかけた．そうだとすれば，全文は inim Qusuq äw täki lär birlä 即ち，私の弟 Qusuq が家に在るもの——即ち，縁者——と共に，と訳されよう．しかし，若干の，明瞭且つ読み易く書かれた文書ではどうしてもこのようには読めない．この文法的には異常な文句も諸文書で相当広く用いられているのである」と述べ，上引の Radloff が No.1 について記したことを参照せよといっている[55]．彼は，のちに，この文書を Malov PDP に再録したときにも，そ

51) Caferoğlu 1934: 7, note(1) ; 護 1961: 240

52) これもドイツ探険隊将来品であるが，その原文書は現在行方不明で，私も実見していない．しかし，Malov は写真を見ているらしく，それにより修正したものと思う，USp: 223, No. 37 文書に対する補正の部を参照．

53) USp: 76,77

54) Malov 1925: 554

55) USp: 218

の考えを変えなかったし，Malov DUD No. 1 [資料 3] のばあいも，全く同様に解している[56]．要するに，彼らは，-nïŋ/-niŋ「～の」という語尾に苦しみながらも，tägi を「後裔，縁者，親戚，家族」の意味として[57]，このばあい，「わが弟 Qasuq の」それらと解したのである．

Caferoğlu・護両氏は，上述の Radloff 以下の読み方を支持したものであるが，私は，そもそも，Radloff 並に Malov が，共に，-niŋ/-nïŋ と読むことに疑問を感じながらも，少からぬ例で同じ書き方がされているからとしたことが理解できない．それは理由にならないので，確かに同じ書き方が，上掲のように，Radloff・Malov が気附いただけでも，他に7例ある．私は更に，未発表のものはともかくとして，USp のなかの次の2文書も，Radloff は誤読しているが，同一表現であることを指摘しておく．即ち，

USp No. 20 は，本文書と同類の künčit 借用文書だが，その 11)—13) を，Radloff は，birginčä bar yoq (bo)lsar ildä-kii (tü)š köni birür män と読み，"Wenn ich vor der Übergabe umkommen sollte, so werde ich (bis dahin) die beim Volke üblichen Zinsen richtig bezahlen" と訳している．しかし，彼が ildä-kii (tü)š と読んだところは，原物 (TM 233) についてみれば äw-täki-(lä)r と読むべきである．USp No. 70 〔T II D 43〕[資料 4] も類似の借用文書だが，Radloff は，その5行め全体を誤読していて，正しくは，birginčä bar yoq bolsar män inim Budruq äwdäkilär birlä birürmän[58] である．語釈 4—6 参照．

Malov が，上引のように，「しかし，若干の，明瞭且つ読み易く書かれた文書ではどうしてもこのよう (äw täki lär — 山田) には読めない」といった若干の文書とはどれを指すのか，彼は明示していないが，既に指摘した7例にこの2例を加えたもの以外はまず考えられない．そして，私にいわしめれば，若干の，明瞭且つ読み易く書かれた文書[59] では，明かに，-niŋ とは読めなく，逆に äw と読めるのである．tägi と彼らが読むのは，k と g は文字に区別がないし，t と d も相互に混用されるから，täki, dägi, däki いずれにも読めて問題はない．今，ここに掲載した図版は，必ずしも最も明確な方ではないが，たとえば，本文書（図版 2）についていえば，7) 末尾に，私が äw，彼らが -niŋ と読む文字がある．それと，10) 行頭の mäniŋ の後半部とを比べるとよい．また，Malov DUD No. 1（図版 3）でいえば 9) 行頭の語字と 12) 下から2語目の -niŋ との相異するところ，いずれも注意して見ると判然するだろう．個々の文字だけでなく，上示最後の T II D 43 〔USp No. 43〕[資料 4] のばあい，äwdäkilär が一語として書かれている．唯一の例だが，いよいよ私の読み方を証拠づけてくれるものである．

このように，Radloff, Le Coq, Malov が -niŋ, -nïŋ と読んだのは，すべて äw と読むべきであり，そうだとすれば，そのあとに続くのは，「縁者・親族」の意味のことばとされる[60] tägi でも不可能ではないが，

---

56) Malov DUD: 6,7

57) Radloff と Le Coq は上掲のように Nachkommen と訳したが，Malov は род, семейство, родственники の訳語を与えている (USp: 295; Malov PDP: 428).

58) birzünlär「彼ら返与すべし」とあるべきところを，birürmän「われ返与せん」と1人称単数語尾で書いている．此の種俗文書では時々人称語尾に書き誤りのあることは既に指摘したことがある．cf・山田 1963 a : 38, 註 (10)．このばあいも書き誤りに相異ない．

59) 関連ある諸文書の写真は近刊予定の Türkische Turfan Texte XI で公開するはずである．

60) この言葉は，Radloff が Orkhon 碑文中に見出したもの．W. Radloff, *Die Alttürkische Inschriften der Mongolei*. St.-p., 1895, ss. 332, 369. 彼の Orkhon 碑文の解読には批判すべき点少なくないが，別の機会に検討したい．

「～に在るところの（もの）」を意味する語尾 +täki [61] と考えるのが，最も至当である．+lär は3人称複数語尾，従って，äw-täki-lär は「家に在るものたち」，ふつうの意味での「家族」，むしろ「同居家族」と考えられる．

このような解釈は，既述の如く，Malov が一度試みたものだった．また，Herrfahrdt の記すところによれば [62]，トルコの Rachmati 教授が既にその見解を抱いて居たらしい．彼の意見は公表されていないが，戦前，ベルリン・アカデミーで多くの原文書を調査している間に得た見解に相異ない．

61) AGr: §§ 49, 74, 333, 410, "eine örtliche und zeitliche Zugehörigkeit" を示すという．

62) Herrfahrdf 1934: 99, Anm.(2). 彼は言う．Die Lesung *äwtäkilär*, wörtlich „die im Hause Befindlichen", wird von Rachmati vorgeschlagen an Stelle von Radloffs *-ning täkilär*, das mit dem folgenden *birlä* auch grammatisch schlecht zu erklären wäre.

[資料 3] 穀物借用文書 LOAN OF CORNS (図版 3)

Malov DUD No. 1.

1) taqïqu yïl törḍünč ay
　雞　年 第四　月

2) toquz oḍuz - qa maŋa ×××××
　二十九（日） に，われに

3) ögrüẓ tämirkä ×××××× tarïγ
　イョグリュス テミルに，穀物

4) kärgäk bolup badrun - tïn iki
　必要 (と)なり，バドルン より 二

5) kür(i) (tarï)γ aldïm k(üz)
　キュリ（の）穀物 受けとれり（われ）．秋，

6) yaŋïda oḍuz tämpin bir qap
　新(穂)に，三十 テンビン 一 カプ

7) süčüg köni birürmän birginč (ä)
　甘(酒) まさに 返与せん(われ)．返与までに

8) bar yoq bolsar män inim Qusï
　居 なく ならば われ，わが弟 コシ

9) äw - täkilär birlä köni birṣün
　家に在るものたち 共に まさに 返与すべし

10) -lär (tanuq) bä tämir t(anu)q
　彼ら．証人 ベ テミル，証人

11) misir qar-a bu nišan män
　ミシル カラ．この ニシャン われ

12) ögrüš tämir - niŋ ol
　イョグリュス テミル の それ．

13) män yükäsiri biḍidim
　われ ユケシリ 書きたり(われ)．

English translation:

On the twenty ninth, the fourth month, the year of hen, for me, Ögrüsh Tämir, being in need of corns with interest, I have received two *küri* corns from Badrun. In autumn, at the new (harvest), I will give (back) the sweet (wine) of a bag containing thirty *tämbin*. Until to give (back), if I may disappear, my youuger brother, Qusi, and the family, they together shall give (back) exactly. Witness, Bä Tämür. Witness, Misir Qara. This mark is that of me, Ögrüsh Tämir. I, Yükäsiri, have written.

語　釈

3—1　2), 3)　×××××:　一度書いて抹削したとみえる.

3—2　3)　tarīγ:　Malov は，本文書については，その訳文中で просо（黍，粟）と訳しただけで，註釈も加えていない．しかし，USp の語彙の部では[63]，7例について пашная（耕地），2例について просо の訳を与え，Malov PDP・語彙の部[64]では，урожай（穀物などの作），жатва（とり入れ，収獲），посевы（播種），хлеба（穀物），злаки（穀草）などの諸訳語を与えている．事実，Malov のみならず，諸家の解するところ，「黍，粟，麦，穀物，播種，収獲，田地」，さらに「後裔」などの意味で，各種文献に広くあらわれており[65]，ほんらい動詞 tarī-「耕す」にもとずくものである．tarīγlīγ・talīγlaγ「耕地」[66]，tarīγči・tarīqučī「農夫」[67]などのことばも同根のものである．

このように，künčit「ごま」，yür「粟」などと比べると，それは，その語義としては，一般的な「穀物，作物」であり，特定のものではないはずである．しかし，たとえばこの文書のようなばあい，2 küri＝2斗と数えて貸借の対象とされたものは，なにか特定のもの，その地方で代表的な穀物だったろうと推測はできる．マフムード・アル・カシュガリーが，Brockelmann によれば一般的に Korn の意味とともに Weizen（小麦）の意味，さらに γuzz では Hirse の意味があるとしているのは[68]，まさにこの推定を裏がきするものだろう．Turfan 方面のばあい，麦が，それだったに相異ないが，麦については，ほんらい，arpa「大麦」，buγdai「小麦」の語があるので，tarīγ の訳語としては，一応「穀物」を用いておこうと思う．

3—3　6)　tämpin, qap:　tämpin は ふつう tämbin と写されているが，現在までのところ，この種俗文書だけで知られている[69]．それも，bor「ぶどう酒」又は süčüg「甘酒」を数える単位としてだけ，即ち液量の単位呼称としてである．

ことばの解釈については，Malov が，Vladimirtsov からモンゴル語に tümpün "таз"（盤）という語があると教えられたといった[70]だけである．事実，モンゴル語に中国語「銅盆」にもとずくそのことばはある[71]．しかし，今，この tämbin ～ tämpin との関連は，すぐには説明できない．私自身も，新提案する

---

63)　USp: 295

64)　Malov PDP: 427

65)　USp:295; Malov PDP: 427; AGr: 338; TT IV: B_6; TT V: A 83; TT VI: ll.105,454; TT VII: No.129; TT VIII: K4; Ht V : l.292; Brockelmann: 196; Wb III: 846, 847; Borovkov: 288; Houtsma: 82; Vambery: 176

66)　Ht VII: l. 1870 ; KB: 27_{14}

67)　TT IX: 39; KB: 927, 1596; Wb III: 847; HIIY: 41a, ***tariquči***, 塔力古只 (***ta li ku chih***)「農人」,cf. Klaproth: 17.

68)　Brockelmann: 196

69)　tämpin の代りに tänpin と書かれることも少くない.

70)　USp: 296, 並びに本文書の訳註 (Ma DUD: 7).

71)　Lessing MED: 853 "washbasin"

だけの十分な準備はまだないけれど，高昌館訳語，器用門に quping，胡平 (hu p'ing) の語が採録されていて「壷」の訳語が与えられている[72]．qu～xu は壷 (hu) を写したに相異なく，第2音節の ping もトルコ語的ではなく，必ずや漢語より入ったにちがいない．そして，明代には既にウイグル語化していたから qu のあとに附け加えられたと考えられる．それも，壷などに類することばで，それが重ねて用いられたと考えるべきである．さしあたり，瓶 p'ing などが考えられるかもしれない．この tämbin～tämpin の pin も quping の ping と同じであり，täm は，カシュガリーが伝えていて，「酒を入れる(皮)ふくろ」の意味ある tim [73] と同じである可能性は十分あると思う．要するに，tämbin, tämpin はやはり液体用の一容器の称呼が本来の語義かと，現在，私はこのように推定し，ふつうとは異り tämpin と写すものである．

qap はtämpin に比べるとよく知られていることばである．中世の各種記録と共に現代諸方言でも「皮ぶくろ・袋・包み」から一般的に「入れもの・容器」の意味があること明かである[74]．と同時に，転じて，液体の計量単位的に用いられていることも事実であるが，tämpin ほど瀕繁ではない．

このように，tämpin も qap も，容器――ほんらい皮袋？――の名から転じて液体の計量単位となったことばで，この文書のばあいも，そのように用いられている．ただ，注意すべきことは，たとえば，本文書のばあい，otuz tämpin bir qap「30テンピン1カプ」と書かれてあるのは，卒然と読めば，tämpin が qap より大きい単位のようにみえるが，それは逆で，このばあいは，「30テンピン入り1カプ」と解すべきである．さきに，両者とも計量単位として用いられているといったが，厳密には，tämpin がほんらいの計量単位だというべきかもしれない．両者が併せ用いられている例は稀少で，本文書以外には，2例しか私は知らない．その一つは otuzar tänpin süčügni bir qap という例で[75]，これも直訳すれば「30ずつ(の)テンピン(の)甘酒を1カプ（革袋）」であるが，それは「30テンピンずつの甘酒1カプ（革袋）」，さらに「30テンピン入りで，甘酒1カプ（革袋）」，即ち Radloff が "einen Schlauch mit dreissig Tenbin Most" と訳したように，30テンピン入り1カプ（革袋）の甘酒」の意で，本文書のばあいと同じである．他の1例は[76]，süčüg の代りに bor「ぶどう酒」だが，本文書と完全に同じ otuz tämpin bir qap である．

qap を Radloff, Malov は，いつも「革袋」(Schlauch, мех, мешок) のように訳しただけで，それ以上の考察は加えなかったが，Caferoğlu は，qap と写して，「革袋」の意味とは別に計量単位的に用いられることを指摘した．しかし，彼は，意味するところ明確ではないといいながらも，漢語「合」との関連を念頭に置いていた．[77] 護氏もやはり，量目単位として qab についてふれられたが，「くわしいことはよくわからない」と述べている[78]．護氏もそうだが，Caferoğlu は qap, qab, qaw を同語と見て，そのように考えたらしいが，qaw は既に知られている[79]ように確かに「合」と関連するだろうが，さらに qap も

72) HIIY: 59 b; Klaproth: 22

73) Brockelmann: 209. "der mit Wein gefüllte Schlauch, manchmal auch der Weinhändler, der aber korrekter *timči* heisst"

74) USp: 277; Brockelmann:145; AGr: 326; Wb II :400; Houtsma: 86

75) TM 234.〔USp No. 10〕. böz (棉布) の代価として示されている．

76) TM 228〔USp No. 4〕

77) Caferoğlu USöz: 126

78) 護 1961: 233

79) Uig II: 77, 82; Pfahl: 6_6, 35. 後者のばあい，Müller が前者にもとずいて推測したものである．

それにつながると考えるのは疑わしい．qap が単位的に用いられるときには，そのような小単位ではないはずである．私の知る限りでは，qap を単位的に記したのは，本文書と同種の借用文書に，半 qap の bor（ぶどう酒）を借りて 1 qap の süčüg（ぶどう汁）を返済するといったもの[80]，前にも掲げた tämpin, qap の両語を併せ記した2例，すなわち，otuzar tämpin の süčüg を bir qap（1カプ）といったものと，otuz tämpin bir qap bor をクダ，ビティンに，以下，bir qap（1カプ）をイントゥとイテイ・クルトゥに，さらに 10, 6, 5 tämpin を各人にという bor 分与のリスト風のもの，いま一つは，公文書とみられるもので[81]，若干の破損はあるが，現存部分に iki qap（2カプ），bir qap（1カプ）と bor を数えているのが認められる，それだけである．即ち，2又は1の数しか認められない．一方，tämpin のばあいは，既述のように30以下10, 6, 5，あるいは1[82]など，細く数えわけられていると同時に，大きくは30を数えるもの，既述のとおり本文書もふくめて既に3例あるし，一例だけ 60 tämpin の süčüg（甘酒）というのがある[83]．

このように見ると，qap が中国の単位「合」と関連するとは考え難い．p・b・w のあいだに音通の可能性もなくはないけれど，文字は，p・b は同一であるが，w だけは完全に別である．

最後に，上述のような事実から，いま一つ指摘しておきたいことがある．それは，tämpin と qap との関係であるが，30 tämpin 入り 1 qap をいう例が幾つかあると共に，残る1例に 60 tämpin 即ち30の2倍を数えるものがあること．そして，60を除けば，他はすべて30以下であることからみて，1 qap は 30 tämpin 入りが規準だったらしいことである．他に 1 qap, 2 qap と数えられるものも，そのようなものだったとみて良いにちがいない．

---

80) TM 230〔USp No.1〕

81) TII D 148 a〔USp No.65〕

82) TII D 360〔USp No. 91〕.一種の支払簿，各種品目を数量と共に列記してあるなかで，その25行目に Radloff は bir tänpin（以下欠）を認めているが原文書についてみるに若干疑はある．

83) TM 227〔USp No. 6〕土地の借料として示されている．

[資料 4] 棉花借用文書 LOAN OF COTTON

TII D 43 (USp No. 70)

1) toγuz yïl üčünč ay altï yrgimi-kä
豚 年, 第三 月, 十六 (日) に,

2) maγa usin-ä-kä käbäz kärgäk bolup sauriya
われに, ウシネに, 棉花 必要となり, サウリヤ

3) siri-tin tört taγ käbäz tüš-kä altïm
シリ より 四 タン 棉花 利息(つき)にて うけとれり(われ).

4) küz yaγï-ta yiti taγ käbäz köni birürmän
秋, 新 に, 七 タン 棉花 まさに(返)与せん(われ).

5) birgінčä bar yoq bolsar män inim budruq ävdäkilär
(返)与までに 居 なく ならば (われ), わが弟 ボドルク 家族たち

6) birlä bärürmän birmädin käčürsär män il yaγïnča
と共に (返)与せん(われ). (返)与せずして 過ごさば(われ), くに の例なる

7) asïγ-ï birlä birürmän bu nišan män tanuq buyan qay-a
利息 と共に (返)与せん(われ). 証人 ボヤン カヤ

8) tanuq sasi quḍluq qay-a
証人 サシ クトウルク カヤ

9) bu nišan män usin-ä-niγ ol
この ニシャン われ ウシネ の それ.

10) män toγluq toγa ayïḍïp bitidim
われ トグルク トンガ 訊ね 書きたり(われ).

English translation:

On the sixteenth, the third month, the year of pig, for me, for Usinä, being in need of cotton, I have received from Sauriya Siri, with interest, four *tang* cotton. In autumn, at new(harvest), I will rightly give seven *tang* cotton. If, until giving, I may become to be not present, my younger brother, Budruq, he will give (it), together with the household. If, I will not give (it) and pass (the time), I will give (it) together with the interest according to the local custom. Witness, Buyan Qaya.

Witness, Sasi Qutluq Qaya.

This mark is that of me, Usinä.

I, Toghluq Tonga, inquiring, have written.

語　釈

4—1　1)　üčünč ay : Radloff は altïnč と読んでいるが誤読である.

4—2　2), 3)　Sauriya Siri : 借主名. Radloff は Sabïn Sadï と読んでいるが, 私はこう読みたい. TM 233〔USp No. 20〕に Suriyasiri, TM 86 に Suryasiri と読める人名があるが, それらと同名であろう. なお, käbäz については,［資料 8 ］語釈 8 — 2 を参照.

4—3　3)　taη : Radloff は tarčï と読み "Lohnarbeiter" と訳しているが誤読である. それは, 次の 4) 行にも現れ, Radloff は, そのときは正しく読んでいる. 重量単位 taη についても,［資料 8 ］語釈 8— 4 を参照.

4—4　3)　tüš-kä : Radloff は täri-kä と読んでいるが誤読である.

4—5　4)　birürmän : Radloff は bütkürürmän と読んでいるが賛成できない.

4—6　5)　この行全体を Radloff は完全に誤読している. すなわち, 彼は, büdginčä tar yalin birürmän išim büdmiš öd yali と読み, 6) の birlä birürmän に続け, 次の訳文を示している : Bis zur Beendigung der Arbeit werde ich den Arbeitslohn zahlen und nach Beendigung der Arbeit ihn zugleich mit dem Zeitlohn bezahlen. 彼の誤読の甚だしいものの一つであるが, Malov も修正していないので, よほど不鮮明な写真でも用いたのであろうか. いずれにしろ, ここには, 他の同種契約文と完全に同一文言が認められるのである. なお, 行末に ävdakilär の語があり, この種文言で多く äv-täki-lär と書かれていたのが, ここでは完全に一語で書かれている. 通説に反し äv-täki-lar と読むべきだとする私の考えの一つの論拠でもある.

4—7　7)　bu nišan män : Radloff は bu iš-tä と読んだ. その方が, 次の語 tanuq とのつながりは確かに良い. しかし, 実さいには, こう書かれているのであり, 私は, これは書き誤り, そして削除すべきなのを忘れたか, あるいは, tanuq buyan Qaya のあとに -nïη ol「…のそれ」と書くべきのを, 書きそこなったかとみる. 8), 9)　両行が, 行頭を下げて, 一行ずつに書かれているのは, 私が曽て指摘し, nišan 新型と呼んだ[84] 中国式書き方であり, その完全なものは, 完全に中国風に, 各 tanuq についても「このニシャン, われ tanuq 某のものなり」と記した. この文書のばあい, 中途半端なまねかたで, 文言に混乱が起っているのであろう.

84)　山田 1963 c : 321, 322

[資料 5] 棉布借用文書 Loan of Cotton Cloth

TM 212 (USp No. 29)

1) yïlan yïl üčünč ay iki yaŋïqa maŋa
蛇 年, 第三 月, 二 (新)(日)に, われに,

2) qïryaquz-qa böz kärgäk bolup
キルヤクズに 棉布 必要 となり,

3) yanba - tu - tïn iki iki baq
ヤンバ・トゥより 2 2 束

4) böz aldïm yaŋïta iki š(iq)
棉布 うけとれり(われ). 新(穂)にて 2シク(?)

5) //// birürmän birmädin käčürs(är)
? 与えん(われ). 与えずして 過さば

6) //r män il yaŋïnča tüši bilä
われ, くに の例どおりの 利息 ともに

7) köni bir(ür) män bi(r)ginčä bar yoq
まさに 与えん(われ). 与えるまでに 居 なく

8) bolẓ-a män mäniŋ samdukü - täki po-ni
ならば われ, わが サンドゥ渠 にある ポニ

9) bilä tägi ülüš-lüg yarïm aŋïz
と 等 分 の 半 刈株

10) yir-tä maŋa tägär bọlüg ülüš
地 にて われに ものとなる 部 分

11) -lüg yirim birṣün tanuq
の (わが)地 与うべし. 証人

12) tapmïš tanuq mïsïr bu
タプミシュ, 証人 ミシル. この

13) nišan män qïryaquz-nïŋ ol
ニシャン われ キルヤクズ の それ.

14) män turči qïryaquz-qa ayḍïp
われ トウルチ キルヤクズ に 訊ね

15) bitidim
書きたり

English translation:

On the second (of) new, the third month, the year of snake, for me, for Qiryaquz, being in need of cotton cloth, I have received, from Yanpa-tu, two cotton cloths of two bands. At new (harvest), I will give two *šiq* (?) ……. If I will not give and pass (the time), I will give them, rightly, together with the interest according to the provincial custom. If, until giving, I may become to be not present, men must give

(to him) my portioned and divised land which belongs to me from the half stubble field shared equally with Poni at Samdukü 〔Samtu - canal〕. Witness - Tapmish. Witness - Misir. This mark is that of me, Qiriaquz. I, Turchi, inquiring to Qiriaquz, have written.

語　釈

5—1　1)　üčünč ay iki yaγïqa :　Radloff は onunč ay ygirmi-kä と読んでいるが誤読である.

5—2　2)　Qïryaquz :　Radloff は Qïrïrquz と読んでいるが，私はこう読みたい．ただし，冒頭の q 字は s 字かも知れない．人名の Sïrya, Surya, Surïya などはほかでも知られている.

5—3　3)　Yanpa-tu :　貸主名だが，漢名くさい．末尾の -tu については，cf.〔資料1〕語釈1—4.

5—4　3)　iki iki baq :　Radloff は iki 〔iki〕 baq と2語目の iki は誤記と解したらしい．訳文でも "zwei Bündel" としている．Malov もなんの補足もしていない．しかし，私は，これは書き誤りではないと思う．iki baγ「2束」という一つの単位があり，それを2で，2×2 baγ と解する．たとえば，その他，下のような例がある.

älig iki baγlïq böz (Malov DUD No.2 4) 5) 女子売り文書)

yüz ik baγlïq uzun qarïta böz (TM 224〔USp No. 13〕, LeCoq HU No. 3, Malov PDP No.13 2) 3), 土地売り文書)

前者について Malov は「52束の böz」と訳し[85]，後者については，その yüz iki baγlïq を Le Coq, Radloff, Malov いずれも「102束の」と訳している[86]．これらは，それぞれ「2束もの50」，「2束もの100」に相異ないと思う．このような「2束もの」の存在は，実は，新発見資料の一つ (TM 98) に明言されているので，ある特殊な証文であるが，将来37 böz を手渡すことを約し，その böz について bu böz iki baγlïq böz ol「この棉布は，2束ものの棉布である」と特記してある．すなわち，将来手渡す 37 とは iki baγlïq のものを 37 であると約束しているのである.

ウイグル訳玄奘伝第7巻，1810 行に見える iki böz について v. Gabain 教授は "'zwei Baumwollen', d. h. : zwei Ballen Baumwolle, wahrscheinlich von einem in Handel üblichen Mass" と註記したのは正しい予見であった[87]．iki böz の語は，なお，2047 行にもみえ，両回とも対応する漢語は「白氎両端」である．ウイグル人間では布帛の長さを示す単位としては baγ しか認められないから，iki böz は iki baγ böz であり，baγ は漢人間での「端」に相応するといえよう．そして，「2 baγ の böz (iki baγ böz)」は「2 baγ ものの böz (iki baγlïq böz)」として，また一種の単位に用いられているわけであり，それが「2端」に相応するとすれば，当然，2端に相当する1匹という，いま一つの漢語の単位との相応が考えられよ

85)　"за патьдесят две связки ткани" (Malov DUD: 393)

86)　"hundert und zwei Pakete (usun kari ta ?) Baumwollenzeug" (USp: 15). "102 Bund Uzun qarï-ta (genannten) Baumwollstoff" (Le Coq HU: 456). "сто две связки материи, длинной мерой " (Malov PDP: 210)

う．それぞれの実長については詳察を加える余地は多分に存するが，現在はただ，böz の単位として基本の baγ とは別に，2 baγ が計算単位としても用いられていたことだけは確認すべきである．

5—5 4), 5) iki š(iq) //// : Radloff は iki qa(ta) böz と読んでいるが賛成できない．2語目の第1字は，この文書の書き方を検討するに q 字よりは s/š 字であり，( ) に入れた -iq も文字がうすれてはいるが半ば以上確かである．少くとも -ta とは読めない．5) 行頭を Radloff が疑ないものとして böz と転写しているのは理解に苦しむ．大きく破損して，文字は末尾の一部をのぞいて残っていないからである．私は，想像するならむしろ tarïγ かと疑っているが，断定はできない．

5—6 8) Samdukü : 地名であることは，以下の文，とくに -täki という造語尾よりまず推定できる．末尾の -kü を，私は漢語「渠」を写したものかと思う．Turfan 方面で，土地の所在地を示すに，その土地を灌漑する渠名を以て示すことの多いことは，漢文文書類からも知られるところであるが，ウイグル文書でも最も多く用いられている．渠に対するウイグル語としては ögän があるが，それとは別に漢音をそのまま用いたものと思う．TM 224〔USp No.13〕sökü ögan-üzä, No.55 に sökü ögan-tä とあるのは，Ot·Ry 543 に sökü-täki, TM 78〔USp No.19〕にも sökü-täki とあるのと同じ場所にちがいない．すなわち，このばあいの sö の読み方はともかくとして，sökü は「sö 渠」であり，それが固有名詞化しているのでさらに ögan の語もつけて書いたのだと思われる．その他，Taipokü (TIII M 205) , T(a)ikü (USp No. 108) など地名の末尾に -kü のつくものが散見している．

このばあい Samdu は漢音の写しに相異ないと思う．従って Radloff のように Sämdükü とはせず Samdukü と写す．

5—7 8), 9) Po-ni bilä tägi ülüšlüg : Radloff は bizni bilä tägi ülüšlüg と読み "dem Geschlechte mit uns gemeinschaftlich gehörigem Landantheile" と訳したが，Malov はこの tägi のところは täŋi と読むべきかと疑っている[88]．私は，tägi は täŋi でも良いが「等しい」の意味に相異なく，第一語は bizni とは読めず，これは固有名詞，人名と判断する．漢名であろう．いずれにしろ，土地の所在をいうのに＜地名＞ -taqï/-täki ＜人名＞ birlä täŋ/täg ülüšlüg という表現は常踏的表現である[89]．täŋ/täg に代り täŋi/tägi とあるのはやや珍しいが +i は Bestimmtheit の用法である[90]．

5—8 9), 10) aŋïz yir: Radloff は äkin yir と読んだが，賛成できない．この表現については，語釈 10—3 を参照

87) Ht VII: 〔391〕23
88) USp: 222
89) TM 237〔USp No. 11〕, Malov URD No. 3 など参照.
90) AGr: §360

[資料 6] フェルト代価借用文書 LOAN OF THE PRICE OF FELT

TII Čiqtim 2 (USp No. 63)

1) ud yïl ikinti ay bir yaŋïqa maŋa
牛 年, 第二 月, 一 (新)(日)に, われに,

2) büdüs tutuŋ - qa qočïnda kidiz kärgäk
ビュドュス トウトウンに 牡羊からの フェルト 必要

3) bolup arslan siγqur öl-tä bir kidiz altï
となり アルスラン シンコル ヨェルから 一 フェルト 六

4) böz-kä altïm bilän barmïš arqïš yanmïš-ta
棉布 にて うけとれり(われ). 共に 在りし 隊商 帰還 にて

5) altï böz birip ïdurmän arqïš-tïn ïdmasar
六 棉布 送らしめん(われ). 隊商より (与え)しめざれば

6) män birär ay birär böz asïγ bilän köni birür
われ, 一ごと(の)月 一ごと(の)棉布 利息 ともに まさに 与えん

7) män qač ay tutsar bu oq yaŋča asïγï
われ. 幾 月 保つとも これ なん 様のごとき 利息

8) bilän köni birürmän böz birginčä yoqbar bolsar
ともに まさに 与えん(われ). 棉布 与うまでに 不在 とならば

9) inim alï köni birz-ün tanuq yek› taš oγul
わが弟 アリ まさに 与うべし. 証人 イエケ タシュ オグル.

10) bu tamγa män büdüs tutuŋ - nuŋ ol
この タムガ われ ビュドュス トウトウンの それ.

English translation:

On the first (of) new, the second month, the year of cow, for me, for Büdüs Tutung, being in need of felt from ram, I have received, at Arslan Singqur Öl, a felt for (the price of) six cotton cloths. At the returning (of) caravan which has been together, I will give and send six cotton cloths. If I may not send (them) from (the profit of [?]) caravan, I will rightly give (them) with interest of each one cotton cloth, each month. How many months I may keep, I will rightly give (them) with the interest according this way. If, until to give the cotton cloth, I may become to be not present, my younger brother, Ali, must rigltly give (them). Witness, Yeke Tash Oghul. This seal is that of me, Büdüs Tutung.

語　釈

6—1　2) qočinda : Radloff/Malov は Äpčirdä "in Eptschir (?)" と一応読んだが，不明語であるとして，äbčinṭä, äpčinṭä, äpčirṭä, äpčikṭä とも読めるといった[91]．たしかに，私も，äbčindä と読み äbči-i-ndä と解し，「婦人」を意味する äbči/äwči[92] にもとずく表現という可能性も考える．しかし，そのばあい，3人称所有格についた Lokativ-Ablativ 語尾 -nda の解釈が困難である．この最初の3字を qoč と読めば，その点理解し易い．すなわち，qoč には「牡羊」の意味があるらしいからで[93]，そのばあいなら「牡羊の毛でこしらえた」という，フェルトの修飾語と考えられる．

6—2　2) kidiz :「フェルト」cf. Brockelmann: 108, "Filz"; Houtsma: 101.

6—3　3) Arslan Sïŋqul Öl : Radloff は Arslan Sïq Toγrul と読んだが賛成できない．ただ，より良い読み方があるかもしれない．

6—4　4) arqïš :　6) 行にも書かれている．一応「隊商」と訳したが，それは Brockelmann:11 に "Karavane, Bote, Botschaft", また Wb I: 301 にも arγïš〔Uig・Rbg.〕"die Karavane" とあるのを参照した．Radloff は Aqïš と読み人名を考えている．

6—5　5) birip ïdurmän :　ïd- には "senden, entkommen lassen, verlassen" の意味があると同時に，「…せしめる」の意味の助動詞的用法もあるとされている[94]．

6—6　7) bu oq yaŋča :　Radloff は bu uz-inčä と読み "nach dieser Berechnung" と訳した．Malov は修正して bu yoẓ-inča と読み yozïn/yosïn は yosun に通じ "правило (規則)，закон (法則)" の意味とした[95]．しかし，私はいずれもまちがいだと思う，とくに yaŋča は明かである．yaŋ は漢語「様」にもとずくものとして既によく知られていることばである[96]．

6—7　9) inim Alï :　Radloff もこう読んでいるが，実は，この読み方には大きな疑問がある．第1に，inim の im, i 字は語末の書法と考えられなくもないが，m 字は語末の m 字でないことは明かで，それが語中の m 字なら可能性はある．ただし，語中の m 字を語末に用いた例は今まで私は知らない．Ali については，Radloff も，l 字が少し上に書かれ過ぎているとして Alai とも読めるとしている．inim の代りに irki と読めば，字面には最も忠実な読み方であるが，irki を ir+ki，すなわち ir「彼方」に，時・処の属性を示す +ki がついたものと考えて Ali/Alai の修飾語とみるか，または固有名詞とみるか，どちらの可能性もあろう．さらに，Ali/Alai を -lar/-lär と読むことも可能だと思う．そのとき irki を「彼方に在るもの」の意味としてその複数とも考えられるし，いま一つ，はじめの語を irki でも inim でもない，ävtäki と読み，そ

---

91) USp: 116

92) Kuan: 47; HIIY: 34 b, *äbči*, 阿伯尺 (*a po ch'ih*)「婦」: Klaproth: 16 *Abetschi* "Frau —— Tatarisch in Toblsk und Kasan *biẓa* oder *biẓə*; Kirgisisch *bitsche*; bei den Kangazischen Tataren *iptschi*

93) Brockelmann: 157 *qočuŋur*, daraus γuzz. *qoč* Widder; Wb II : 615, *qoč*〔Krm. Dsch. Osm. Bosn.〕, der Widder

94) AGr: 309, §249

95) USp: 234, 276

96) 語釈 2—7 参照.

の複数形とも考えられる．最後の ävtäki という読みは，唐突のようではあるが，inim と読むよりは可能性が強い．いま，決し得ぬまま，かりに Radloff と同じに inim Ali と読んでおき，一層の検討を期したい．なお，-lar/-lär の複数形を考えるとき，文末の birzün が複数形でないことは不都合のようではあるが，そのような例はないことはない．

6—8 9) Yeke Taš Oγul： 証人の名．Radloff は Taš のところを tanuq と読み，Yeke と Oγul と2名の tanuq としたが誤りである．おそらく，類似の借用文書がみな tanuq 2名になっているのに気ずいていたのであろう．しかし，この文書が他の借用文書とは別に扱うべきこと，また，これと同種の代価借用文書．TM 236〔USp No.8〕でも tanuq 1名である．§84参照．なお，Malov は，やはり修正し，Baš と読んだが賛成できない．[97]

97) USp: 234

[資料 7] 銀借用文書 LOAN OF MONEY (SILVER) (図版 4)

TM 222 (USp No. 18; Le Coq KE No. 6)

1) (kü)skü yïl törtünč ay bir yaŋïqa
鼠 年 第四 月 一 新(日)に

2) maŋa bolmïš - qa asïγ-qa kümüš
われに ボルミシュ に 利息(つき)で (銀)貨

3) (kär)gäk bolup qara oγul - ta altï stir
必要 となりて, カラ オグル より 六 サティル

4) (kü)müš altïm qač ay tutsar män ay
(銀) 貨 うけ取れり(われ). 幾 月 保つとも(われ), 月

5) (sa)yu birär yarïm baqïr kümüš asγ
ごと 一 半ずつ バクル(の) 銀貨 の利息

6) /// birlä köni birürmän birgінčä yoq
もて まさに(返)与せん(われ). 与えずして なく

7) (ba)r bolsar män kišim tüz-ük köni
ならば(われ), わが妻 テュズュク まさに

8) birz-ün tanuq borluqčï tanuq är buqa
(返)与すべし. 証人 ボルルクチ, 証人 エル ブカ.

9) (bu) tamγa män bolmïš - nïŋ ol män
この タムガ われ ボルミシユ の それ. われ

10) //γïna tutuŋ ayïḍïp bitidim
…ギナ トゥトゥン 訊きて 書きたり(われ).

English translation:

On the first (of) new, the fourth month, the year of mouse, for me, for Bolmish, being in need of silver with interest, I have received from Qara Oghul six *satïr* silver. How many months I may keep (it), I will rightly give (back) together with the interest of one and a half *baqïr* each of silver each month. If, until giving (back), I may become to be not present, my wife, Tüzük, must rightly give (back). Witness, Borluqchi. Witness, Är Buqa. This seal is that of me, Bolmish. I, … ghina Tutung, inquiring, have written

語　釈

7—1　2)　kümüš：　語義は「銀」である．altun「金」とともに，中国に於けると同様，ウイグル人間に於いても通貨として用いられていたことは衆知のところである．

7—2　3)　stir：　通貨単位として，yastuq, stir, baqīr の3段階あり，中国の錠，両，銭に相応することも既に指適されているとおりである[98]．

7—3　5)　baqīr：　ほんらいの語義は衆知のとおり「銅」であり，さらに重量単位にも用いられているが[99]，転じて通貨の単位にもなった．Radloff が baqīr kümüš は銀貨に相異なく，その表現（「銅銀」——山田）は "sehr auffallend" であるといったのは誤解である[100]．通貨単位として stir の⅒に相当することは多く指摘されたが[101]，さらに，それが中国の銭に相応することを論じたのは前田直典氏だった[102]．しかし，同氏は，高昌館訳語に，baqīr の語を「銅」と訳した[103]のとは別に「銭」の訳語も与えている[104]ことは気ずかなかった．

---

98)　F. W. K. Müller, Uigurische Glossen. *Ostasiatische Zeitschrift* VIII (Festschrift für Friedrich Hirth zu seinem 75. Geburtstag), Berlin, 1920. ss. 319, 320; USp: 88; Ramstedt:12; 前田直典，元代の貨幣単位，「社会経済史学」14巻4号，1944. pp. 11, 13—16; Feng: 122

99)　その例は TT VII No.22 に見ることができる

100)　USp: 79, No.18 文書の補訂の部

101)　F. W. K. Müller, Uigurische Glossen. s. 320; Ramstedt: 12; Herrfahrdt 1934: 97; 前田直典，元代の貨幣単位 pp. 9, 12

102)　前田，同上 p. 12

103)　HIIY: 66 b; Klaprtoh: 22

104)　HIIY: 84 b; Klaproth: 25

[資料 8] 棉花耕作地借用文書 RENTING OF A COTTON FARM (図版 5)

TM 232 (USp No. 2; Le Coq HU No. 1)

1) taqïqu yïl ikind(i)ay on yaŋïq-a
雞 年, 第二 月, 十(日)(上旬)に,

2) maŋa bay t(ä)mür-kä käbäz tarïqu
われに, バイ テミュル に 棉花 作ずける

3) yir kärgäk bolup t(ä)miči-niŋ
土地 必要 となり, テミチ の

4) po suw-taqï uduru borluqïn on
ポ 水 にある, 向側の 園圃 を 十

5) taŋ käbäz yaq-a-qa tuḍtum bu
タン 棉花 (の)借料に(て) (借)とれり(われ). この

6) bu on taŋ käbäz-ni küz yaŋïda
この 十 タン 棉花 を, 秋 新(穂)に,

7) bašï tašï birlä birür män bu
首 尾(?)ともに 与えん われ. この

8) borluq-nïŋ nägü kim salqï säkidi
園圃 の 如何なる 課 税

9) bolsar män t(ä)miči bilür män bay
なりとも, われ テミチ 知らん, われ バイ

10) t(ä)mür bilmäz tanuq nom qulï
テミユル 知らず. 証人 ノム クリ,

11) tanuq bolon bu nišan män t(ä)miči
証人 ボロン. この ニシャン われ テミチ

12) -niŋ ol män t(ä)miči ök
の それ. われ テミチ こそ

13) bitidim
書きたり(われ).

English translation:

On the tenth (of) new, the second month, the year of hen, for me, for Bay Tämür, being in need of land to cultivate cotton, I have taken, for rent of ten *tang* cotton, Tämichi's garden on the otherside at Po Suw [Po-stream]. In autumn, at new(harvest), I will give with its head and outside. How it may exist any duties for this garden, I, Tämichi, will know. Bay Tämür will not know. Witness, Nom Quli. Witness, Bolon. This mark is that of me, Tämichi. I, Tämichi, indeed, have written.

語　釈

8—1　1)　ikint(i)ay：　Radloff は　ikinti (ay) と転写し，　ay　の語は脱落と見ている．Le Coq も敢て ay の語を補ってはいないが，ikindi と写して，同様である．事実，不注意の脱落でなくても ay の語を省略することはあり得た (cf.§133,語釈11—1)．しかし，私は，本文書については a の字は確かにあると思う．略されているとすれば，ikinti の末尾の i 字であろう．

8—2　2)　käbaz, käpaz：　Radloff は，はじめ，この箇所を "für Kepes (Arrende？「借料？」) Zum Ackern Land nöthig hatte" と，下の on taγ käbäz を "Zehn Tang (？) Kepes (？)" と訳したが[105]，のち補って，käpäs は "Arrende" ではなく，一種の Ackerland (？)「耕地」又は Getreide (？)「穀物」であるとし[106]，その他の文書類では[107]，いずれも訳さず，原語のまま käbäs, と記している．Le Coq は註釈して，käpäz はサンスクリットから来たことばで，今日なお，東トルキスタンでは käbäz として用いられている"Baumwolle (木綿)" の意味だ，という[108]．

Malov も既に指摘したように[109]，Le Coq の解釈が疑なく正しい．マフムード・アル・カシュガリーもその意味で伝えている[110]．そして，今，詳論はしないが，中国に南方産物として古くから知られていた「古貝 hu pei，吉貝 chi pei，劫貝 chieh pei，劫波育 chieh po yü」が，本来サンスクリット語の Karpāsa (Pāli,kappāsa)にもとずく[111]のと相応することも指摘しておきたい．それらは，いずれも，棉花であり，さらに棉布も指す．しかし，少くとも本文書ならびに同種の文書類では，作物としての棉花を指していることは疑ない．tarīqu「作ずけする」の語が添加されるときはもちろんだが，その他のばあいでも tarīγ (穀物・麦)，ür (粟) と並べられたり[112]，künčit (ごま)，bor (ぶどう・ぶどう酒) などと並記されている[113]．

8—3　4)　Po-suw-taqī：　Radloff は Pu-sīη と読み，次の -taqī を taγī と読んで "Pu-syng-Berge" と，Le Coq は bu suv taqī と写して "an diesem Flusse" を訳した．

まず Radloff が二語目を sīη と読んだのは誤りで，文字は疑なく suw である．又，Radloff が三語目を taγ「山」と関連ずけたのも，文字は同じであるから読みとしては不可能ではないにしても，末尾の　+ī も不適当であるし，この種の文書で，土地を対称とするとき，その所在地を，後置詞 -taqī「～に在るとこ

---

150)　USp: 3

106)　USp: 77

107)　USp No.53, TII D 43 〔USp No.70〕, TII D 205 b 〔USp No.88〕

108)　Le Coq HU: 454, Anmerkungen; Le Coq 1910: 97 *kiwäs* Baumwollstaude (lebende); 維漢俄: 523, *kebhz* 棉花; 536, *kivhz* 棉花.

109)　Malov 1925: 553. なお，Malov の手になる USp の語彙集でも正しく "хлопчатник(綿属植物)" の訳語を与えている．

110)　Brockelmann: 101

111)　藤田豊八，棉花棉布に関する古代支那人の知識「東西交渉史の研究・南海篇」，東京，昭和18年，p. 574 以下．B. Laufer, *Sino-Iranica, Chinese contributions to the history of civilization in ancient Iran with special reference to the history of cultivated plants and products.* (Field Museum of Natural History, Publication 201, Anthropological Series XV No.3). Chicago, 1919. p. 574

112)　TM 220 〔USp No.14〕

113)　TII D 205 b 〔USp No.88〕

ろの」を附して明示することは，私の知る限り例外はない[114]．従って，やはり賛成し難い．

一方，Le Coq は第一語を bu「この」と解している．一読すれば極めて自然に出てくる読み方ではある．しかし，今述べたように，土地の所在地を示すのに，後置詞 -taqï を用いると同時に，その前には，他の諸例では例外なく特定の地名を記していることを思うと，ここは，やはり固有名詞を考えるべきだと思う．その点は，Radloff の解釈の方が正しいとしたい．suw はもちろん「水，流れ」の意味のトルコ語だが，Po 又は Pu は漢語にもとずくと推定される．

8—4 5) taŋ: 既に述べたように，Radloff は，käbäz と共に，このことばにも疑問符をつけたまま解釈は下さなかった．ただ，のちに，この文書に対する補註の部で，「taŋ は土地又は穀物の単位」と推測しただけである[115]．彼が解読発表したもののうち，いま一つだけ，このことばのあるものがあるが，そこでも，何の解釈も説明も加えず，訳文中にも原語のまま tang と記している[116]．

Le Coq は，t(a)ng と読み，多分 Bündel (たば) であろう．即ち，一定量の木棉 (Baumlwolle) を指すのだろうと推測した[117]．Malov も，何ら新見解は示さず，「量目，量目の称呼」と説明しただけである．ただ，彼は，はじめは taŋ と読んだが，のちには täŋ と読もうとしたらしい[118]．

そのほかに，このことばに対して解釈は試みられていないと思うが，まず，この資料のばあい，書き方に省略があるが，たとえば，Ot·Ry 1415 の 13)行[119] に見える bir ygrmi taŋ käbäz，15)行に見える yüz taŋ käbäz のばあい省略はなく，それは，どうしても，tang 又は täng，あるいは tärg, tärk としか読めない．tärg, tärk は，私の検索する限り可能性はないようで，残るところ tang 又は täng だけである．要するに，上記先学の読み方そのものは正しいといえる．その語釈に関して，われわれは，既に，上記 Ot·Ry 1415 文書の試訳文中，疑は残しながらも漢語「担 tan」に比定してみた．そのときの疑は，まだ解いていない，即ち，尾末音が，現代北京音 -n であるものが，中世ウイグル語で -ng と書かれることが可能かどうかの問題である．

反面，käbäz を数えるのに，中世ウイグル人が tan/täŋ 以外に badman という単位も用いていることも新資料により知った[120]．badman はよく知られていることばで，それが重量単位であることは疑ない[121]．してみると taŋ/täŋ も重量単位と考えるのが最も自然であるし，そうなれば，西方言語との結びつきが見出し難い以上やはり漢語「担」と関連ずけるべきではなかろうか．badman を，明代の高昌館訳語では「秤」

---

114) TM 237〔USp No.11〕, TM 78〔USp No.19〕, TM 211〔USp No.28〕,T II M ii〔USp No.66〕, TM 81, TII D 204

115) USp:77

116) TII D 43〔USp No.70〕[資料 4]. その4行目で，彼は yiti taŋ käbäz「七タンの棉花」と読んでいる．しかし，彼は，3行目にも tört taŋ käbäz「四タンの棉花」と書かれているのを読み落している．この文書全体について Radloff の誤読はひどかった．[資料 4] 語釈4—6 参照．

117) Le Coq HU: 454, Anmerkungen

118) USp: 294 語彙の部には taŋ "название меры (量目称呼)" として登録し，のち，Malov PDP: 429 では täŋ "мера (量目)" と記載している．

119) 羽田・山田 1961: 203

120) TII T 1330. 裏面，漢仏典．末尾だけを残す指令書風のものである．

121) Brockelmann: 35, *batman*, Mine, Gewicht. TII D 238 b〔USp No.76〕では *min* を，TII D 360〔USp No.91〕では *min, ät* などを数えるのに用いられている．*min* は「麺 mien」であり，*ät* は「肉」である．

と訳しているが[122]，「秤」は計量器であると同時に重量単位でもあり，それより大きい単位が「担」であること衆知のとおりである．とくに音韻変化の点について，専家の御示教を得て，結論したい．

8—5 5) yaqa：「襟，ふち」などの意味では，現代方言にも，歴史文献にも現れるが[123]，caferoğlu 氏もいっているように[124]，本文書で用いられているようなのは，ただ，この種俗文書，それも土地関係，さらに貸借関係にだけしかあらわれない．現在のところ，その文脈より意味するところを考え，Radloff, Malov の与えたような「借料」の訳語[125]が最も適当と思う．

8—6 7) bašï tašï birlä： baš は「頭，はじめ」．taš は「そと」の意．同一表現は今まで知られていないが，Radloff が「全額 (in vollen Betrage)」と訳しているのはそのとおりにちがいない．Le Coq は "nach Zahl und Gewicht" と訳し taš は現在でも Turfan では重量称呼であるといっているが[126]，納得しかねる．邦語「首尾ととのえ」のような語感であろうか．Radloff はドイツ語の表現 "in Bausch und Bogen" と比べている[127]．

但し，私は，一つの疑を持っている．それは現在 tašï と明かに読めるのは正しくは tüši ではなかろうかと．それなら，bašï を「元金」と考え，「元利」となり，極めて納得がゆくものである．中国文同種文書でも「利頭」「本利」そろえて返済するという[128]，それにも一致する．

8—7 8) nägü kim： nägü は nä「なに？」にもとずき，kim は「だれ？」であり，ともに疑問詞であるが[129]，とくに kim の用法は，非常に多様で，言語学者も困惑を感じているようである[130]．ここの表現のばあいも，nägü「如何に，如何なる」の意を強めただけと解すべきだろう．

8—8 8) salqï säkidi： salqï / salïqï の語義については，今まで Caferoğlu 氏が論じた[131]ことがあるだけだが，同氏によれば，salïq は語根 esel から派生し「置く，にもとずいて置く」の意味．税の称呼としてキプチャクカン国でもあったらしいが，その内容については時代によりいろいろだという．現代方言でも税の意味で用いられているのもあるが，その実体は報告されていない[132]．Caferoğlu 氏は，これらウイグル文書に見えるものは「ぶどう園 (borluq) に対する税」であると規定したが，未だ検討の余地は多

---

122) HIIY: 59 a, *badman*, 把蠻 (*pa man*) 「秤」; Klaproth: 22.

123) Wb III: 25; Brockelmann: 78; Ht VII: 1. 1936

124) Caferoğlu 1934: 28, A XIX

125) USp: 77, 273. Arrende, плата, вознаграждение. Le Coq は Entgelt の訳語を与えた．

126) Le Coq HU: 455, Anmerkungen.

127) USp: 77.

128) 敦煌資料 I: 371, 372, 373, 378, 379, 381, (Pelliot chinoise Nrs, 3453, 3458, 3627, 2504, 3051, 3501,)

129) AGr: §§ 195, 196

130) たとえば，Ht V: 28. 294 行，301 行に現れる kim について v. Gabain 教授は，ともに，ふつうの意味・用法ではないとして，文脈から，aber, dadurch などと解している．

131) Caferoğlu 1934: 41, B XIV. なお，歴史的問題としては Тихонов 氏がとり上げている．
Д. Тихонов, налоги и налоговые термины в уйгурском госдарстве (Центральная Азия, IX–XIV вв.) ≪Ученые Записки Института Востоковедения≫, XVI. Мос. -Лен., 1958. стр. 64, 65.

132) Wb IV: 359. *selik* 〔Tar.〕 = *salïq* "die Abgabe, die Steuer"; *salïγ* 〔Dsch.〕 = *selik* 1) die Abgabe". なお，365, *salγïrt* 〔Kir.〕 "die Abgabe, der Tribut, Geldabgabe"; *salγït* 〔Dsch.〕 "die Abgabe, die Grundsteuer"

分にあると思う.

säkid については, Radloff が, 「salīq は "die Gemeindeabgaben" であり, 交付者は多分既にイスラム教徒で, säkidi は宗教上の税だろう」といった[133]. 彼は, キルギス方言などに, アラブ語にもとずく säkāt "die gesetzliche jährliche religiöse Abgabe" のあることを知っていた[134]からであろう. Le Coq も同じアラブ語 ẓakat の変型で zäkit と読むのだろうといっている[135].

いずれも, 重大なしかし困難な問題にふれた無視できぬ提言であるが, いまは, ただ税のことであることを確認するだけに措いておく.

8—9 9) bilür: bil-「知る」が, 税課その他について責任を負うことを意味することは, 本文 § 121で述べたとおりである.

---

133) USp: 77
134) Wb IV: 441
135) Le Coq HU: 455, Anmerkungen

[資料 9] 穀物耕作地借用文書 RENTING OF CORNS FARM

TM 237 (USp No. 11)

1) bičin yïl aram ay iki
猿 年, 正 月, 二(日)

2) yaγï - qa maγa tämür buq-a -qa
(上旬)に, われに, テミュル ブカ に

3) tarïγ tarïqu yir kärgäk bolup
穀物 作ずけする 土地 必要 (と)なりて,

4) q(a)iimtu -nïγ čäγiz -taqï ilči
カイイムトゥ の, チンギズ にて, イルチ

5) bilä - kii täγ ülüš-lüg yirin
(と)共なる 等しき 持分 の 土地を

6) iki šiq yaq-a -qa tuḍum bu
二 シク 借 料 に(て)(借り)とれり(われ). この

7) ẏir - kä äγiz todqa-n birim
土地 に 刈株 肥えば 税

8) alïm kälẓ-ä män tämür buq-a bilür
租 来れば, われ テミュル ブカ 知らん

9) män qaiimtu bilmäz uluγ birim
われ カイムトウ 知らず. 大なる 税

10) kälẓ-ä il aqa-lïγ bolur tanuq
来れば 郷 兄 のもの (と)ならん. 証人

11) mïsïr tanuq saγa bu nišan
ミシル, 証人 サンガ. この ニシャン

12) män tämür buq-a-nïγ ol män
われ テミュル ブカ の それ. われ

13) qaiimtu tämür buq-a - qa
カイイムトゥ, テミュル ブカ に

14) ayïḍïp bitidim
訊きて 書きたり(われ).

English translation:

On the second, the Aram month, the year of monkey, for me, Tämür Buqa, being in need of land to cultivate corn, I have taken, for the rent price of two *šiq*, his land of Qaiimtu which is equally possessed together with Ilchi at Chängiz. When, to this land, any duties for holding stubbles may come, I, Tämür Buqa will know, I, Qaiimtu will not know. If the big duty may come, it will be a affaire of Il Aqa [: Country elder brother]. Witness, Misir. Witness, Sanga, This mark is that of me, Tämür Buqa. I, Qaiimtu, inquiring to Tämür Buqa, have written.

語　釈

9—1　4)　Qaiimtu: もちろん，土地の所有者，この際，土地を Tämür Buqa に貸与した貸主である．この名を Radloff は Qīyīmtu と読んだ[136]．　9), 13) 両行についても同様であるが，原物についてみると，とくに 9), 13) では明かに q 字の次に -a- 字が認められ，彼の名を Qaiimtu と読むことの確証になっている．この人名末尾の -tu については cf. 語釈 1—4. その前の部分を私はいま Qaiim と読み，漢字音を想定しようとしている．漢名「懐恩」なども想起されるが比定は容易ではない．現在知られている各種証文類に彼に関するものの多いことは注目されるが，この問題は別の機会に扱うつもりである．

9—2　4)　Čäŋiz-taqī : Radloff は Čäŋintäri と読み，次の Ilči と併せ人名と見ている[137]．Malov は，-tari の部は -taqī とも読めるといったが[138]，Malov が正しい．文字から見てもそうであるし，この種文書の書式として，ここには地名があるべきである．同じ地名と思われるものが，T II M ii〔USp No. 66〕，やはり土地貸借文書で，その土地の所在地を示すのに記されている．そこでは čiŋiz-täki とあるが，i は中性母音であるから -taqī, -täki どちらでも書き得たのであろう．

9—3　5)　bila kii : 2語目の kii について，Radloff は "ist ganz unverständlich, vielleicht steht es für *kim*" といい[139]，Malov は birlä yir と読めると補訂した[140]．しかし，yir とはどうしても読めず kii に相異ない．bilä/birlä のあとに kii/ki を附した表現は，実は，他にもある．

Turī birlä ki maŋa tägär üč är kömär borluqumnī (USp No.32, 〔TM 205〕) [141]

Qočīŋ apam birläki küdägüm Tapmīš-qa ülüš-tä tägmiš qīra südün yirlärim-ni　(Feng No.1)

いずれも土地の共有的事実のさいに用いられており，とくに後者によって -ki が birlä に附くことが明かである．即ちそれは，eine örtliche und zeitliche Zugehörigkeit を示す語尾 +ki, +qī[142] に相異ない．

9—4　7)　aŋīz todqa-n : Radloff は äkin tutsa と読み "bei der Bearbeitung" と解した．同じ表現は T II M ii〔USp No.66〕, TM 78〔USp No.19〕にも見えているが，まず äkin と読んだのは明かに誤読である．それぞれの文書に於いて筆者の筆ずかいを注意して読めば，いずれも，末尾の文字は -z であって -n ではない．また，語頭も，相互比較してみれば，a- よりは長く，än-，あるいは本文書の如きはむしろ an- かと思われる．äkin も「播種・耕作」を意味する語で[143]，文意はよく通ずるところに彼の誤読の原因はあったのだろう．

---

136)　USp: 11,12
137)　USp: 11,12
138)　USp: 218
139)　USp: 78, Verbesserungen 中において．
140)　USp: 218
141)　Radloff は birlä kim と誤読している．
142)　AGr: §§ 49, 74, 410. なお，Feng No. 1 のこの表現について護氏も同様に解している．護雅夫，元代ウイグル文土地売買文書一通，「岩井博士古稀記念典籍論集」，東京，1963, p. 719
143)　Brockelmann: 20 ; TT VI : 14 ; Wb I : 698

Brockelmann は，マフムード・アル・カシュガリーにより äŋiz "stoppelfeld (刈株田)" の語を示している[144]．Radloff によれば，Osmanli・Chagatay 諸方言に "die Stoppeln (刈株)，das Stoppelfeld (刈株田)" などを意味する äŋiz, aŋïz の語がある[145]．それは更に「休閑地 (das Brach Feld, weite leere Feld)」を意味することもあるらしい[146] のは注目されるが，本文書などにみえるのは，まさにこの aŋïz 又は äŋizに相異ない．なお，äŋiz / aŋiz yir という表現については，〔資料 10〕，語釈1C—3参照．

todqa-nに ついては，Radloff が tuḍz-a と読んでいるが，まず，語末を -za/-sa と読むことには賛成できない．3資料についてみるに，今度は，z 字は認め難く，a, n 又は q/γ にちがいない．基幹語とみえる tod- は，もちろん tut- とも読めるけれど，前の aŋïz/äŋiz「刈株・刈株田・休閑地」を受けることばとして，私は，「満ちる，肥える」の意味ある tod- を考える[147]．語末の読み方，いま決しかねるが，たとえば -aq-a, -qa-n などが文字の上からは最も可能性が強い．かりに，-qa-n と読んでおくが，いずれにしろ，次の birim alïm を修飾するにちがいない．なお，造語尾 -qan が認められるとすれば土地借用文書の一部に「借料つきにて」を意味するにちがいない yaqa-qan という表現との関連が想起される．cf. § 94

9—5 7), 8) birim alïm : bir-「与える」，al-「とる」に名詞化語尾 -°m[148] のついたことば．それぞれ単独に用いられることも，両語を重ねて用いることも，その用例は各種文献で知られている．多くは「債務」の意味に解されるが[149]，本文書，ならびに同種の土地関係契約文，あるいは若干の他種類の文書で用いられているところは，私的債務ではなく，租税の類を意味すると思う．alïm birim, altï birti[150] などとも書かれるが同義語に相異ないだろう．既に示した salqï säkidi もふくめ，同種契約文では，いずれも文末同一文言中にあり，それは歴史的条件に相異はあるにしろ，同じ地方で発見された高昌国関係の租田文書に，やはり末尾の部分に，「賃租百役」について借主・貸主のいずれが責任をとるか述べている[151] のと同巧である．敦煌出土のものでも「差税」[152] について記されている例が知られている．

9—6 9) uluγ birim : Radloff は yuluγ birim と読み，それにもとずき Caferoğlu も財政用語の一つとして説明を加えているが[153]，同一表現は T II M ii 〔USp No. 66〕[154] にもあり，特に後者によって

144) Brockelmann: 22

145) Wb I: 185 *aŋïz* 〔Osm〕, 712 *äŋiz* 〔Dsch〕

146) Wb I: 185 *aŋïz* 〔Dsch〕

147) Brockelmann: 211, "sich sättigen"; TT VIII: Ca, "voll, satt sein"; Wb III: 1206〔AT. Uig. Kair.〕" satt werden"

148) AGr: § 118

149) Brockelmann: 6, 37; TT II: A 94 ; VII: No.40 73 ; TM 205 〔USp No.32〕; Wb I: 384, IV: 1754

150) TM 81 に alïm birim とあり，T II D 149 b 〔USp No.86〕では aldï bärdi とある．後者はむしろ altï bärti と読まれたであろうが，いずれにしろ，al-, bir- の動詞を基幹とする表現に相異なかろう，なお，史料性格からの検討について §119で述べておいたところを参照されたい．

151) 呉震，介紹八件高昌契約，「文物」1962年 第7・8期，㈠㈢．仁井田陞，吐魯番発見の 高昌国および唐代租田文書，「東洋文化研究所紀要 29」．p.7

152) Pelliot chinoise 3155. 仁井田 1960: 786, 785. ; 那波利貞，唐鈔本唐令の一遺文，「史林」21巻4号．p. 74 ; 玉井是博，「支那社会経済史研究」．p. 323

153) Caferoğlu 1934: 37, B V

154) Radloff は，本文書と同様に読んでいる．

uluγ birim と書かれていることは明かである．特定の実体があったのかもしれぬが，字義は「大きな，birim 即ち税」である．なお，一種の赦免状[155]では，irt birt（作物税？）と並び記され，quanbu がそれであるらしい[156]．

9—7 10) il aqa-lïγ bolur : Radloff は ol ïqalïq bolur と読み "möge gemeinschaftlich (?) sein" と訳した．Radloff も推定したように T II M ii〔USp No.66〕でも同一表現があったに相異ないが，破損あり，…lïq bolur を残すだけである．il は「国，地方，郷里」であることは既に述べた[157]．aqa は「兄」の意味である．-lïq（あるいは -lïγ）は名詞に附き，極めて広般に用いられるが[158]，次の動詞 bol-「～となる」と併せ考えると，「郷兄に関するところとなる」というような意味であろう．il aqa とは，おそらく「父老」の如き，土地の長老，そして最末端の行政事務をとるものであろう．そして，特に大きな税負担が課せられるようなときには，彼の裁断によって事を処理するということであろう．一層の詳察は別の機会にゆずる．

155) T III M 205〔USp No.88〕

156) USp: 145. Radloff は，ここでは正しく読んでいる．その 40)～42) に次のようにある．ašilu uluγ birim: quabusï: künčit käbäz bor čopra bašlap irt birt almadïn「加えて，大ビリム，その quabu，ごま・棉花・ぶどう（酒）・チヨプラなどのイルトビルト取らざらん」

157) 語釈 2—7 参照．

158) AGr: §§ 53, 54

[資料 10] 部田(?)借用文書 RENTING OF STUBBLE LAND

TM 211 (USp No. 28; Malov PDP No. 28)

1) taqïqu yïl ikinḍi ay säkiz ygrmikä
雞 年, 第二 月, 十八 (日) に,

2) maŋa ilčikä tarïγ tarïqu yir kärgäk
われに, イルチに, 作物 作付ける 土地 必要

3) bolup qaiimḍu - nïŋ yul toγan-taqï yarïm
(と)なりて, カイムトゥ の ユル トガン にある 半

4) äŋiz yir-in anuq-ïn (t)uḍtum bu yir-kä
刈株 地(彼の)を ととのえ ひき受けたり(われ). この 土地 に

5) näčä uruγ badsar ikagü täŋ ündürüp
如何に 種 まくとも 双方 等しく もたらし

6) tarïr biz bolmïš tüš yana täŋ ül(ä)šür
耕さん われら. なりたる 収益 さらに 等しく 配分せん

7) biz bu yir-kä biräm alïm kälsär ikägü
われら. この 土地 に 税 租 来たらば 双方

8) täŋ bilür biz bu söz-kä tanuq qar-a
等しく(関)知せんわれら. この 語 に 証人(として)カラ

9) baqši tanuq čisim bu nišan män ilči
バクシ, 証人(として)チシム. この ニシャン われ イルチ

10) -niŋol män mïsïr sila ayïḍïp biḍitim
のそれ. われ ミシル シラ 訊ね 書きたり(われ)

English translation:

On the eighteenth, the second month, the year of hen, for me, Ilchi, being in need of land to cultivate corn, I have held, in prepared way, Qaiimtu's half〔: detached(?)〕stubble land at Yul Toghan. At this land, how many one sow seeds, we, both, will take out and cultivate equally. We, also, will equally distribute each other the grown fruit. To this word, witness - Qara Baqshi, witness - Chisim. This mark is that of me, Ilchi. I, Misir Sila, inquiring, have written.

語　釈

10—1　3)　Qaiimtu:　Radloff はこれもはじめ Qïyïmtu と読んだがあとで改めたのが正しい[159]．Malov はやはり Qïyïmtu と読んで改めなかった[160]．

10—2　4)　Yul Toγan-taqï: Radloff は Yal-turγan Qašqï と読んでいるが[161]，Malov は第3語を -taqï と正した[162]．しかし，Malov もその前の部分は，やはり Yal Turγan のままにしている．正しくは Yul Toγan-taqï に相異ないことは，この地名は他にも屢々現れているからである．とくに興味深いのは，未発表の資料であるが，ある土地交換文書（TM 101）は，Ilči, Yolči, Toŋči の三兄弟が，Yul Toghan に所有していた土地を Qaiimtu に譲渡するものである．この文書は，かくして Qaiimtu の手に帰した土地を，今度は旧地主の一人 Ilči に貸与したことを示している．

10—3　4)　äŋiz yir: äŋiz のところを Radloff, Malov 共に šiq と読んでいる．即ち前の yarïm と合せて「半シクの土地」と解している．文脈は十分通じるが，文字は明かに šiq とは書かれていない．私は，はじめ äkin と読んだが，それも正しくなく äŋiz だと思う．即ち，前掲 TM 237〔USp No.11〕[資料 9] 7) 行めで aŋïz todqa-n と読んだ aŋïz と同語で，「刈株・刈株田・休閑地」を意味するものと解したい．(語釈9—4参照)．

ところで，この äŋiz yir ということばを，私は，新資料のなかから，なお5例[163]見出している．それらは，TM 101 が土地交換文書であるほかすべて土地貸借文書で，貸借の対象となっているものである．そのほかに，Radloff が既に発表している棉布借用文書，TM 212〔USp No.29〕[資料 5] で，違約罰として借主の所有地を提供することを記しているが，それも Radloff が äkin yir と読んでいるのは誤りで，aŋïz yir であること既に（語釈5—8）指摘したとおりである．さらに，Malov の紹介した，アスタナで Krotkov が入手した土地売買文書[164]でも，その対象となった土地のことを aŋïz yir とよんでいる．

このように，aŋïz/äŋiz yir という表現は，土地に関する俗文書のなかで，土地の種別を示すことばとして頻繁に現れていることは何を意味するか？　本文書もふくめて上にあげた土地貸借文書5通のうち4通まで，また，交換文書の TM 101，いずれも Qaiimtu に関連し，彼の所有地についていわれていることも見逃せない事実であるが，それでも TM 109+103 a の土地貸借文書，TM 212〔USp No. 29〕の棉布借用文書，Malov の紹介した土地売買文書など，すべて彼に関係はない．要するに一般的に用いられていたというべきである．aŋïz/äŋiz が「刈株・刈株田・休閑地」を意味するとすれば，aŋïz/äŋiz yir の表現から，私は，少くとも唐代のこの地域で用いられていた漢語「部田」を想起する．部田は常田に対比して用いられ，西村元佑氏によれば，常田が恒常的に作物が栽培される土地であり，部田は年々土地を易えねばなら

159)　USp : 79
160)　Malov PDP: 216, 217
161)　USp: 41, 42. "auf dem Jalturgan Kasch befindlichen ……" と訳している．
162)　USp: 222
163)　TM 81 ; TM 100; TM 101 ; T II D 204 ; TII 109+103 a
164)　Malov PDP No.2. ソ連邦アカデミー・東洋学研究所蔵，N. N. Krotkov コレクション IV.

ぬ，作物の連作ができない土地であるらしい[165]．部田がトゥルファン方面で非常に多かったらしいことは注目されたことであるが，この aŋïz/äŋiz yir も広般に存在したらしい地種である．やはり休閑地農法を必要とするような地種を指すのであろう．

なお注目すべきことには，この aŋïz/äŋiz yir の前に yarïm「半」の語のつくものと bir「一」の語のつくものとの2種類が，現在までのところ認められる．ただ aŋïz/äŋiz yir とだけいうものはない．bir と書かれたものは，明確なのは Malov PDP No.2 の1例だけだが，TM 109+103 a も語末の -r 字だけは認められ，bir であったと推定できる．その他はみな yarïm である．宮崎市定教授は，部田には，2年1耕と3年1耕との2種あることを指摘された[166]．この bir「一」と yarïm「半」との2種類もそのような2種類に相応するのではなかろうか．いま，傍証はなにもないし，語義上問題もあるが，一つの思いつきとして記しておき，後考を俟ちたい．

10—4 4) anuq-ïn tuḍtum: tut- は，もともと「保持する」の意味で広般に用いられることというまでもない．Radloff/Malov も同じように読み，Radloff は "fertig (zubereitet)" と，Malov は "охотно (好んで，進んで，よろこんで)" と訳している．誤訳ではないが，この表現が，下記のとおり，とくに äŋiz yir について用いられていることに注目すると，いま少し具体的な意味がほしいところである．anuq-ïn の -ïn は instrumental[167] の語尾と考えられよう．問題は anuq であるが，語義としては，備え，ととのえ，開かれた状態を指すものとされている[168]．いま，土地に関してこのことばが用いられているのは，本文書の例のほか，明かなものとしては，いずれも借用文書であるがなお3例だけある．即ち，TM 81 に yarïm aŋïz yir-ni anuq-qa birtim, TM 109+103 a に (bi)r aŋïz yirig anuq··tuttum, T II D 204 に yarïm aŋïz yirin anuqča tutum とあり，いずれも aŋïz yir「刈株田・休閑地」についていわれていること，本文書のばあいと同様である．要するに，いずれにしろ土地耕作のことであるが，とくに，多くの整備を要する——休閑地にされていたりして——ために，この「開きととのえる，整備する」という表現が用いられたかと思う．それは，逆に aŋïz yir の実体を一層明かにすることにもなろう．

10—5 7) biräm alïm: Radloff は bärimlärim, Malov は birimlärim と，両者とも alïm の部を biräm の複数語尾 +1 人称所有格語尾，即ち「私の諸 birim」と解している．文字の上ではそう読めぬことはないが，文脈上不自然であるし，ここの文言の書かれ方は，他の諸例からみても極めて定型的である．やはり，他のと同じ表現 birim alïm と解すべきである．

10—6 8), 9) Qara Baqši: Radloff はこの人名を Täkä Baqši と読んだが，Malov が訂正した[169]ように Qara Baqši が正しい．

---

165) 西村元佑，唐代吐魯番に於ける均田制の意義——大谷探険隊将来・欠田文書を中心として——，西域文化研究会編「西域文化研究第二，敦煌吐魯番社会経済史料（上）」京都 1959. p.326. この考えは，宮崎市定，楊聯陞両教授によっても支持されている．宮崎市定，トルファン発見田土文書の性質について——「敦煌吐魯番社会経済史料（上）」を読む——，「史林」43巻3号.p.194. 楊聯陞，龍谷大学所蔵の西域文書と唐代の均田制，「史林」45巻5号.pp. 29,30

166) 宮崎市定，ibid. pp. 146—149

167) AGr: §184

168) Brockelmann: 9 "bereit" ; Wb I:234, *anuq* 〔uig.〕 fertig, bereit, unbedingt, 231, *anïq* 〔Kir. Kas. Krm., vergl. *anuq* (uig.)〕 1) hell, klar, deutlich, regelmässig 2) Aufklärung, Auseinandersetzung 3) fertig, bereit. ; Malov PDP: 358 готовый (準備された)

169) USp: 222, Malov PDP: 216

[資料 11] 土地使用貸借文書 ENTRUSTING OF LAND

TM 78 (USp No. 19; Malov PDP No. 19)

1) yont yïl ikinḍi säkiz
馬 年, 第二, 二十

2) oḍuz maγa q(a)iimtu-qa
八, われに, カイムトゥ に,

3) ädl (ä)p yigü borluq kärgäk
使い 用いる はたけ 必要

4) bolup mïsïr-nïγ sökü-täki
(と)なりて ミシル の ショキユ にある

5) borluq-sïn aldïm bu borluq
はたけ(彼の)を 受けとれり(われ). この はたけ

6) -qa aγïz todqa-n birim alïm
に 刈株 持ちに 租 税

7) kärẓ-ä män mïsïr bilürmän q(a)iimḍu
入らば われ ミシル 知らん(われ), カイムトウ

8) bilm(ä)z tanuq bar buqa tanuq
知らず. 証人 バル ブカ, 証人

9) ilči bu nišan män mïsïr-nïγ
イルチ. この ニシャン われ ミシル の

10) ol män q(a)iimtu
それ. われ カイムトゥ

11) mïsïr-qa ayïḍïp
ミシル に 訊ね

12) bitidim
書きたり(われ)

English translation:

(On) the twenty eighth, the second (month), the year of horse, for me, Qaiimtu, being in need of land for use under (my) charge, I have got Misir's garden at Sökü. When, to this land, duties for holding stubbles may fall, I, Misir, will know, (but) Qaiimtu will not know. Witness, Bar Buqa. Witness, Ilchi. This mark is that of me, Misir. I, Qaiimtu, inquiring to Misir, have written.

語 釈

11—1 1), 2) ikinti säkiz otuz : 月日をいうのに, ふつうなら ikinti ay säkiz otuz-qa というべきところ. ay, -qa が省略されているのは非常に珍らしい.

11—2 3) ädläp yigü : 私が ädläp と読んだところを，Radloff, Malov は ätlü <ätil-ü と解している[170]．即ち基動詞を ät-, it- "to do, make ; tun, schaffen" にもとずく ätil- を想定した．しかし，現在，いずれも土地に関して，明らかに ädlä- の語が用いられている次のような例がある．

(1) yana toŋuz yïl ädl(ä)miš-kä altmïš tämpin süčüg yaqa-nï köni birürmän「さらに，豚の年（本文書の翌年——山田），（このはたけを）ädlä することに対し，60テンピンぶどう汁の借料をまさしく支払おう」(USp No. 6〔TM 227〕5), 6))

(2) inču borluq-qa ädlägüči bir ärklüg kiši birzün.「采邑園圃に，ädlä する者，一人の有力なものを，（われらのうちから）与える」(USp No. 21〔TM 223〕3), 4))

(3) baγnï ädläp「園圃を ädlä して」(USp No.22〔TM 221〕41))

この3例とも，Radloff も ädlä-と読んでいて ätil- とは考えていない．(1)の ädlämiš を Radloff は "zu herrichten" と訳し，(2)の ädlägüči には "Gärtner", (3)の ädlä- には "bearbeiten" の訳語を与えている．Brockelmann はマフムード・アル・カシュガリーにより ädlä- "sich kümmern um" の語を示している[171]．それも参照して，「責任を以て引き受け使用する，管理使用する」ような意味かと思う．あるいは，名詞 äd「所有物，財物」に動詞化語尾 -lä のついたものとも考えられようか．いずれにしろ単なる小作的借地ではないことを注目すべきであろう．なお，yigü については誤解はない．動詞 yi- に造語尾 -gü がついて次のことばを修飾する．yi- はほんらい「食べる」の意だが，土地に関してよく用いられ，土地を「使用する，耕作する」の意味であるのは衆知のとおりである．

11—3 4) Sökü-täki: この畑の所在地である．Radloff, Malov ともに Qočo と読んだが，後置詞は，明かに -taqï ではなく -täki である．Sökü の地名については，cf. 語釈5—8

11—4 6) aŋïz todqa-n : Radloff, Malov ともに äkin tudz-a と読んでいるが，既に論じたとおりである．cf. 語釈9—4

11—5 7) kärẓ-ä : kär- は kir- に通じ「入る，入り込む」の義，Radloff, Malov ともに勝手に kälz-ä と r 字を l 字に改めている．事実，他の諸例によれば，この定型的表現で käl- のことばが用いられている．そして又，l 字の書き方として，r 字と同じ一画を書いたのち，別に一筆を書き加えるのであろうから，不注意に最後に加えるべき右側の一筆を記し忘れたということも十分考えられる．しかし，別にもう一例，同一筆者 Qaiimtu のものと思われるものでも[172]，本文書と同じになっている．Qaiimtu の書いた同種文書はそのほかにもあり[173]，それらでは l 字になっているが，不注意の書き誤りと見得ると同時に，kär-/kir- の語でも意味は通じるから，そのようないいまわしの可能性も保留しておきたいと思う．

11—6 9) Mïsïr-nïŋ: -nïŋ のところ，文字は明かに sïŋ と書かれているが，これは -nïŋ の書き誤りに相異ない．

---

170) USp: 79, 266 ; Malov PDP: 214, 363, 366. Radloff は "zum Herrichten" と訳し，Malov もそれに応じて "для обработки (耕作のために)" と訳した．

171) Brockelmann: 18

172) TM 100 同種の土地貸借文書

173) TM 237〔USp No.11〕, TM 81, T II D 204

[資料 12] 家畜借用文書 HIRING OF COW (図版 6)

Malov URD No. 5 (I. 0)

1) yont yïl ikinḍi ay
馬 年, 第二 月,

2) toquz yaŋïqa maŋa tüläk
九 新 に, われに テュレク

3) tämür-kä tärgän ud
テミュル に 借料(つき)にて 牛

4) kärgäk bolup umar
必要 (と)なり, オマル

5) -nïŋ ala udïn tärgän
の まだら 牛を 借料(つき)にて

6) aldïm bu ud-nïŋ
(受け)とれり(われ). この 牛 の

7) tärin-gä küz yaŋït-a
借料 に, 秋, 新(穂)にて,

8) iki šiq tarïγ üč šiq
2 シク 作物 3 シク

9) yür birürmän bu ud
粟 与えん(われ). この 牛

10) -nïŋ ölsär ïdsar
が 死 去せば

11) män umar birür män yoq
われ オマル 与えん(われ). (居)なく

12) bolsar män bilürmän
ならば われ 関知せん(われ).

13) bu udnï onunč ay
この 牛を 第十 月

14) baqï(r)čq-qa täŋinč(ä)
ながえ に 同じく

15) išläḍmäk buldum
働かしむこと 受(諾)せり(われ).

16) tanuq nom qulï tanuq
証人 ノム クリ, 証人

17) köküs qay-a bu nišan
キェキュス カヤ. この ニシャン

18) mäniŋ ol män tüläk
われの それ. われ テユレク

19) tämür öṣüm bitidim
テミュル みずから 書きたり(われ).

English translation :

On the ninth (of) new, the second month, the year of horse, for me, for Tüläk Tämür, being in need of cow by hiring, I have held a brindled cow of Umar by hire. For the hire of this cow, in autumn, at new (harvest), I will pay two *šiq* corns and three *siq* millet, If the cow may die and leave, I, Umar will give (again). If (it) may be not (present), I will know. I have accepted to let the cow work (tieing) to shaft, equally, in the tenth month. Witness, Nom Quli, witness, Köküs Qaya. This mark is that of me. I. Tüläk Tämür, have written by myself.

語　釈

12—1　1)　tärgän/tärkän：　このことばを，Malov は，自分の経験では，東トルキスタンでは見出さなかったが，甘粛の黄頭ウイグルのことばに tergen「農作用荷車」があるとして，телега「荷車」と解した[174]．しかし，このことばは 5) 行めにも現れ，5) 行では，あきらかに，次の al-「受けとる」を修飾こそすれ，そこに「荷車」という名詞があったのでは意味をなさない．私は，これは tär+gän と分解すべきだと思う．その tär は，7) 行めの täringä という表現にも認められる．現在知られているいま一つの家畜借用文書 TM 235〔USp No.3〕にもこの tär の語が用いられていて，それについて Radloff は，tärkä はことばどおりでは "für seinen Schweiss" であるが，tärgä aldïm, birdim は，今日でもキルギス人の間で，"ein Thier miethen oder vermiethen" の意味で使われている，といっている[175]．また，ある支払簿風文書(TM 207,〔USp No.31〕)にも，ulaγ tärikä「駄獣の tär として」15 böz を支払ったという記事あり，これらについては，Malov も "пот (汗)，плата за работу (за пот) (汗による報酬)" の訳を与えているのである[176]．要するに，ほんらい「汗」を意味する tär が，労働に対する報酬の意味から，家畜などの賃借料を意味したものであり，この文書のばあいも，そのことばが用いられていること疑ない．

語尾の -gän/-kän については，いままで知られていないようであるが，土地の借料 yaqa にも γan/-qan という不明の語尾が附けられている例を示した (§ 94)，それと同じものに相異ない．ともに，「借料にて，借料つきで」を意味することも疑なく，-gän/-kän は -gä/-kä に，γan/-qan は -γa/-qa に相応するものと思う．事実，上引の TM 235〔USp No. 3〕のばあい，本文書 5) 行目の tärkän aldïm の箇所が tärkä aldïm と書かれている．なお，語釈 9—4 の todqan 参照．

12—2　11), 12)　yoq bol-：　文字どおりでは「なくなる」である．Malov は，これを「死ぬ」と訳しているが賛成できない．なによりも，この前，10) 行めに ölsär ïdsar「死ねば，去れば」とあり，ïd- は一般的に離れて行くことを意味するが，öl- はあきらかに「死ぬ」意味で，すでに，死んだときのことは述べられてある．ここは，それとは別の概念でなくてはならぬからである．従って，私は，この「なくなる」を，逃亡，盗難などにより失うことの意味だと思う．yoq bol- を，ものを「失う」意味に用いた例は TT VII にしばしば見ることができる[177]．

12—3　12)　bil-：　文字どおりでは「知る」．このことばが「責任をとる」の意味に用いられることは，土地貸借関係で税課を負担するとき用いられたのと同様である (§ 121，語釈 8—9 参照)

12—4　14), 15)　baqï(r)čq-qa täγinč(ä) išläḍmäk buldum：　この前半部を Malov は *byqjaq* (?) *qa täginč* と写し，この前後の訳としては "Этим волом я предполагаю пользоваться до десятого месяца …… (?)　(この牛を十月まで使うつもりである …… (?))．"　としただけである．しかし，私は，冒頭の語は，ここに写したように読めると思う．そして，それを Wb IV: 1452〔Osm.〕にある baγïrčïq "die Deichsel (轅)；die Stelle, wo die Deichsel am Wagen befestigt ist"，また Brockelmann: 28 の

174)　Malov URD: 144，註，「荷車」を意味する tärgän の語は Altai 方言にもあることは Radloff も伝えている．cf. Wb III: 1071

175)　USp: 77

176)　USp: 296

177)　TT VII: No.28, No.32，そこでは tavar (財物) について言われている．

baγyršaq "Eselsattel" も参照して，「轅，ながえ」と訳したい．少くとも，何らかの家畜使役のための用具であり，Dativ 語尾 -qa「に」がついて，「ながえにつけられて」のような意味かと思う．次のことばは，Malov のように täginč とも読めるが，名詞 täginč "Erlangung" [178] では文脈上不適当である．また，前半部の読みとしては täg よりも täng の方が良いから，私は täγinčä と読む．語末の -ä は一劃別にほしいけれど，このままでも不可能ではないし，もとあったものが消えているのかも知れない．täγničä であれば「täγ（等しい）」にもとずくことばで「等しく，同じように」の意味である．

išlätmäk は išlät-「働かせる」[179] の不定法形，「働かせること」であり，Malov も正しく解しているとおりである．しかし，Malov は，最後のことばを boldum と，基幹語を bol-「～となる」と解した．これでは，やはり文意不明であり，私は bul- を考えたい．bul- は，ほんらい「見出す，得る，達する」などを意味するが [180]，ここでは，「得る，受けとる」から「受諾する」の意味で用いられていると推測した．要するに，「十月」にはじまるここの文言は，その点 Malov も同じであろうが，十月には返却するということに相異ないので，ここの主語は，書き手であり借り主である Tüläk Tämür であることを考慮して解釈する以上，上述のような推定は成り立つと思う．「ながえにつけて働かせること」とは，特殊な表現だが，何か彼らのあいだでの比喩的表現であろう．いずれにしろ借り受ける以前と「同じ」状態にすることだと思う．

12—5 17) Köküs Qay-a：証人の一人の名，2語目を Malov は Äräm と読んでいるが Qay-a の方が良いと思う．

178) AGr: 339
179) Wb I: 1559
180) Brockelmann : 42 : "finden, bekommen, erbeuten" ; Wb IV: 1834

略　　号

数回以上引用することのあった論著，ならびに辞典・語彙集・文法書の類には下記の略号を用いた．§ 6 で掲げた資料掲載の論著も重ねて列記してある．本文中では，これら略号のあとには：印を附し，数字だけ記したのが頁数である．

AGr： A. von Gabain. *Alttürkische Grammatik, mit Bibliographie, Lesestücken und Wörterverzeichnis, auch Neutürkisch.* 2 verbesserte Aufgabe. Leipzig 1950.

Bernshtam 1940： A. N. Бернштам, Уйгурские юридические документы. ≪Проблемы источиковедения≫, III. M. -Л., 1940.

Borovkov： A. К. Боровков, ≪Лексика Среднеазиатского Тефсира XII-XIII вв≫. Москва, 1963.

Brockelmann: *Mitteltürkischen Wortschatz nach Maḥmûd al-Kâšγarî' s Divan Luγât at-Türk.* Bibliotheca Orientalis Hungarica, I. Budapest u. Leipzig, 1928.

Caferoğlu 1934； Caferoğlu Ahmet, Uygurlarda Hukuk ve Maliye Istılahları. *Türkiyat Mecmuası*, VI. Istanbul, 1934, 1—43.

Caferoğlu USöz： Caferoğlu Ahmet, *Uygur Sözlügü* I～III. Istanbul, 1934—1938.

Cleaves 1955： F. W. Cleaves, An early Mongolian Loan contract from Qara Qoto. *Harvard Journal of Asiatic Studies.* XVIII, 1·2. Cambridge, Mass., 1955. 1—45.

Csongor： B. Csongor, Chinese in the Uighur script of the T'ang-period. *Acta Orient. Hung.* II. Budapest, 1952. 73—121.

Feng： 馮家昇，元代畏兀児文契約二種，「歴史研究」1954 年第 1 期．北京，1954．119—131.

Feng Bin： 馮家昇・Тенишев，回鶻文斌通(善斌)売身契三種附控訴主人書，「考古学報」1958 年第 2 期（総第20冊）．北京，1958．109—120.

Feng TC： 馮家昇，回鶻文契約二种．「文物」1960 年第 6 期（总才118号）32—34.

羽田・山田 1961： 羽田明・山田信夫，大谷探険隊将来ウイグル字資料目録，「西域文化研究第四」．京都，1961．171—206.

Herrfahrdt 1934： H. Herrfahrdt, Das Formular der uigurischen Schuldurkunden. *Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft.* XLXIII. 1934. 93—103.

HIIY： *Hua-i-i-yu* 華夷訳語. Hirth Ms. 1, vol. 5. Dept d. ehem. Preuss. Staats-B., Universitäts Bibliothek Tübingen, Tübingen. Vol. 5. Uigurisch. 高昌館訳語.

Hk I; II： G. R. Rachmati, Zur Heilkunde der Uiguren, I; II. *Sitzuugberichten*

der Preussischen Akademie d. Wissenschaften. Jhargang 1930, 451—473 ; Jahrgang 1932, 401—448.

Hony TED : H. C. Hony (with the advice of Fahir Iz), *A Turkish-English Dictionary.* 1st ed., Oxford, 1947.

Houtsma : M. Th. Houtsma, *Ein türkisch-arabisches Glossar, nach der Leidener Handschrift herausgegeben und erläutert von M. Th. Houtsma.* Leiden, 1894.

Ht V : A. von Gabain, Die uigurische Übersetzung der Biographie Hüen-Tsangs. *Sitzungberichten der Deutschen Akademie der Wissenschaften. Phil.-Hist. Klasse.* 1935. 151—180.

Ht VII: A. von Gabain, Briefe der uigurischen Hüen-tsang-Biographie, *ibid.*, 1938, 371—415.

Klaproth : J. Klaproth, *Abhandlung über die Sprache und Schrift der Uiguren.* Paris, 1820.

Kowalevski : J. E. Kowalevski, *Dictionnaire Mongol-Russe Français* 3 vols. Kasan, 1844—1849.

K•Ts URS: Ш. Кибиров／Ю.Цунвазо, ≪Уйгурско-Руский Словарь≫. Алма-Ата. 1961

Kuan : W, Radloff, *Kuan-ši-im Pusar,* Bibliotheca Buddhica 14. Petersburg, 1911.

Le Coq 1910 : A. von Le Coq, Sprichwörter und Lieder aus der Gegend von Turfan, mit einer dort aufgenommenen Wörterliste. *Baessler-Archiv.* Beiheft 1. Leipzig-Berlin, 1911.

Le Coq HU: A. von Le Coq, Handschriftliche uigurische Urkundcn aus Turfan. *Tūrān* VIII, Budapest, 1918, 449—460.

Le Coq KE : A. von Le Coq, Kurze Einführung in die uigurische Schriftkunde. *Mitteilungen des Seminars für Orientalische Sprachen* XXII, Berlin, 1919, 93—109.

Lessing MED : F. D. Lessing, ed., *Mongolian-English Dictionary.* Berkley-Los-Angeles, 1960.

Malov 1925 : С. Е. Малов, Рец: A. v. Le Coq, Handschliftliche uigurische Urkunden aus Turfan (Túrán 1918), ≪Зап. Коллегии Востоковедов≫ 1. Лен. 1925, 552—556.

Malov DUD : С. Е. Малов, Два уйгурских документа. Из ≪Равот Восточного Факультета Среднеаз. Гос. Унив.≫ Ташкент, 1927, 387—394.

Malov URD : С. Е. Малов. Уйгурские рукописные документы экспедиции С. Ф. Ольденбурга. ≪Зап. Института Востоковедения СССР≫ I. Ленинград, 1932, 129—149.

Malov PDP : С. Е. Малов, ≪Памятники Древнетюркской письменности. текстии

исследования≫ Института Языкознания, A. H, CCCP. Моск.-Лен., 1951. 200—218, Юридические документы уйгуров ; 353—444, Словарь.

Malov 1954 : C. E. Malov, ≪Уйгурский Язык, Хамийское наречие, тексты, переводы и словары.≫ Институт Языкознания, A. H. CCCP. Моск.-Лен., 1954.

Malov 1957: C. E. Malov, ≪Язык желтых уйгуров, словары и грамматика≫. Академия Наук Казахской ССР. Алма-Ата, 1957.

Man. I ; II ; III : A. von Le Coq, Türkische Manichaica aus Chotscho, I ; II ; III. *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften*, Jhg. 1911≫ Anhang, Berlin, 1912, 61 ss.; Jhg 1919, Berlin, 1919, 15 ss.; Jhg 1922, Berlin, 1922, 49 ss.

Menges 1954 : K. H. Menges, Glossar zu den Volkskundlichen Texten aus Ost-Türkistan II. *Abhandlungen der Geistes- und Sozialwissenschaftlichen Klasse, Akademie der Wissenschaften und der Literatur in Mainz.* 1954, 681—817

護 1961 : 護 雅夫, ウイグル文消費貸借文書,「西域文化研究第四」京都, 1961, 223—254. (英訳 : A Study on Uygur Documents of Loans for Consumption. *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko*, No. 20, Tokyo, 1961)

仁井田 1937 : 仁井田陞,「唐宋法律文書の研究」東京, 1937.

仁井田 1960: 仁井田陞,「中国法制史研究, 土地法・取引法」東京 1960.

仁井田 1963 : 仁井田陞, 吐魯番発見の高昌国及び唐代租田文書.「東洋文化研究所紀要」第29冊, 東京, 1963.

Pfhal : F. W. K. Müller, Zwei Pfahlinschriften aus dem Turfanfunden, *Abhandlungen der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Phil.-Hist. Klasse*, Jahrgang 1915, Berlin, 1—38

Ramstedt : G. J. Ramstedt, Four Uigurian documents. in : C. G. Mannerheim, *Across Asia from West to East 1906—1908.* Travaux ethnographiques VIII, Soc. Finno-Ougr. Helsinki, 1940. 1—12.

敦煌資料 I : 中国科学院歴史研究所資料室編,「敦煌資料, 第一輯」北京, 1961.

TT I ; II ; III ; IV ; V : W. Bang & A. von Gabain, Türkische Turfan Texte I ; II ; III ; IV ; V. *Sitzungberichte der Preussischen Akademie der Wissenschaften, phil.-hist. Klasse.* Berlin, 1929, 1—30 ; 411—430 ; 1930, 183—211 ; 432—450 ; 1931, 323—356.

TT VI : W. Bang, A. von Gabain & G. R. Rachmati, Türkische Turfan Texte VI. *ibid*, 1934, 93—192.

TT VII : G. R. Rachmati, Türkische Turfan Texte VII. *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften. phil. -hist. Klasse*, 1936, Berlin. 1—124.

TT VIII : A. von Gabain, Türkische Turfan Texte VIII. *Abhandlungen der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin, Klasse für Sprachen, Literatur und Kunst,* Jahrgang 1952 Nr. 7. Berlin, 1954. 105 ss. 2 Tfls.,

TT IX : A. von Gabain & W. Winter, Türkische Turfan Texte IX. *ibid.,* Jahrgang 1956. Nr, 2. Berlin, 1958. 44 ss., 2 Tfls.

TT X : A. von Gabain, Türkische Turfan Texte X, *ibid.,* Jahrgang 1958, Nr. 1. Berlin, 1959, 60 ss.

Uig. I; II; III: F. W. K. Müller, Uigurica I; II; III. *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften* : Jhg. 1908, Berlin, 1908, 60 ss.; Jhg 1910, Berlin, 1911, 110 ss.; Jhg 1922, Berlin, 1922, 92 ss.

Uig IV : A. von Gabain, F. W. K. Müller, Uigurica IV. *Sitzungberichten der Preussischen Akademie der Wissenschaften, phil. -hist. Klasse,* Jahrgang 1931. Berlin, 1931, 675—727.

USp : W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler,* Materialien nach Tode des Verfassers mit Ergänzungen von S. Malov herausgegeben. Leningrad, 1928.

Vambery : H. Vambery, *Etymologisches Wörterbuches der Turco-Tatarischen Sprachen.* Leipzig, 1878.

Wb : W. Radloff, *Versuche eines Wörterbuches der Türk-Dialekte,* mit einem Vorwort von Omeljan Pritsak, I～IV. The Hague, 1960.

維漢俄 : 鮑爾漢編,「維漢俄辞典」北京, 1953.

山田 1961 : 山田信夫, 大谷探険隊将来ウイグル文売買貸借文書,「西域文化研究第四」京都, 1961, 207—220.

山田 1963 a : 山田信夫, ウイグル文売買契約書の書式.「西域文化研究第六」京都, 1963, 31—62.

山田 1963 b : N. Yamada : The private Seal and Mark on the Uighur Documents. D. Sinor ed., *Aspects of Altaic Civilization,* Indiana University Publications. Uralic and Altaic Series, vol. 23. Bloomington, 1963. 253—259.

山田 1963 c : N. Yamada, Tamgha- and Nishan-form in Uighurian Contracts. ≪Труды двадцать пятого международного конгрсса востоковедов,≫ III. Москва, 1963. 321—323

文　書　索　引

USp Nos.		§§
1 (TM 230, D 176)		11,13,14,24N,31,32,42,55,89; 2—9,3—3N.
2 (TM 232, D 176)	Le Coq HU No.1	27,88,89,91,93,97,98,100,110,120,122,126,137.
3 (TM 235)		139,140,141,143.144,145; [資料 8], 12—1.
4 (TM 228)		3—3 N.
6 (TM 227)		117; 3—3N.
7 (TM 226, D 176)	Le Coq HU No.2 Malov PDP No.7	11,14,24N,31,32,35N,36,41,89; 1—5N, [資料 2],2—3.
8 (TM 236, D 176)		14,30,45,76,78,80,81,85,89; 2—9,6—8.
10 (TM 234)		11,13,14N,14,22,24N,31,36N,39,54N; 2—9,3—3.
11 (TM 237)		14,88,89,93N,97,97N,98,100,113,119N,119,122, 124,135; 1—6N,5—7N,8—3N, [資料 9], 10—3,11—5N.
13 (TM 224, D 168)	Le Coq HU No.3 Malov PDP No.13	30; 5—4,5—6.
14 (TM 220)		1—1,8—2.
15 (TM 238, D 176)		1—5 N,1—6 N.
18 (TM 222, D 51)	Le Coq KE No.6	11,15,24N,27,31,47,54N,57; [資料 7]
19 (TM 78)	Malov PDP No.19	127,132,133; 5—6,8—3N,9—4, [資料 11]
20 (TM 233)		11,14 N,14,18,23,24 N,31,36 N,41,46,55; 2—3,2—9, 4—2.
21 (TM 223)		11—2.
22 (TM 221)		11—2.
27 (TM 215)	Malov PDP No.27	11,14 N,24 N,28,29,31,42; 2—3.
28 (TM 211)	Malov PDP No.28	88,89,97,97 N,107 N,108,122; 1—6N,8—3N, [資料 10].
29 (TM 212)		11,13,14,24N,27,31,35 N,36N,41 N,59, 60; 1—6N, [資料 5],10—3.
31 (TM 207, D 176)		1—1,1—6N,12—1.
32 (TM 205, D 135)		1—1,1—6N,9—3.
34		11,14,20,24N,31,37,43,66,73,74; 2—9.
37		11,24N,31,35N,41,53,54N; 1—6N,2—3,2—9
47		12,15,24N,31,47,48,56N,82; 1—4.
52		12,15,24N,31,47,54N,57.
53		8—2 N.
55		1—3N,5—6.
63 (T Ⅱ Čiqtim 2)		76,78,80,82,83,85; [資料 6]

65 (T Ⅱ D 148 a)	3—3 N
66 (T Ⅱ M ii)	88,89,92,93,97,98,99,100,112,116,119 N,124,130; 8—3 N,9—2,9—4,9—6,9—7.
67 (T Ⅱ D 149 a)	11,24 N,31,47,48,53,56 N,57,62 N,67,76,104,104 N; 2—9.
69 (T Ⅱ Čiqtim 1)	1—5 N.
70 (T Ⅱ D 43)	11,14,21,24 N,26,41,56,72,78; 2—9, [資料 4], 8—2N 8—4 N.
74 (T Ⅱ D 147 a)	1—4.
76 (T Ⅱ D 238 b)	8—4N.
85 (Ohne Nr. (e))	11,24 N,25,26,31,38,43,61,76,94 N.
86 (T Ⅱ D 149 b)	88,89,95 N,101,102,102 N,104,105,115,119,122,126; 9—5 N.
88 (T Ⅱ D 205 b)	1—4,2—3,8—2 N,9—6.
91 (T Ⅱ D 360)	3—3 N,8—4N.
92 (T Ⅱ D 149 f)	104,104 N.
107 (3. Kr. 41)	105,105 N.
108 (3. Kr. 39)	105; 5—6.
109 (3. Kr. 36)	1—4.
110 (3. Kr. 38)	105.
113 (3. Kr. 33 b)	12, 24N,33,38,40,56,56 N,62,64,67,76.
120 (3. Kr. 32 b)	1—1,1—5 N.
121 (3. Kr. 30 c)	1—5 N.
123 (3. Kr. 29 b)	1—1,1—5N.
126 (3. Kr. 31 c)	1—5 N,1—6 N.
TM 73	88,89,93,100.
〃 75	11,14 N,24 N,41,46,69.
〃 76	11,14 N,20,23,44,46,61,64,66,71; 1—6 N.
〃 81	36 N,69,88,89,97,107 N,107,119,122,127; 8—3 N, 9—5 N,10—3,10—4,11—5 N.
〃 83	11,14 N,24 N,36,36 N,42.
〃 86	11,14 N,24 N,30,35N,37,43.
〃 95	30.
〃 100	88,89,97,107 N,119 N,119,122 ; 10—3,11—5.
〃 101	59 ; 10—2,10—3.
〃 106	11,14 N, 24 N, 35 N, 36, 41,42,55,55 N,58, 68, 69, 127

	1—6.
〃 109+103 a	88,89,94,107 N,108,109,110,123; 10—3,10—4.
T Ⅱ D 149 c	104.
〃 〃 204	36 N,88,89,97,107 N,107,108,109,122,130; 8—3 N, 10—3,10—4,11—5 N.
〃 T 1330	8—4 N.
〃 Toyoq Ohne No	11N.
〃 Toyoq Ohne Nos	88,89,94,99,101,102,104,105,115,142.
T Ⅲ 518	11,24 N,47,54 N.
〃 M 205	105; 5—6.
〃 M 205 d	105; 1—5 N.
Ohne Nr (f)	11,24 N,47,48,51,56 N,64.
Malov DUD No.1	12,13,22,23,24 N,27,39,46,56,70; 2—9, [資料 3]
〃 〃 No.2	5—4.
〃 PDP No.2 (Kr. Ⅳ)	30; 10—3.
〃 URD No.1 (O. 6)	1—4.
〃 〃 No.3 (O. 8)	5—7 N.
〃 〃 No.5 (I. O)	139,141,142,143,144,145; 1—6 N, [資料12]
Feng No.1	1—4,9—3.
BM Or 8212 (106)	105.
〃 〃 (131)	12,26 N,47,50,53,54 N,57,67,99 N.
〃 〃 (151) a	12,24 N,47,56 N.
Ot·Ry 543	6; 5—6.
〃 1108	6,54 N.
〃 1415	8—4.
〃 2150(a)	6.
〃 2734	6,12,24 N,27.29,35 N,36,39,46, 54 N,56, 58, 67, 69, 70,75; [資料 1], 2—4.
〃 2782	1—5 N.